

新旧対照表

○給水装置工事設計施行基準・解説

新	旧
<p>給水装置工事設計施行基準・解説</p> <p><u>令和7年4月1日</u></p> <p>神奈川県県営上水道条例第15条第2項に定める工法、工期その他の条件、及び第16条に定める給水管、給水用具の構造、材質の指定については、本基準によるものとします。 また、本基準は水道法、条例の改正等により適宜改正しますので、内容については最寄りの営業所に確認してください。</p>	<p>給水装置工事設計施行基準・解説</p> <p><u>令和6年4月1日</u></p> <p>神奈川県県営上水道条例第15条第2項に定める工法、工期その他の条件、及び第16条に定める給水管、給水用具の構造、材質の指定については、本基準によるものとします。 また、本基準は水道法、条例の改正等により適宜改正しますので、内容については最寄りの営業所に確認してください。</p>
<p>神奈川県企業庁</p>	<p>神奈川県企業庁</p>

新	旧
第2章 給水装置工事 <p>2・2 給水装置工事の施行</p> <p>〔解説〕</p> <p>1・4 「管理者の施行」で規定される工事は除く。</p> <p>水道法第16条の2第3項の「<u>国土交通省</u>令で定める給水装置の軽微な変更」については、指定給水装置工事事業者以外の者でも施行できるものとする。</p> <p>(参考) 給水装置の軽微な変更 <u>国土交通省</u>令(水道法施行規則第13条)に定める軽微な変更とは、単独水栓の取替及び補修、並びにこま、パッキン等の給水装置の末端に設置される給水用具の部品の取替(配管を伴わないものに限る)をいう。</p>	第2章 給水装置工事 <p>2・2 給水装置工事の施行</p> <p>〔解説〕</p> <p>1・4 「管理者の施行」で規定される工事は除く。</p> <p>水道法第16条の2第3項の「<u>厚生労働省</u>令で定める給水装置の軽微な変更」については、指定給水装置工事事業者以外の者でも施行できるものとする。</p> <p>(参考) 給水装置の軽微な変更 <u>厚生労働省</u>令(水道法施行規則第13条)に定める軽微な変更とは、単独水栓の取替及び補修、並びにこま、パッキン等の給水装置の末端に設置される給水用具の部品の取替(配管を伴わないものに限る)をいう。</p>
<p>2・3 給水装置の構造及び材質の基準</p> <p>〔解説〕</p> <p>(参考) 水道法施行令 第6条 法第16条の規定による給水装置の構造及び材質は、次のとおりとする。</p> <p>2 前項各号に規定する基準を適用するについて必要な技術的細目は、<u>国土交通省令(浄水の水質を保持するために必要な技術的細目について)</u>で定める。</p>	<p>2・3 給水装置の構造及び材質の基準</p> <p>〔解説〕</p> <p>(参考) 水道法施行令 第6条 法第16条の規定による給水装置の構造及び材質は、次のとおりとする。</p> <p>2 前項各号に規定する基準を適用するについて必要な技術的細目は、<u>厚生労働省令で定める</u>。</p>
<p>第3章 給水装置工事の基本計画</p> <p>3・3 給水方式の決定</p> <p>3・3・1 直結式給水</p> <p>〔解説〕</p> <p>1について； 本管の供給能力とは、口径、水量、水圧等をいう。なお、本管の水圧を調査する必要がある場合は、「水圧調査依頼書(様式-3の4)」により営業所に依頼することができる。</p> <p>詳細については、3・6「直結直圧式給水方式」、3・7「直結増圧式給水方式」を参照のこと。</p>	<p>第3章 給水装置工事の基本計画</p> <p>3・3 給水方式の決定</p> <p>3・3・1 直結式給水</p> <p>〔解説〕</p> <p>1について； 本管の供給能力とは、口径、水量、水圧等をいう。なお、本管の水圧を調査する必要がある場合は、「水圧調査依頼書(様式-4の5)」により営業所に依頼することができる。</p> <p>詳細については、3・6「直結直圧式給水方式」、3・7「直結増圧式給水方式」を参照のこと。</p>

新	旧																																																																
<p>3・5 給水管の口径決定</p> <p>3・5・1 口径の決定基準</p> <p>1 給水管の口径は、給水用具の標高差と計画使用水量に対する総損失水頭及び余裕水頭を加えたものが、給水管を分岐する又は給水管が分岐された配水管の設計水圧を水頭に換算した値以下となるよう水理計算により決定する。</p> <p>2 <u>設計水圧とは、管理者が定める配水管の水圧をいい、次表によること。</u></p> <p>表3-5-1 設計水圧 (単位: MPa)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>本管最小動水圧</th> <th>設計水圧</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>$0.40 \leq P$</td> <td>0.35</td> </tr> <tr> <td>$0.35 \leq P < 0.40$</td> <td>0.30</td> </tr> <tr> <td>$0.25 \leq P < 0.35$</td> <td>0.25</td> </tr> <tr> <td>$0.15 \leq P < 0.25$</td> <td>0.15</td> </tr> <tr> <td>$P < 0.15$</td> <td>実測水圧</td> </tr> </tbody> </table>	本管最小動水圧	設計水圧	$0.40 \leq P$	0.35	$0.35 \leq P < 0.40$	0.30	$0.25 \leq P < 0.35$	0.25	$0.15 \leq P < 0.25$	0.15	$P < 0.15$	実測水圧	<p>3・5 給水管の口径決定</p> <p>3・5・1 口径の決定基準</p> <p>給水管の口径は、給水用具の標高差と計画使用水量に対する総損失水頭及び余裕水頭を加えたものが、給水管を分岐する、又は給水管が分岐された配水管の設計水圧を水頭に換算した値以下となるよう水理計算により決定する。</p>																																																				
本管最小動水圧	設計水圧																																																																
$0.40 \leq P$	0.35																																																																
$0.35 \leq P < 0.40$	0.30																																																																
$0.25 \leq P < 0.35$	0.25																																																																
$0.15 \leq P < 0.25$	0.15																																																																
$P < 0.15$	実測水圧																																																																
<p>3・5・2 口径決定計算の方法</p> <p>2 各種給水用具の損失水頭は、製造会社の資料等を参考にするとともに、次表によること。</p> <p>表3-5-2 用具損失水頭の直管換算長 (単位:m)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">種別 口径(mm)</th> <th colspan="2">栓類</th> <th rowspan="2">水道メーター</th> <th rowspan="2">給水栓</th> </tr> <tr> <th>ボールタップ等</th> <th>分水栓、止水栓等 (※)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>13</td> <td>3.0</td> <td>1.5</td> <td>4.0</td> <td>3.0</td> </tr> <tr> <td>20</td> <td>8.0</td> <td>2.0</td> <td>11.0</td> <td>8.0</td> </tr> <tr> <td>25</td> <td>9.0</td> <td>3.0</td> <td>15.0</td> <td>8.0</td> </tr> <tr> <td>40</td> <td>21.0</td> <td>6.0</td> <td>26.0</td> <td></td> </tr> <tr> <td>50</td> <td>25.0</td> <td>8.0</td> <td>35.0</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>※サドル付分水栓、乙止水栓、埋設用青銅仕切弁、メーターバルブ等をいう。</p> <p>※割T字管の換算長は0mとする。</p>	種別 口径(mm)	栓類		水道メーター	給水栓	ボールタップ等	分水栓、止水栓等 (※)	13	3.0	1.5	4.0	3.0	20	8.0	2.0	11.0	8.0	25	9.0	3.0	15.0	8.0	40	21.0	6.0	26.0		50	25.0	8.0	35.0		<p>3・5・2 口径決定計算の方法</p> <p>2 各種給水用具の損失水頭は、製造会社の資料等を参考にするとともに、次表によること。</p> <p>表3-5-1 用具損失水頭の直管換算長 (単位:m)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">種別 口径(mm)</th> <th colspan="2">栓類</th> <th rowspan="2">水道メーター</th> <th rowspan="2">給水栓</th> </tr> <tr> <th>ボールタップ等</th> <th>分水栓、止水栓等 (※)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>13</td> <td>3.0</td> <td>1.5</td> <td>4.0</td> <td>3.0</td> </tr> <tr> <td>20</td> <td>8.0</td> <td>2.0</td> <td>11.0</td> <td>8.0</td> </tr> <tr> <td>25</td> <td>9.0</td> <td>3.0</td> <td>15.0</td> <td>8.0</td> </tr> <tr> <td>40</td> <td>21.0</td> <td>6.0</td> <td>26.0</td> <td></td> </tr> <tr> <td>50</td> <td>25.0</td> <td>8.0</td> <td>35.0</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>※サドル付分水栓、乙止水栓、埋設用青銅仕切弁、メーターバルブ等をいう。</p> <p>※割T字管の換算長は0mとする。</p>	種別 口径(mm)	栓類		水道メーター	給水栓	ボールタップ等	分水栓、止水栓等 (※)	13	3.0	1.5	4.0	3.0	20	8.0	2.0	11.0	8.0	25	9.0	3.0	15.0	8.0	40	21.0	6.0	26.0		50	25.0	8.0	35.0	
種別 口径(mm)		栓類				水道メーター	給水栓																																																										
	ボールタップ等	分水栓、止水栓等 (※)																																																															
13	3.0	1.5	4.0	3.0																																																													
20	8.0	2.0	11.0	8.0																																																													
25	9.0	3.0	15.0	8.0																																																													
40	21.0	6.0	26.0																																																														
50	25.0	8.0	35.0																																																														
種別 口径(mm)	栓類		水道メーター	給水栓																																																													
	ボールタップ等	分水栓、止水栓等 (※)																																																															
13	3.0	1.5	4.0	3.0																																																													
20	8.0	2.0	11.0	8.0																																																													
25	9.0	3.0	15.0	8.0																																																													
40	21.0	6.0	26.0																																																														
50	25.0	8.0	35.0																																																														

[解説]

- 1について；
 (2) ヘーゼン・ウィリアムズ公式（口径 75 mm以上の場合）
 注2) 設計水圧は、表3-5-1 「設計水圧」とする。

[解説]

- 1について；
 (2) ヘーゼン・ウィリアムズ公式（口径 75 mm以上の場合）
 注2) 設計水圧は、0.15 MPaとする。また、3階直結直圧式給水可能区域については0.25 MPaとする。

新	旧
<h3>3・6 直結直圧式給水方式</h3> <p>直結直圧式とは、本管の水量、水圧等の供給能力の範囲で、末端給水用具まで給水する方式をいう。直結直圧式の場合、<u>設計水圧</u>及び給水する高さの範囲で水理計算上可能なものに適用する。<u>なお、水理計算方法は3・5・2「口径決定計算の方法」による。</u> また、既設建物において、既設配管をそのまま使用し直結式給水を希望する場合は、3・10「給水方式の切替」による。</p>	<h3>3・6 直結直圧式給水方式</h3> <p>直結直圧式とは、本管の水量、水圧等の供給能力の範囲で、末端給水用具まで給水する方式をいう。直結直圧式の場合、<u>管理者が定める本管の水圧</u>及び給水する高さの範囲で水理計算上可能なものに適用する。また、既設建物において、既設配管をそのまま使用し直結式給水を希望する場合は、3・10「給水方式の切替」による。</p>
<p>[解説] 設計水圧を調査する必要がある場合は、「水圧調査依頼書（<u>様式一3の4</u>）」により営業所に依頼することができる。 専用住宅及び共同住宅以外の建物で直結直圧式給水を希望する場合は、3・3・2「受水槽式給水」における適用範囲を勘案の上、「<u>直結（直圧・増圧）式給水条件承諾書（新設・切替）（様式一3）</u>」により、申込者に対してその内容を十分説明し、承諾を得ること。</p>	<p>[解説] 設計水圧を調査する必要がある場合は、「水圧調査依頼書（<u>様式一4の5</u>）」により営業所に依頼することができる。 専用住宅及び共同住宅以外の建物で直結直圧式給水を希望する場合は、3・3・2「受水槽式給水」における適用範囲を勘案の上、「<u>直結直圧式給水条件承諾書（様式一4）</u>」により、申込者に対してその内容を十分説明し、承諾を得ること。</p>
<h4>3・6・2 適用範囲</h4> <p><u>3階直結直圧式給水方式を適用する範囲は、専用住宅、共同住宅、店舗併用住宅、店舗併用共同住宅、事務所ビルで、次の条件を満たす場合とする。</u></p> <ol style="list-style-type: none"> 1 本管の年間最小動水圧が0.25MPa以上で、口径75mm以上または管網形成をしている口径50mmの管からの分岐とし、かつ水理計算の結果、最高水栓の余裕水頭が5.0m以上確保できるもの。 2 次の場合は、<u>行き止まり管</u>の口径50mmの本管から分岐できるものとする。 <ol style="list-style-type: none"> (1) 管理者所有の本管から分岐すること、又は分岐されていること。 (2) 専用住宅（二世帯住宅含む）の申込であること。 (3) 水理計算は、口径75mm以上の分岐箇所から行い、その結果、最高水栓の余裕水頭が5.0m以上確保でき、かつ本管の水量水圧が確保されていること。 3 1棟の1日最大使用水量は44m³/日以下、親メータ一口径40mm以下とする。 	<h4>3・6・2 適用範囲</h4> <p><u>専用住宅、共同住宅、店舗併用住宅、店舗併用共同住宅、事務所ビルで3階直結直圧式給水方式を適用する範囲は、次の条件を満たす場合とする。</u></p> <ol style="list-style-type: none"> 1 本管の年間最小動水圧が0.25MPa以上で、口径75mm以上の管からの分岐とし、かつ水理計算の結果、最高水栓の余裕水頭が5.0m以上確保できるもの。 2 次の場合は、口径50mmの本管から分岐できるものとする。 <ol style="list-style-type: none"> (1) 管理者所有の本管から分岐すること、又は分岐されていること。 (2) 専用住宅（二世帯住宅含む）の申込であること。 (3) 水理計算は、口径75mm以上の分岐箇所から行い、その結果、最高水栓の余裕水頭が5.0m以上確保でき、かつ本管の水量水圧が確保されていること。 3 1棟の1日最大使用水量は44m³/日以下、親メータ一口径40mm以下とする。
<h4>3・6・3 配管及び水道メーター</h4> <p><3階直結直圧式給水計算例></p> <p>[例-1] 共同住宅および店舗併用共同住宅（直読式） ①計算条件 ・<u>設計水圧は、0.25MPaとする。</u></p> <p>[例-2] 共同住宅および店舗併用共同住宅（直読式、親メーターなしの場合） ①計算条件 ・<u>設計水圧は、0.25MPaとする。</u></p> <p>[例-3] 口径50mmから分岐の場合 ①計算条件 ・<u>設計水圧は、0.25MPaとする。</u></p>	<p><3階直結直圧式給水計算例></p> <p>[例-1] 共同住宅および店舗併用共同住宅（直読式） ①計算条件</p> <p>[例-2] 共同住宅および店舗併用共同住宅（直読式、親メーターなしの場合） ①計算条件</p> <p>[例-3] 口径50mmから分岐の場合 ①計算条件</p>

新	旧										
<p>[例-4] 共同住宅および店舗併用共同住宅（直読式、親メーターなしの場合） ①計算条件 ・<u>設計水圧は、0.25MPa とする。</u></p> <p>[例-5] 共同住宅および店舗併用共同住宅（直読式、親メーターなしの場合） ①計算条件 ・<u>設計水圧は、0.25MPa とする。</u></p>	<p>[例-4] 共同住宅および店舗併用共同住宅（直読式、親メーターなしの場合） ①計算条件</p> <p>[例-5] 共同住宅および店舗併用共同住宅（直読式、親メーターなしの場合） ①計算条件</p>										
<h3>3・7 直結増圧式給水方式</h3> <h4>3・7・1 適用範囲</h4> <p>6 分岐する本管口径は、原則 $\phi 100$ mm以上とし、必要引込管の2倍以上の口径を有する本管から取り出すものとする。ただし、所管する営業所との事前協議を行い、「分岐可」の回答があった場合はこの限りではない。</p> <p>〔解説〕 6について；1日最大使用水量が80 m³/日（100戸）以下の共同住宅に限り、既設管に影響がない場合は、本管口径100mmから取り出せるものとする。</p>	<h3>3・7 直結増圧式給水方式</h3> <h4>3・7・1 適用範囲</h4> <p>6 分岐する本管口径は $\phi 100$ mm以上とし、必要引込管の2倍以上の口径を有する本管から取り出すものとする。 ただし、1日最大使用水量が80 m³/日（100戸）以下の共同住宅に限り、既設管に影響がない場合は、本管口径100mmから取り出せるものとする。</p> <p>〔解説〕</p>										
<h4>3・7・3 給水管口径の決定</h4> <p>1 給水管の口径は、所定の増圧給水設備で増圧した際に、最上階の管末給水栓の余裕水頭が5.0m以上となるよう決定すること。損失水頭の計算に当たっては、$\phi 50$mm以下はウェストン公式を、$\phi 50$mmを越えるものについてはヘーゼン・ウィリアムス公式を使用すること。 2 上限流速は、原則として2.0m/sec以下とする。 3 設計水圧は、表3-5-1「設計水圧」とする。</p>	<h4>3・7・3 給水管口径の決定</h4> <p>1 給水管の口径は、所定の増圧給水設備で増圧した際に、最上階の管末給水栓の余裕水頭が5.0m以上となるよう決定すること。損失水頭の計算に当たっては、$\phi 50$mm以下はウェストン公式を、$\phi 50$mmを越えるものについてはヘーゼン・ウィリアムス公式を使用すること。 2 上限流速は、原則として2.0m/sec以下とする。 3 設計水圧は、<u>次表のとおりとする</u>こと。</p> <p>表3-7-2 設計水圧</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>配水管の最小動水圧</th> <th>設計水圧</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>0.3MPa 以上</td> <td>0.3MPa</td> </tr> <tr> <td>0.3MPa 未満 0.25MPa 以上</td> <td>0.25MPa</td> </tr> <tr> <td>0.25MPa 未満</td> <td>0.15MPa</td> </tr> <tr> <td>0.15MPa 未満</td> <td>実測水圧</td> </tr> </tbody> </table>	配水管の最小動水圧	設計水圧	0.3MPa 以上	0.3MPa	0.3MPa 未満 0.25MPa 以上	0.25MPa	0.25MPa 未満	0.15MPa	0.15MPa 未満	実測水圧
配水管の最小動水圧	設計水圧										
0.3MPa 以上	0.3MPa										
0.3MPa 未満 0.25MPa 以上	0.25MPa										
0.25MPa 未満	0.15MPa										
0.15MPa 未満	実測水圧										
<h4>3・7・8 水道メーター</h4> <p>〈戸数から同時使用水量を予測する算定式による 水理計算例〉 (4) 設計水圧 ・<u>設計水圧は、表3-5-1「設計水圧」とする。</u></p>	<h4>3・7・8 水道メーター</h4> <p>〈戸数から同時使用水量を予測する算定式による 水理計算例〉 (4) 設計水圧 ・配水管の最小動水圧が0.3MPa以上の場合は、設計水圧を0.3MPaとする。 ・配水管の最小動水圧が0.25MPa以上0.3MPa未満の場合は、設計水圧を0.25MPaとする。 ・配水管の最小動水圧が0.25MPa未満の場合（3直不可能地域）は、設計水圧を0.15MPaとする。 ・配水管の最小動水圧が0.15MPa未満の場合（配水池直下等）は、実測水圧を設計水圧とする。</p>										

新	旧								
<p><居住人数から同時使用水量を予測する算定式による 水理計算例></p> <p>(4) 設計水圧</p> <p>・<u>設計水圧は、表3-5-1「設計水圧」とする。</u></p>	<p><居住人数から同時使用水量を予測する算定式による 水理計算例></p> <p>(4) 設計水圧</p> <p>・配水管の最小動水圧が0.3MPa以上の場合、設計水圧を0.3MPaとする。</p> <p>・配水管の最小動水圧が0.25MPa以上0.3MPa未満の場合は、設計水圧を0.25MPaとする。</p> <p>・配水管の最小動水圧が0.25MPa未満の場合（3直不可能地域）は、設計水圧を0.15MPaとする。</p> <p>・配水管の最小動水圧が0.15MPa未満の場合（配水池直下等）は、実測水圧を設計水圧とする。</p>								
<p><水理計算例></p> <p>事務所ビルの場合（5階建て床面積3,000m²の事務所ビルに直結増圧給水を行う場合）</p> <p>(5) 設計水圧</p> <p>・<u>設計水圧は、表3-5-1「設計水圧」とする。</u></p>	<p><水理計算例></p> <p>事務所ビルの場合（5階建て床面積3,000m²の事務所ビルに直結増圧給水を行う場合）</p> <p>(5) 設計水圧</p> <p>・配水管の最小動水圧が0.3MPa以上の場合、設計水圧を0.3MPaとする。</p> <p>・配水管の最小動水圧が0.25MPa以上0.3MPa未満の場合は、設計水圧を0.25MPaとする。</p> <p>・配水管の最小動水圧が0.25MPa未満の場合（3直不可能地域）は、設計水圧を0.15MPaとする。</p> <p>・配水管の最小動水圧が0.15MPa未満の場合（配水池直下等）は、実測水圧を設計水圧とする。</p>								
<p>3・7・9 申請</p> <p>5 事前協議書の写し、「直結（直圧・増圧）式給水条件承諾書（新設・切替）」（様式-3）及び「水理計算確認書」（様式-3の3）を提出すること。</p> <p>7 同口径の増圧給水設備（増圧ポンプ）のみの取替については、「増圧給水設備（ポンプ）取替届出書」（様式-7の2）に必要書類を添付し届出すること。届出書の提出にあたっては、ポンプ性能や逆流防止設備の種別、設置位置などについて事前に水道営業所の確認を受けること。</p>	<p>3・7・9 申請</p> <p>5 事前協議書の写し、「直結増圧式給水条件承諾書」（様式-4の2）及び「水理計算確認書」（様式-4の4）を提出すること。</p> <p>7 同口径の増圧給水設備（増圧ポンプ）のみの取替については、「増圧給水設備（ポンプ）取替届出書」（様式-8の2）に必要書類を添付し届出すること。届出書の提出にあたっては、ポンプ性能や逆流防止設備の種別、設置位置などについて事前に水道営業所の確認を受けること。</p>								
<p>3・7・12 増圧給水設備設置の猶予</p> <p>4 給水管の口径の決定</p> <p>(3) 設計水圧は、<u>表3-5-1「設計水圧」とする。</u></p> <p>8 申請</p> <p>(3) 事前協議書の写し、水理計算書、水理計算確認書（様式-3の3）、増圧給水設備設置の猶予条件承諾書（様式-3の2）を提出すること。</p>	<p>3・7・12 増圧給水設備設置の猶予</p> <p>4 給水管の口径の決定</p> <p>(3) 設計水圧は<u>表3-7-3「増圧猶予における設計水圧」に基づくこと。</u></p> <p style="text-align: center;">表3-7-3 増圧猶予における設計水圧</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th>本管最小動水圧(MPa)</th> <th>設計水圧(MPa)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>0.30≤P<0.35</td> <td>0.25</td> </tr> <tr> <td>0.35≤P<0.40</td> <td>0.30</td> </tr> <tr> <td>0.40≤P</td> <td>0.35</td> </tr> </tbody> </table> <p>8 申請</p> <p>(3) 事前協議書の写し、水理計算書、水理計算確認書（様式-4の4）、増圧給水設備設置の猶予条件承諾書（様式-4の3）を提出すること。</p>	本管最小動水圧(MPa)	設計水圧(MPa)	0.30≤P<0.35	0.25	0.35≤P<0.40	0.30	0.40≤P	0.35
本管最小動水圧(MPa)	設計水圧(MPa)								
0.30≤P<0.35	0.25								
0.35≤P<0.40	0.30								
0.40≤P	0.35								

新	旧
<p>図 3-7-8 既存施設の改造例</p> <p>① 高置水槽以降の配管を利用する例</p> <p>② 高置水槽以降の立管も改造する例</p> <p>③ ポンプ直送方式を改造する例</p> <p>高置水槽 → 立管</p> <p>受水槽</p> <p>主管</p> <p>立管</p> <p>主管</p> <p>凡 例</p> <ul style="list-style-type: none"> 利用する既存配管 新設配管 不要となる設備 受水槽用ポンプ設備 直結増圧装置 	<p>図 3-7-8 既存施設の改造例</p> <p>① 高置水槽以降の配管を利用する例</p> <p>② 高置水槽以降の立管も改造する例</p> <p>③ ポンプ直送方式を改造する例</p> <p>高置水槽 → 立管</p> <p>受水槽</p> <p>主管</p> <p>立管</p> <p>主管</p> <p>凡 例</p> <ul style="list-style-type: none"> 利用する既存配管 新設配管 不要となる設備 受水槽用ポンプ設備 直結増圧装置

3・8 受水槽式給水方式

3・8・4 構造及び配管

8 必要最小限（1～2栓）の直送用（受水槽上流側）の水栓を取引メーター以降に限り設置することができる。ただし、共同住宅等で各戸検針を実施し、震災時の飲料水とする目的で非常用給水栓（受水槽下流側）を設置する場合は、鍵付の給水栓とし「確約書」（様式-9）を提出すること。

3・8・5 設計図

2 受水槽以下の図面については、次の事項に従うこと。

- (1) 使用材料及び構造等が分かるように、図面（配管図等）を提出すること。
- (2) 図面（配管図等）の作成は、図3-8-5「図面作成例」および4・2・1「設計図の作成」によること。
- (3) 各階の戸数が把握できること。

〔解説〕

2について；図面（配管図等）の提出

3・8 受水槽式給水方式

3・8・4 構造及び配管

8 必要最小限（1～2栓）の直送用（受水槽上流側）の水栓を取引メーター以降に限り設置することができる。ただし、共同住宅等で各戸検針を実施し、震災時の飲料水とする目的で非常用給水栓（受水槽下流側）を設置する場合は、鍵付の給水栓とし「確約書」（様式-11）を提出すること。

3・8・5 設計図

2 受水槽以下の図面については、次の事項に従うこと。

- (1) 使用材料及び構造等が分かるように、図面（配管図等）を提出すること。
- (2) 受水槽以下の給水設備は、青の実線で書くこと。
- (3) 各階の戸数が把握できること。

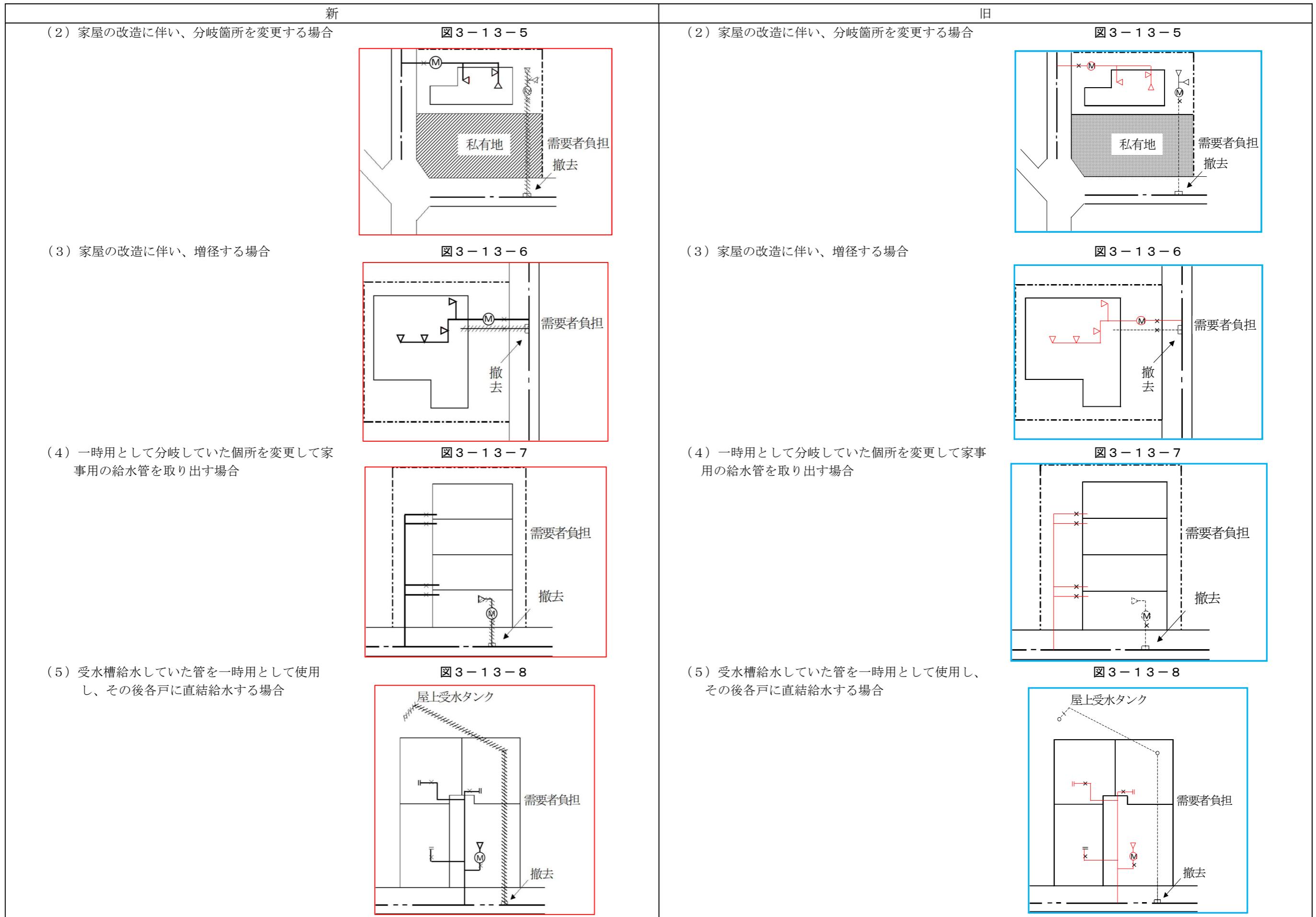
〔解説〕

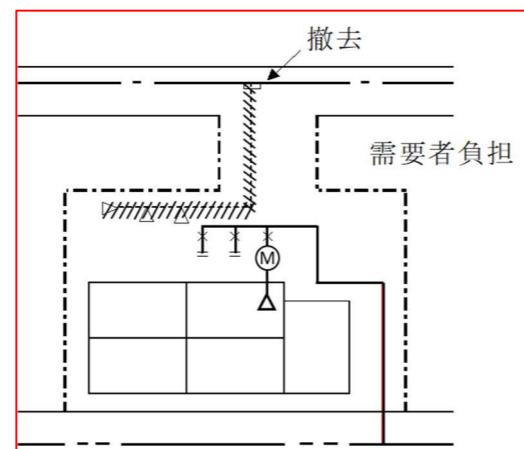
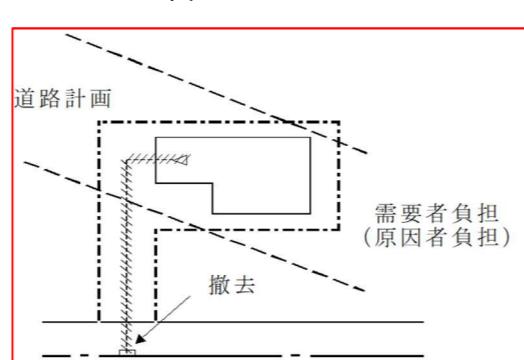
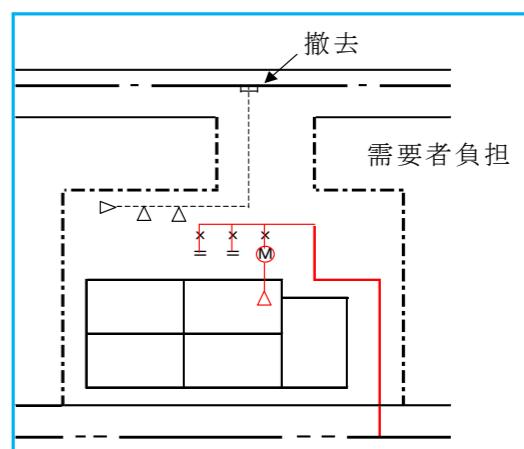
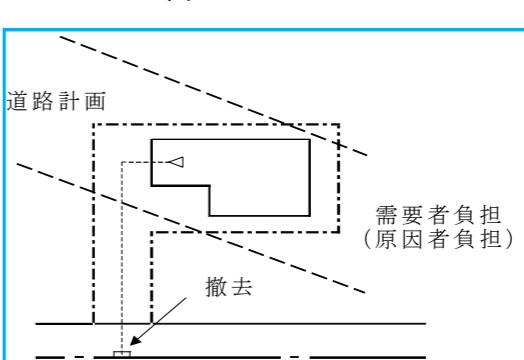
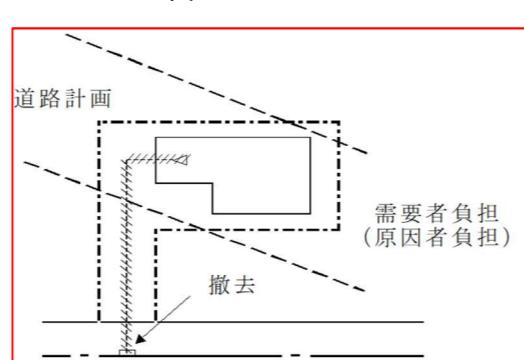
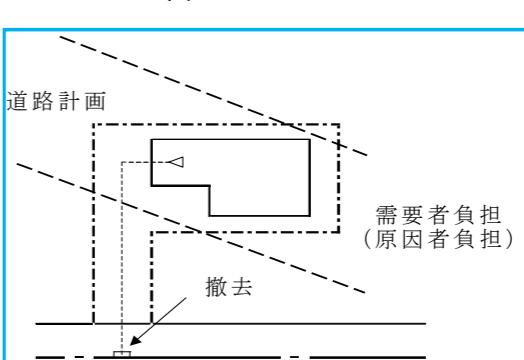
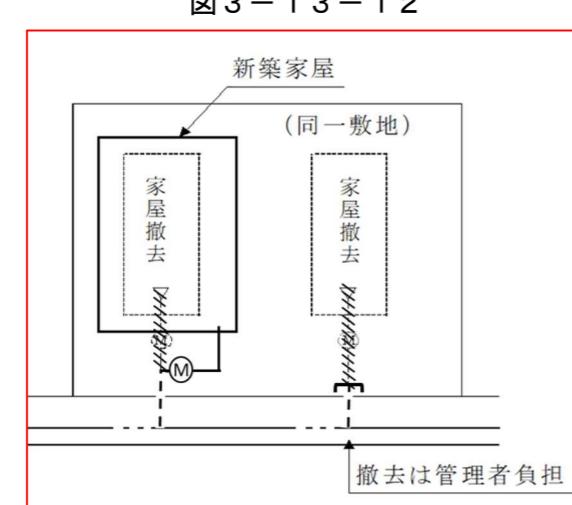
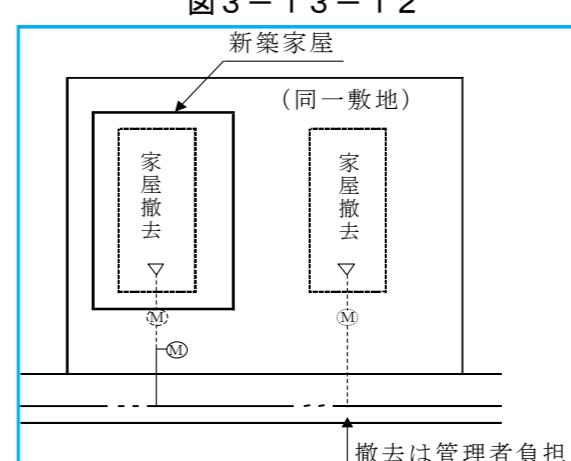
2について；図面（配管図等）の提出

(2) 提出する図面（配管図等）は、設計図様式に記入すること。

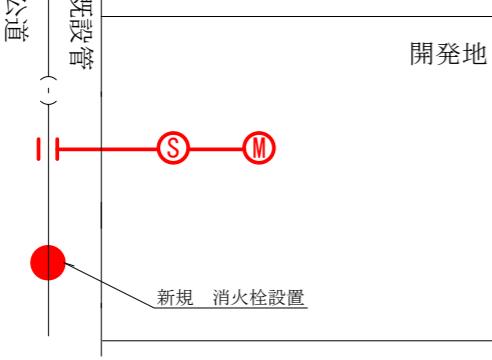
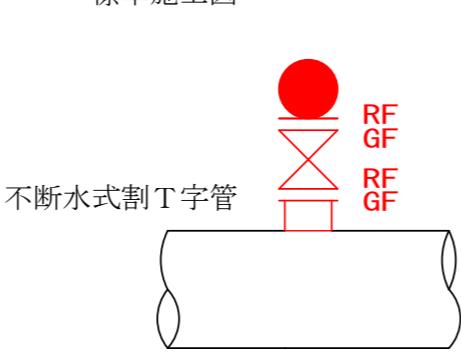
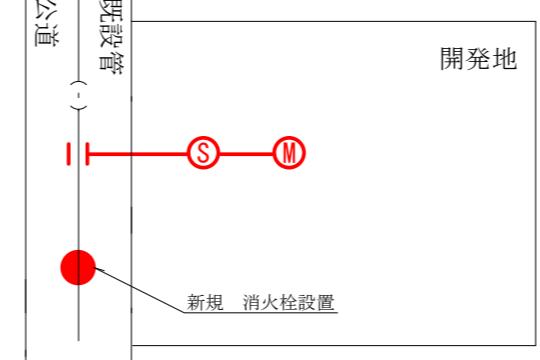
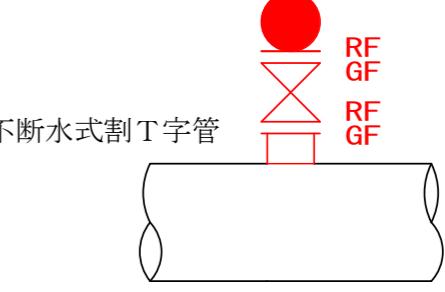
新	旧
3・10・3 既設管の水質試験	3・10・3 既設管の水質試験
<p>1 更生工事を実施していない給水設備から、直結給水方式に切り替える場合 水道法第20条第3項に規定する地方公共団体の機関又は国土交通大臣及び環境大臣の登録を受けた者による、表3-10-1に規定する項目の水質試験</p> <p>2 更生工事を施工した記録により、ライニングに使用された塗料・工法及び施工状況が明らかな場合 表3-10-1に規定する項目及び更生工事に使用された塗料により表3-10-2に規定する項目を水道法第20条第3項に規定する地方公共団体の機関又は国土交通大臣及び環境大臣の登録を受けた者による水質試験</p> <p>3 更生工事を施工した履歴はあるが、ライニングに使用された塗料・工法・施工状況が確認できない場合 ライニングされた既設給水管の一部をサンプリングし、それを供試体として水道法第20条第3項に規定する地方公共団体の機関又は国土交通大臣及び環境大臣の登録を受けた者にて浸出性能試験を実施することとし、試験項目については、「給水装置の構造及び材質の基準に関する省令」別表第1のすべてとする。</p>	<p>1 更生工事を実施していない給水設備から、直結給水方式に切り替える場合 水道法第20条第3項に規定する地方公共団体の機関又は厚生労働大臣の登録を受けた者による、表3-10-1に規定する項目の水質試験</p> <p>2 更生工事を施工した記録により、ライニングに使用された塗料・工法及び施工状況が明らかな場合 表3-10-1に規定する項目及び更生工事に使用された塗料により表3-10-2に規定する項目を水道法第20条第3項に規定する地方公共団体の機関又は厚生労働大臣の登録を受けた者による水質試験</p> <p>3 更生工事を施工した履歴はあるが、ライニングに使用された塗料・工法・施工状況が確認できない場合 ライニングされた既設給水管の一部をサンプリングし、それを供試体として水道法第20条第3項に規定する地方公共団体の機関又は厚生労働大臣の登録を受けた者にて浸出性能試験を実施することとし、試験項目については、「給水装置の構造及び材質の基準に関する省令」別表第1のすべてとする。</p>
<p>〔解説〕</p> <p>3について；既設給水管のサンプリングが困難で、浸出性能試験が実施出来ない場合は、現地にて水道水を16時間滞留させた水（給水設備のライニングされた管路内の水であって、受水槽等の水が混入していないもの）を採取するとともに、管路内の水をすべて入れ替えた後の水を対照水（ブランク）として採取し、水道法第20条第3項に規定する地方公共団体の機関又は国土交通大臣及び環境大臣の登録を受けた者にて水質検査を行う。</p>	<p>〔解説〕</p> <p>3について；既設給水管のサンプリングが困難で、浸出性能試験が実施出来ない場合は、現地にて水道水を16時間滞留させた水（給水設備のライニングされた管路内の水であって、受水槽等の水が混入していないもの）を採取するとともに、管路内の水をすべて入れ替えた後の水を対照水（ブランク）として採取し、水道法第20条第3項に規定する地方公共団体の機関又は厚生労働大臣の登録を受けた者にて水質検査を行う。</p>
3・12 事前協議	3・12 事前協議
3・12・1 適用範囲	3・12・1 適用範囲
<p>〔解説〕</p> <p>なお、事前協議対象外の給水装置工事であっても、設計にあたり本管水圧の確認が必要な場合は、「水圧調査依頼書」（様式-3の4）により行うことができる。</p>	<p>〔解説〕</p> <p>なお、事前協議対象外の給水装置工事であっても、設計にあたり本管水圧の確認が必要な場合は、「水圧調査依頼書」（様式-4の5）により行うことができる。</p>
3・12・2 協議について	3・12・2 協議について
<p>1 事前協議の申込みは、「県営水道給水関係事前協議書」（様式-1）及び「県営水道給水関係事前協議書（特別給水装置工事）」（様式-1の2）に必要事項を記載し、3・12・3「添付書類」に記載の必要書類を添付し、計画地を所管する営業所へ[正][副]各1部提出すること。</p>	<p>1 事前協議の申込みは、「県営水道給水関係事前協議書」（様式-2）及び「県営水道給水関係事前協議書（特別給水装置工事）」（様式-2の2）に必要事項を記載し、3・12・3「添付書類」に記載の必要書類を添付し、計画地を所管する営業所へ[正][副]各1部提出すること。</p>

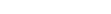
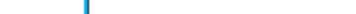
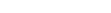
<p style="text-align: center;">新</p> <p>3・13・3 給水装置の撤去</p> <p>[解説]</p> <p>図3-13-2 給水装置の撤去位置</p> <div style="border: 1px solid red; padding: 10px;"> </div> <p>3・13・4 撤去工事の費用負担区分</p> <p>(1) 単一の給水装置の場合</p> <p>[解説]</p> <p>(具体例)</p> <p>1 管理者負担の場合 給水装置が不要となった場合の撤去</p> <p>図3-13-3</p> <div style="border: 1px solid red; padding: 10px;"> </div> <p>2 需用者負担の場合 既設管が不要となった場合の撤去</p> <p>(1) 家屋の建替えのため、需要者の都合により一時撤去する場合</p> <p>図3-13-4</p> <div style="border: 1px solid red; padding: 10px;"> </div>	<p style="text-align: center;">旧</p> <p>3・13・3 給水装置の撤去</p> <p>[解説]</p> <p>図3-13-2 給水装置の撤去位置</p> <div style="border: 1px solid blue; padding: 10px;"> </div> <p>3・13・4 撤去工事の費用負担区分</p> <p>(1) 単一の給水装置の場合</p> <p>[解説]</p> <p>(具体例)</p> <p>1 管理者負担の場合 給水装置が不要となった場合の撤去</p> <p>図3-13-3</p> <div style="border: 1px solid blue; padding: 10px;"> </div> <p>2 需用者負担の場合 既設管が不要となった場合の撤去</p> <p>(1) 家屋の建替えのため、需要者の都合により一時撤去する場合</p> <p>図3-13-4</p> <div style="border: 1px solid blue; padding: 10px;"> </div>
---	--



新	旧
<p>(6) 一戸のみの給水改造により各戸に給水するため、取り出し配水管を変えて取り出す場合</p> <p>図 3-13-9</p>  <p>図 3-13-10</p> 	<p>(6) 一戸のみの給水改造により各戸に給水するため、取り出し配水管を変えて取り出す場合</p> <p>図 3-13-9</p>  <p>図 3-13-10</p> 
<p>(7) 公共事業、民間の開発事業、「飛行場周辺における建物等の移転の補償に係る撤去」の適用により家屋を撤去する場合</p> <p>図 3-13-10</p> 	<p>(7) 公共事業、民間の開発事業、「飛行場周辺における建物等の移転の補償に係る撤去」の適用により家屋を撤去する場合</p> <p>図 3-13-10</p> 
<p>(2) 同一敷地内に複数の給水装置がある場合</p> <p>[解説] 2 (1)について；</p> <p>図 3-13-12</p> 	<p>(2) 同一敷地内に複数の給水装置がある場合</p> <p>[解説] 2 (1)について；</p> <p>図 3-13-12</p> 

<p>新</p> <p>2 (2) について ;</p> <p>図 3-13-13</p> <p>図 3-13-13</p> <p>新築家屋 (同一敷地)</p> <p>家屋撤去 家屋撤去</p> <p>撤去は需要者負担↑</p>	<p>旧</p> <p>2 (2) について ;</p> <p>図 3-13-13</p> <p>新築家屋 (同一敷地)</p> <p>家屋撤去 家屋撤去</p> <p>撤去は需要者負担</p>
<p>(3) 同一敷地内に複数の給水管取出しがある場合</p> <p>[解説]</p> <p>1について ;</p> <p>図 3-13-14</p> <p>以前は2区画</p> <p>撤去は管理者負担</p>	<p>(3) 同一敷地内に複数の給水管取出しがある場合</p> <p>[解説]</p> <p>1について ;</p> <p>図 3-13-14</p> <p>以前は2区画</p> <p>撤去は管理者負担</p>
<p>2について ;</p> <p>図 3-13-15</p> <p>以前は2区画</p> <p>撤去は需要者負担</p>	<p>2について ;</p> <p>図 3-13-15</p> <p>以前は2区画</p> <p>撤去は需要者負担</p>

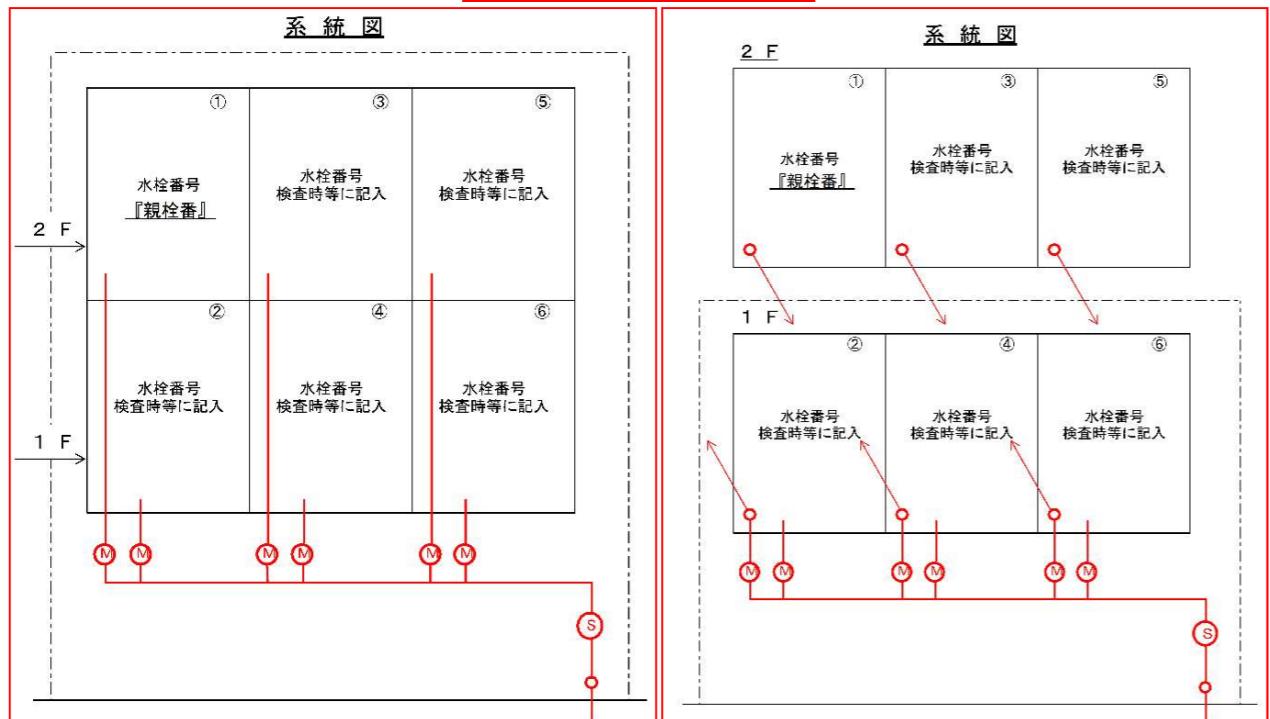
新	旧																																																
<p>3・15 消防用設備</p> <p>[解説]</p> <p>図3-15-2 私設消火栓の申請方法</p> <p>(4) 市町への開発行為申請の許可条件とされ、公道内の既設水道管に消火栓を設置する場合、私設消火栓の新設工事として申請する。また、のちに公設消火栓の新設工事として申請する。また、のちに公設消火栓として取り扱うため、「<u>消防水利の基準（昭和39年、消防庁告示第7号）</u>」に基づき設置し、別途営業所と事前に協議を行うこと。なお、寄附物件の申込み及び所管の消防署からの設置確認を受けるものに限る。</p> <p>標準施工図</p>  <p>不斷水式割T字管</p> 	<p>3・15 消防用設備</p> <p>[解説]</p> <p>図3-15-2 私設消火栓の申請方法</p> <p>(4) 市町への開発行為申請の許可条件とされ、公道内の既設水道管に消火栓を設置する場合、私設消火栓の新設工事として申請する。また、のちに公設消火栓として取り扱うため、寄附物件の申込み及び所管の消防署からの設置確認を受けるものに限る。</p> <p>標準施工図</p>  <p>不斷水式割T字管</p> 																																																
<p>3・16 給水装置用材料</p> <p>3・16・1 基本的要件</p> <p>表3-16-1 認証品確認のためのURL一覧</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>国土交通省</th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>給水装置データベース</td> <td>https://www.mlit.go.jp/mizukokudo/watersupply/mizukokudo_watersupply_tk_000001_00005.html</td> </tr> <tr> <th>日本水道協会 (JWWA)</th> <td></td> </tr> <tr> <td>JWWA 検査事業</td> <td>http://www.jwwa.or.jp/kensa_index.html</td> </tr> <tr> <td>JWWA 品質認証センター</td> <td>http://www.jwwa.or.jp/ninsyo_index.html</td> </tr> <tr> <td>JWWA 認証登録品検索ページ</td> <td>http://nc.jwwa.or.jp:8080/jwwa_hp/HL0101/HL0101N010Action.do</td> </tr> <tr> <th>その他第三者認証機関</th> <td></td> </tr> <tr> <td>日本水道協会 (JWWA)</td> <td>http://www.jwwa.or.jp/</td> </tr> <tr> <td>日本燃焼機器検査協会 (JHIA)</td> <td>http://www.jhia.or.jp/</td> </tr> <tr> <td>電気安全環境研究所 (JET)</td> <td>http://www.jet.or.jp/</td> </tr> <tr> <td>日本ガス機器検査協会 (JIA)</td> <td>http://www.jia-page.or.jp/</td> </tr> <tr> <td>UL Japan</td> <td>http://japan.ul.com/</td> </tr> </tbody> </table>	国土交通省		給水装置データベース	https://www.mlit.go.jp/mizukokudo/watersupply/mizukokudo_watersupply_tk_000001_00005.html	日本水道協会 (JWWA)		JWWA 検査事業	http://www.jwwa.or.jp/kensa_index.html	JWWA 品質認証センター	http://www.jwwa.or.jp/ninsyo_index.html	JWWA 認証登録品検索ページ	http://nc.jwwa.or.jp:8080/jwwa_hp/HL0101/HL0101N010Action.do	その他第三者認証機関		日本水道協会 (JWWA)	http://www.jwwa.or.jp/	日本燃焼機器検査協会 (JHIA)	http://www.jhia.or.jp/	電気安全環境研究所 (JET)	http://www.jet.or.jp/	日本ガス機器検査協会 (JIA)	http://www.jia-page.or.jp/	UL Japan	http://japan.ul.com/	<p>3・16 給水装置用材料</p> <p>3・16・1 基本的要件</p> <p>表3-16-1 認証品確認のためのURL一覧</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>厚生労働省</th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>給水装置データベース</td> <td>https://www.mhlw.go.jp/kyusuidb/index.action</td> </tr> <tr> <th>日本水道協会 (JWWA)</th> <td></td> </tr> <tr> <td>JWWA 検査事業</td> <td>http://www.jwwa.or.jp/kensa_index.html</td> </tr> <tr> <td>JWWA 品質認証センター</td> <td>http://www.jwwa.or.jp/ninsyo_index.html</td> </tr> <tr> <td>JWWA 認証登録品検索ページ</td> <td>http://nc.jwwa.or.jp:8080/jwwa_hp/HL0101/HL0101N010Action.do</td> </tr> <tr> <th>その他第三者認証機関</th> <td></td> </tr> <tr> <td>日本水道協会 (JWWA)</td> <td>http://www.jwwa.or.jp/</td> </tr> <tr> <td>日本燃焼機器検査協会 (JHIA)</td> <td>http://www.jhia.or.jp/</td> </tr> <tr> <td>電気安全環境研究所 (JET)</td> <td>http://www.jet.or.jp/</td> </tr> <tr> <td>日本ガス機器検査協会 (JIA)</td> <td>http://www.jia-page.or.jp/</td> </tr> <tr> <td>UL Japan</td> <td>http://japan.ul.com/</td> </tr> </tbody> </table>	厚生労働省		給水装置データベース	https://www.mhlw.go.jp/kyusuidb/index.action	日本水道協会 (JWWA)		JWWA 検査事業	http://www.jwwa.or.jp/kensa_index.html	JWWA 品質認証センター	http://www.jwwa.or.jp/ninsyo_index.html	JWWA 認証登録品検索ページ	http://nc.jwwa.or.jp:8080/jwwa_hp/HL0101/HL0101N010Action.do	その他第三者認証機関		日本水道協会 (JWWA)	http://www.jwwa.or.jp/	日本燃焼機器検査協会 (JHIA)	http://www.jhia.or.jp/	電気安全環境研究所 (JET)	http://www.jet.or.jp/	日本ガス機器検査協会 (JIA)	http://www.jia-page.or.jp/	UL Japan	http://japan.ul.com/
国土交通省																																																	
給水装置データベース	https://www.mlit.go.jp/mizukokudo/watersupply/mizukokudo_watersupply_tk_000001_00005.html																																																
日本水道協会 (JWWA)																																																	
JWWA 検査事業	http://www.jwwa.or.jp/kensa_index.html																																																
JWWA 品質認証センター	http://www.jwwa.or.jp/ninsyo_index.html																																																
JWWA 認証登録品検索ページ	http://nc.jwwa.or.jp:8080/jwwa_hp/HL0101/HL0101N010Action.do																																																
その他第三者認証機関																																																	
日本水道協会 (JWWA)	http://www.jwwa.or.jp/																																																
日本燃焼機器検査協会 (JHIA)	http://www.jhia.or.jp/																																																
電気安全環境研究所 (JET)	http://www.jet.or.jp/																																																
日本ガス機器検査協会 (JIA)	http://www.jia-page.or.jp/																																																
UL Japan	http://japan.ul.com/																																																
厚生労働省																																																	
給水装置データベース	https://www.mhlw.go.jp/kyusuidb/index.action																																																
日本水道協会 (JWWA)																																																	
JWWA 検査事業	http://www.jwwa.or.jp/kensa_index.html																																																
JWWA 品質認証センター	http://www.jwwa.or.jp/ninsyo_index.html																																																
JWWA 認証登録品検索ページ	http://nc.jwwa.or.jp:8080/jwwa_hp/HL0101/HL0101N010Action.do																																																
その他第三者認証機関																																																	
日本水道協会 (JWWA)	http://www.jwwa.or.jp/																																																
日本燃焼機器検査協会 (JHIA)	http://www.jhia.or.jp/																																																
電気安全環境研究所 (JET)	http://www.jet.or.jp/																																																
日本ガス機器検査協会 (JIA)	http://www.jia-page.or.jp/																																																
UL Japan	http://japan.ul.com/																																																

新	旧
4・1・5 記載の方法	4・1・5 記載の方法
	
	
	
	
	
	
	
	
	
	
	
	
	
	
	
	
	
	
	
	
	
	
	
	
	
	
	
	
	
	
	
	
	
	
	
	
	
<img alt="Diagram of A3 design format showing dimensions: 15mm top and bottom margins, 5mm left and right margins, and a central area	

新	旧
<p>4・1・6 その他必要な書類</p> <p>〔解説〕 2について；</p> <p>(2) 証明書添付の必要がない場合は、「申請書」の備考欄に「証明書等不要」と記入し、申請者の名称等を記名すること。なお、一時用又は一時用からの改造工事で、申請時に確認済証が提出されており、内容に変更がない場合は、確認済証の添付を省略することができ、「申請書」の備考欄に「確認済証提出済」と記入し、申請者の名称等を記名すること。ただし、「4・1・5 記載の方法」⑯に確認済証番号を記入すること。証明書の必要のないものは、おおむね次のとおり。</p> <p>9について； 申請内容や目的によって必要な関係書類を添付すること。また、次の書類は、「4・1・5 記載の方法」⑯に該当するものを記入すること。</p> <p>(1) 「<u>様式-3</u>」直結（直圧・増圧）式給水条件承諾書（新設・切替）</p> <p>(2) 「<u>様式-3の2</u>」増圧給水設備の猶予条件承諾書（新設・切替）</p> <p>(3) 「<u>様式-3の3</u>」水理計算確認書</p> <p>(4) 「<u>様式-4</u>」誓約書</p> <p>(5) 「<u>様式-5</u>」同意書</p> <p>(6) 「<u>様式-9</u>」確約書</p> <p>(7) 「<u>様式-10</u>」水道直結式スプリンクラー設備の設置に係る誓約書</p> <p>(8) 水道利用加入金（減額・免除）申請書</p> <p>(9) その他</p>	<p>4・1・6 その他必要な書類</p> <p>〔解説〕 2について；</p> <p>(2) 証明書添付の必要がない場合は、「申請書」の備考欄に「証明書等不要」と朱書きし、申請者の名称等を記名すること。なお、一時用又は一時用からの改造工事で、申請時に確認済証が提出されており、内容に変更がない場合は、確認済証の添付を省略することができ、「申請書」の備考欄に「確認済証提出済」と朱書きし、申請者の名称等を記名すること。ただし、「4・1・5 記載の方法」⑯に確認済証番号を記入すること。証明書の必要のないものは、おおむね次のとおり。</p> <p>9について； 申請内容や目的によって必要な関係書類を添付すること。また、次の書類は、「4・1・5 記載の方法」⑯に該当するものを記入すること。</p> <p>(1) 「<u>様式-1</u>」既設建物に關わる維持管理届</p> <p>(2) 「<u>様式-4</u>」直結直圧式給水条件承諾書（新設・切替）</p> <p>(3) 「<u>様式-4の2</u>」直結増圧式給水条件承諾書（新設・切替）</p> <p>(4) 「<u>様式-4の3</u>」増圧給水設備の猶予条件承諾書（新設・切替）</p> <p>(5) 「<u>様式-4の4</u>」水理計算確認書</p> <p>(6) 「<u>様式-5</u>」誓約書</p> <p>(7) 「<u>様式-6</u>」同意書</p> <p>(8) 「<u>様式-9</u>」給水装置工事に伴う道路復旧工事施工条件承諾書</p> <p>(9) 「<u>様式-11</u>」確約書</p> <p>(10) 「<u>様式-12</u>」水道直結式スプリンクラー設備の設置に係る誓約書</p> <p>(11) 水道利用加入金（減額・免除）申請書</p> <p>(12) その他</p>
<p>4・1・8 変更・取消しの手続き</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px;"> <p>1 承認を受けた給水装置工事を変更するときは、すみやかにその旨を届け出て承認を受けるものとする。</p> <p>2 申込みをした給水装置工事を取り消すときは、申込者はすみやかに管理者に「給水装置工事申込取消届」（<u>様式-6</u>）を提出しなければならない。</p> </div>	<p>4・1・8 変更・取消しの手続き</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px;"> <p>1 承認を受けた給水装置工事を変更するときは、すみやかにその旨を届け出て承認を受けるものとする。</p> <p>2 申込みをした給水装置工事を取り消すときは、申込者はすみやかに管理者に「給水装置工事申込取消届」（<u>様式-7</u>）を提出しなければならない。</p> </div>
<p>4・1・9 修理工事の報告</p> <p>〔解説〕</p> <p>1 修理工事において、水道メーター位置を変更する場合は、図面を修正すること。ただし、修正にあたっては、営業所と協議すること。</p> <p>2 毎月末をもって集計し、「給水装置修理報告書」（<u>様式-7</u>）を作成し、翌月10日までに営業所に報告（FAX可）すること。記入例は、次のとおり。</p>	<p>4・1・9 修理工事の報告</p> <p>〔解説〕</p> <p>1 修理工事において、水道メーター位置を変更する場合は、図面を修正すること。ただし、修正にあたっては、営業所と協議すること。</p> <p>2 每月末をもって集計し、「給水装置修理報告書」（<u>様式-8</u>）を作成し、翌月10日までに営業所に報告（FAX可）すること。記入例は、次のとおり。</p>
<p>4・2 給水装置工事の設計図</p> <p>4・2・1 設計図の作成</p>	<p>4・2 給水装置工事の設計図</p> <p>4・2・1 設計図の作成</p>

新	旧															
<p>設計図の平面図、立体図、位置図等は、統一された線、文字、記号により表現することとし、作成方法は、次のとおりとする。</p> <p>1 筆記用具 <u>黒の鉛筆やインク等</u>を使用すること。</p> <p>2 用 紙 (1) 設計図様式1 (A4) または設計図様式2 (A3) <u>に記載</u>し、申請書に添付すること。 (2) 用紙の規格は、<u>日本産業規格 A4版、A3版</u>として、紙質は上質紙、<u>再生紙等 (白色度70%以上、厚さ0.08~0.1mm程度)</u>とする。寸法は4・1・5記載方法を参照し、<u>背景に方眼を使用する場合は、複写時に方眼が読み取りに支障とならないよう、複写に影響しない色合い</u>とすること。</p> <p>中略</p> <p>4 線及び文字 (1) 新設する給水装置は、実線で書くこと。ただし、同図に既設管や撤去管が有る場合は、それらの線よりも太く書くこと。 (2) 撤去する給水装置は、<u>実線を斜線で消すように書くこと</u>。ただし、水道メーターより下流側の給水装置を全て撤去する場合は、省略することができる。 (3) 既設の給水装置は、<u>破線で書くこと</u>。 (4) <u>受水槽及び井水</u>からの切替配管は、<u>一点鎖線</u>で書き、「<u>受水槽切替</u>」「<u>井水切替</u>」と記入すること。 (5) <u>受水槽以下及び井戸配管</u>は、<u>上の(1)~(4)を記載した平面図と別に平面図を追加し、そちらに実線で書くこと</u>。また、表題には「<u>受水槽以下配管</u>」、「<u>井戸配管</u>」と記入すること。 (6) 寸法、文字及び給水装置以外の記号は、図形に適した大きさで書くこと。 (7) 自己認証品を使用するときは、給水装置等の記号から、引出線を記入し「<u>自己認証品</u>」と記入すること。 (8) 「<u>自己認証品と記入のないものは、規格品又は第三者認証品である。</u>」と明記すること。</p> <p>中略</p> <p>6 給水装置記号 (4) <u>給水管の記号</u></p> <p>表4-2-6</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>新設</th> <th>既設</th> <th>撤去</th> <th>切替配管</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>線別</td> <td>実線</td> <td>破線</td> <td>実線を斜線で消す</td> <td>一点鎖線</td> </tr> <tr> <td>記入例</td> <td>---</td> <td>-----</td> <td>//////////</td> <td>-·-·-</td> </tr> </tbody> </table> <p>中略</p> <p>8 位 置 図 (2) 工事場所の字、及び引出し線<u>を加え「申請地」と</u>書くこと。</p> <p>中略</p>	名称	新設	既設	撤去	切替配管	線別	実線	破線	実線を斜線で消す	一点鎖線	記入例	---	-----	//////////	-·-·-	<p>設計図の平面図、立体図、位置図等は、統一された線、文字、記号により表現することとし、作成方法は、次のとおりとする。</p> <p>1 筆記用具 鉛筆やインク等を使用すること。</p> <p>2 用 紙 (1) <u>管理者指定の用紙</u>を使用すること。 (2) 設計図様式1 (A4) または設計図様式2 (A3) <u>を使用</u>し、申請書に添付すること。</p> <p>中略</p> <p>4 線及び文字 (1) 新設する給水装置は、<u>赤の実線</u>で書くこと。ただし、同図に既設管や撤去管が有る場合は、それらの線よりも太く書くこと。 (2) 撤去する給水装置は、<u>黒の破線</u>で書くこと。ただし、水道メーターより下流側の給水装置を全て撤去する場合は、省略することができる。 (3) 既設の給水装置は、<u>黒の実線</u>で書くこと。 (4) <u>井水及び受水槽からの切替配管</u>は、<u>赤の破線</u>で書き、「<u>井水切替</u>」「<u>受水槽切替</u>」と記入すること。 (5) <u>井戸配管</u>は、<u>青の破線</u>で書き、「<u>井戸配管</u>」と記入すること。 (6) 寸法、文字及び給水装置以外の記号は、<u>すべて黒で</u>図形に適した大きさで書くこと。 (7) 自己認証品を使用するときは、給水装置等の記号から、引出線を<u>黒線</u>で記入し「<u>自己認証品</u>」と<u>赤</u>で記入する。 (8) 「<u>自己認証品と記入のないものは、規格品又は第三者認証品である。</u>」と明記すること。</p> <p>中略</p> <p>6 給水装置記号</p> <p>中略</p> <p>8 位 置 図 (2) 工事場所の字及び引出し線は、<u>赤で</u>書くこと。</p> <p>中略</p>
名称	新設	既設	撤去	切替配管												
線別	実線	破線	実線を斜線で消す	一点鎖線												
記入例	---	-----	//////////	-·-·-												

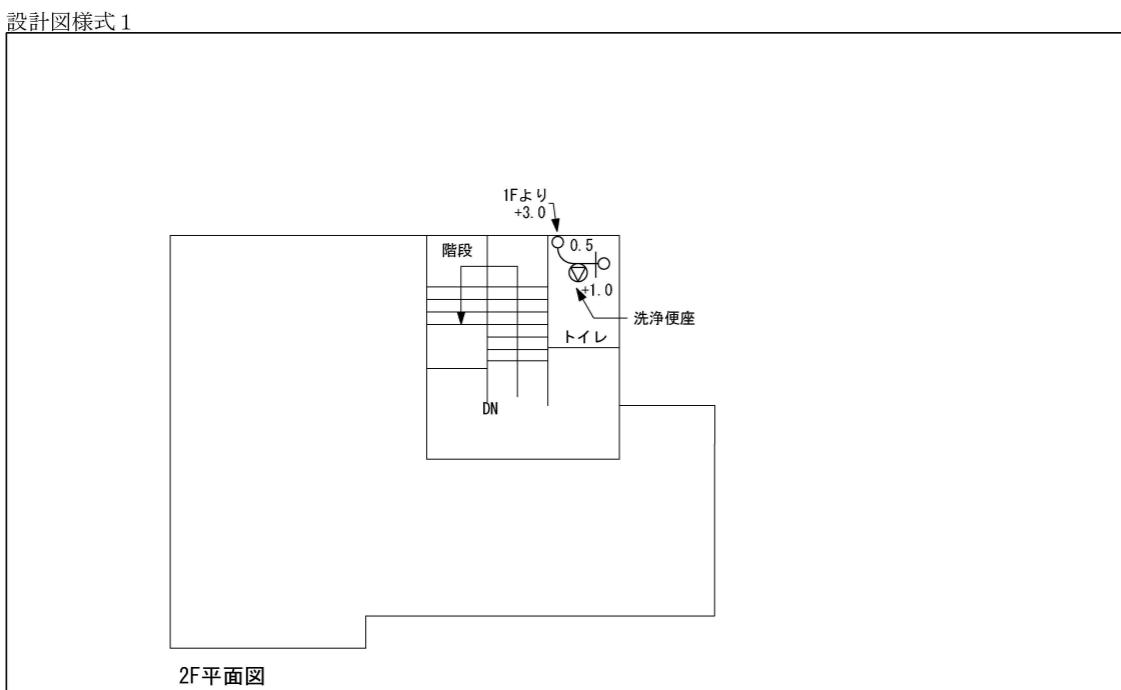
新	旧														
<p>12 配置 原則として、次のように配置する。</p> <p>○申請書類の基本構成</p> <div style="border: 1px solid red; padding: 10px;"> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 25%; text-align: center;">①第13号様式 (A4) 申請書</td> <td style="width: 25%; text-align: center;">②設計図様式 1 (A4) または設計図様式 2 (A3) 平面図 支管分岐図等</td> <td style="width: 25%; text-align: center;">③設計図様式 1 (A4) 平面図 支管分岐図等</td> <td style="width: 25%; text-align: center;">③設計図様式 1 (A4) 位置図 取出図</td> </tr> </table> </div> <p>○共同住宅一括の申請の場合、次の（1）と（2）を要する。</p> <p>（1）親栓番の申請</p> <div style="border: 1px solid red; padding: 10px;"> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 25%; text-align: center;">①第13号様式 (A4) 改造または新設 申請書</td> <td style="width: 25%; text-align: center;">②設計図様式 1 (A4) または設計図様式 2 (A3) 平面図 支管分岐図等</td> <td style="width: 25%; text-align: center;">③設計図様式 1 (A4) 平面図 支管分岐図等</td> <td style="width: 25%; text-align: center;">④設計図様式 1 (A4) 系統図 位置図 取出図</td> </tr> </table> </div> <p>（2）子栓番（戸数分）の申請</p> <div style="border: 1px solid red; padding: 10px;"> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 25%; text-align: center;">①第13号様式 (A4) 新設 申請書 料金徴収先 給水装置の状況は 水栓番号○○○ の申請に図示</td> <td style="width: 75%; text-align: center;">----- 設計図は省略-----</td> </tr> </table> </div>	①第13号様式 (A4) 申請書	②設計図様式 1 (A4) または設計図様式 2 (A3) 平面図 支管分岐図等	③設計図様式 1 (A4) 平面図 支管分岐図等	③設計図様式 1 (A4) 位置図 取出図	①第13号様式 (A4) 改造または新設 申請書	②設計図様式 1 (A4) または設計図様式 2 (A3) 平面図 支管分岐図等	③設計図様式 1 (A4) 平面図 支管分岐図等	④設計図様式 1 (A4) 系統図 位置図 取出図	①第13号様式 (A4) 新設 申請書 料金徴収先 給水装置の状況は 水栓番号○○○ の申請に図示	----- 設計図は省略-----	<p>12 配置 原則として、次図のように配置する。</p> <p>第13号様式 (A4)</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 33%; text-align: center;">申請書</td> <td style="width: 33%; text-align: center;">設計図様式 1 (A4) 平面図 支管分岐図等</td> <td style="width: 33%; text-align: center;">設計図様式 2 (A3) 平面図 支管分岐図等</td> </tr> </table> <p>設計図様式 1 (A4)</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 33%; text-align: center;">位置図 取出図</td> </tr> </table>	申請書	設計図様式 1 (A4) 平面図 支管分岐図等	設計図様式 2 (A3) 平面図 支管分岐図等	位置図 取出図
①第13号様式 (A4) 申請書	②設計図様式 1 (A4) または設計図様式 2 (A3) 平面図 支管分岐図等	③設計図様式 1 (A4) 平面図 支管分岐図等	③設計図様式 1 (A4) 位置図 取出図												
①第13号様式 (A4) 改造または新設 申請書	②設計図様式 1 (A4) または設計図様式 2 (A3) 平面図 支管分岐図等	③設計図様式 1 (A4) 平面図 支管分岐図等	④設計図様式 1 (A4) 系統図 位置図 取出図												
①第13号様式 (A4) 新設 申請書 料金徴収先 給水装置の状況は 水栓番号○○○ の申請に図示	----- 設計図は省略-----														
申請書	設計図様式 1 (A4) 平面図 支管分岐図等	設計図様式 2 (A3) 平面図 支管分岐図等													
位置図 取出図															

新	旧
<p>【解説】 5について； <例> 管種+口径(mm) HVP ϕ 20 SUS ϕ 25 VG ϕ 50 S50 ϕ 50 <u>GX(E)</u> ϕ 75 延長(m) 0.2 2.0 2.7 15.5 18.0</p> <p>12について； 系統図とは、建物内給水装置の全部が明確となる図をいう。次の図を参考とし、作成すること。</p> <p>図 4-2-1 系統図参考</p> 	<p>【解説】 5について； <例> 管種+口径(mm) HVP ϕ 20 SUS ϕ 25 VG ϕ 50 S50 ϕ 50 <u>GXDPE</u> ϕ 75 延長(m) 0.2 2.0 2.7 15.5 18.0</p>

新

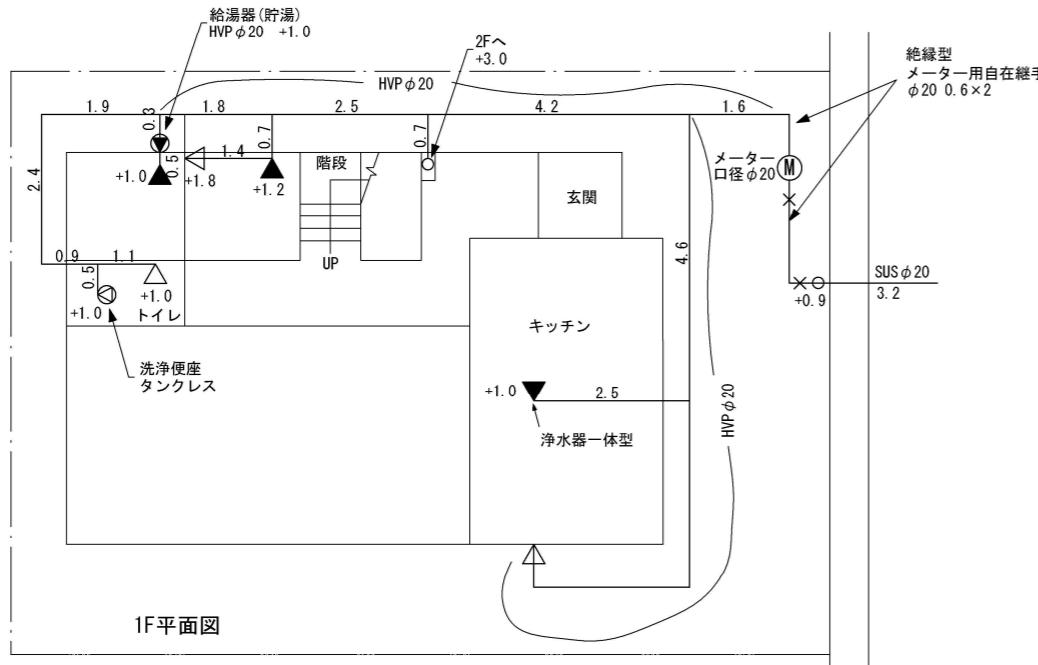
<図面作成例1 専用住宅の新築工事>

図4-2-1-1-1 平面図



2F平面図

- 管種口径表示なきものはHVP $\phi 13$ とする
- 自己認証品と記入のないものは規格品又は第三者認証品である

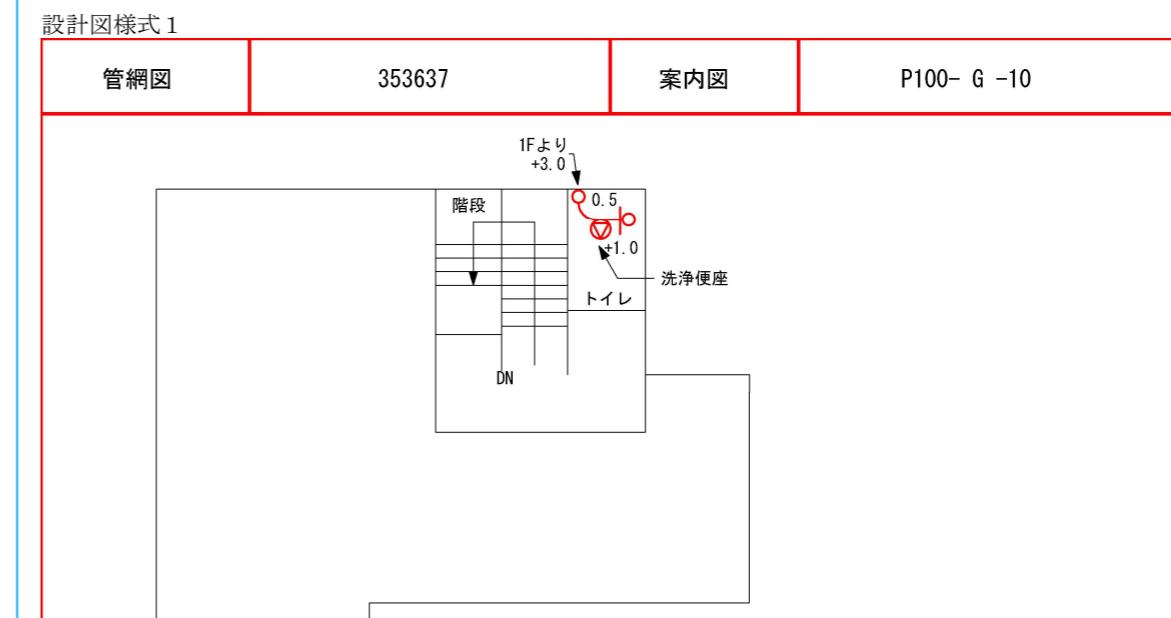


1F平面図

旧

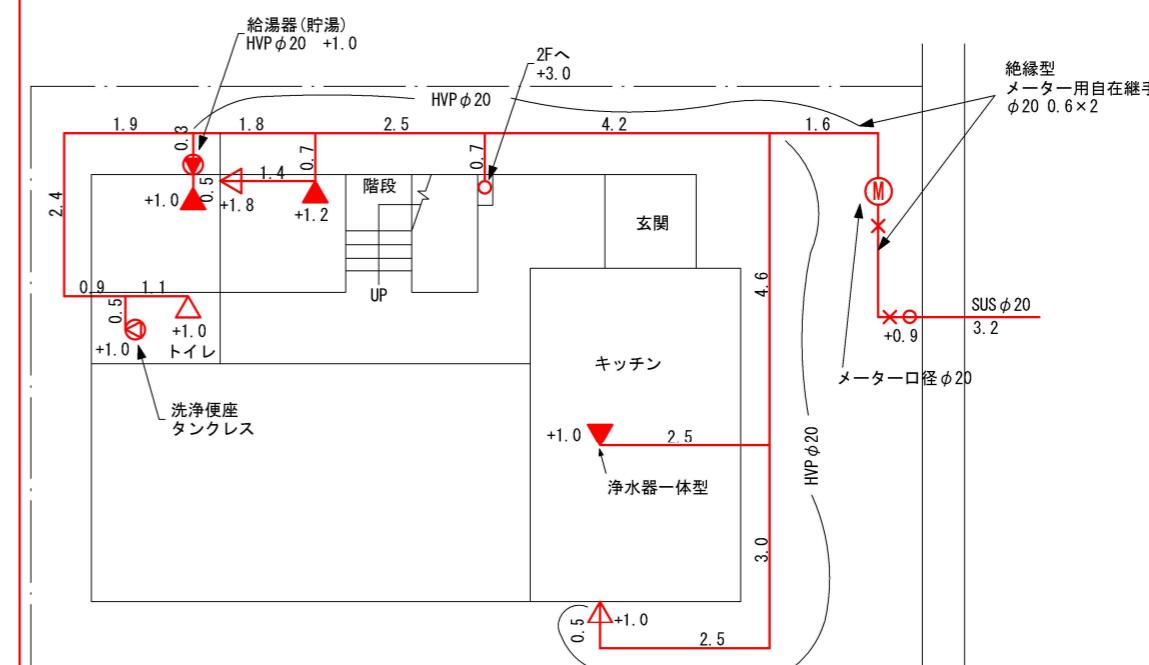
<図面作成例1 専用住宅の新築工事>

図4-2-1-1-1 平面図



2F平面図

- 管種口径表示なきものはHVP $\phi 13$ とする
- 自己認証品と記入のないものは規格品又は第三者認証品である

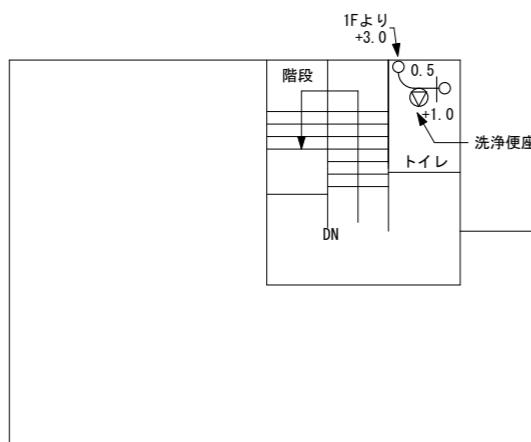


1F平面図

新

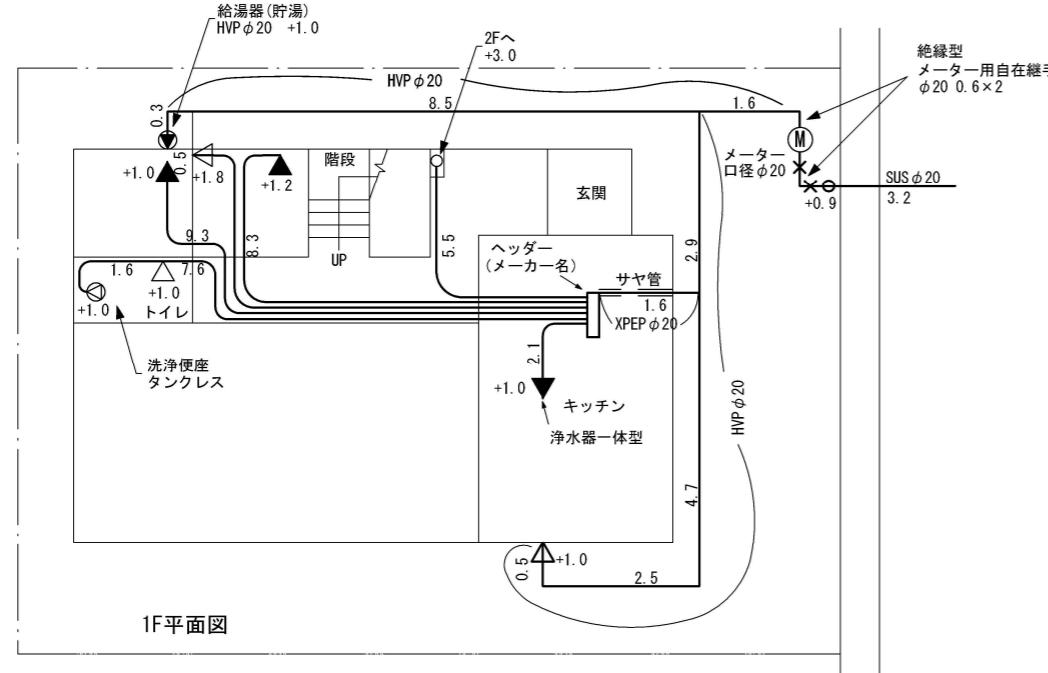
図4-2-1-2 ヘッダー工法の場合

設計図様式1



2F平面図

- 管種口径表示なきものはHVP $\phi 13$ とする
- 自己認証品と記入のないものは規格品又は第三者認証品である



1F平面図

旧

図4-2-1-2 ヘッダー工法の場合

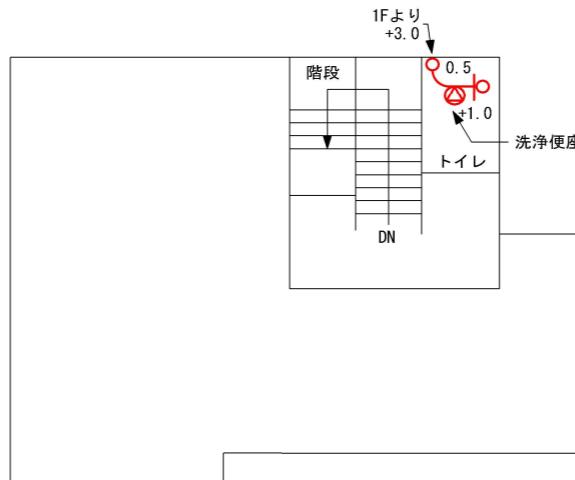
設計図様式1

管網図

353637

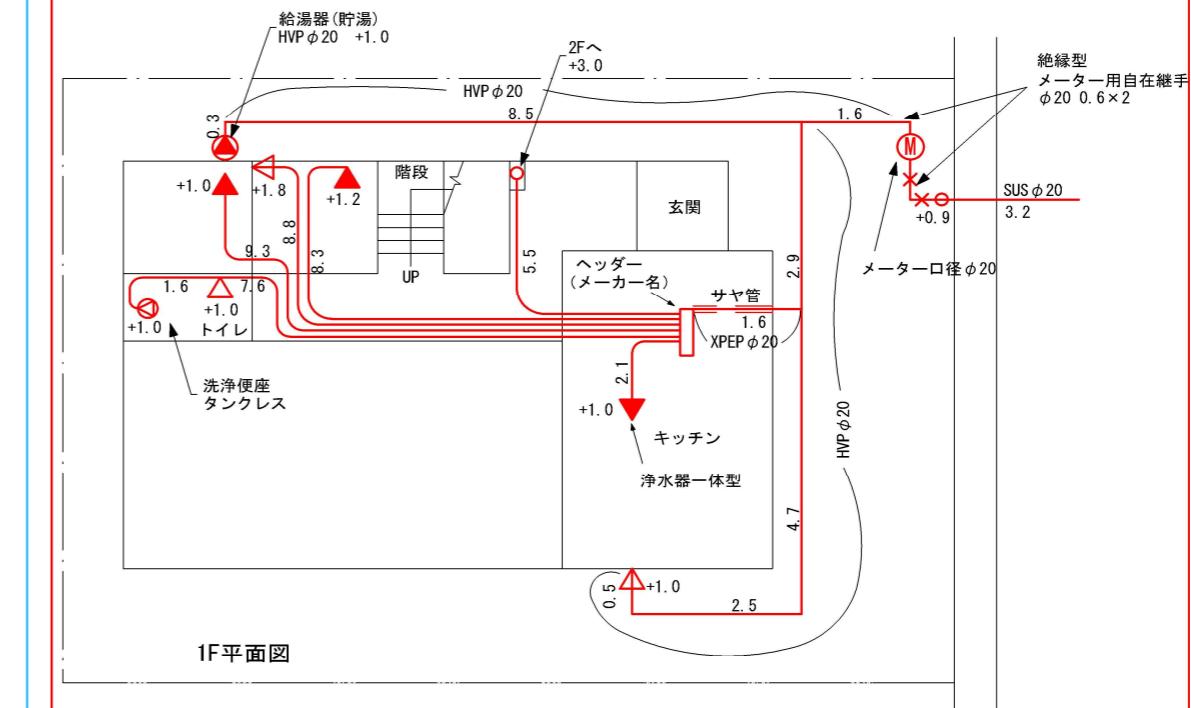
案内図

P100-G-10



2F平面図

- 管種口径表示なきものはXPEP $\phi 13$ とする
- 自己認証品と記入のないものは規格品又は第三者認証品である

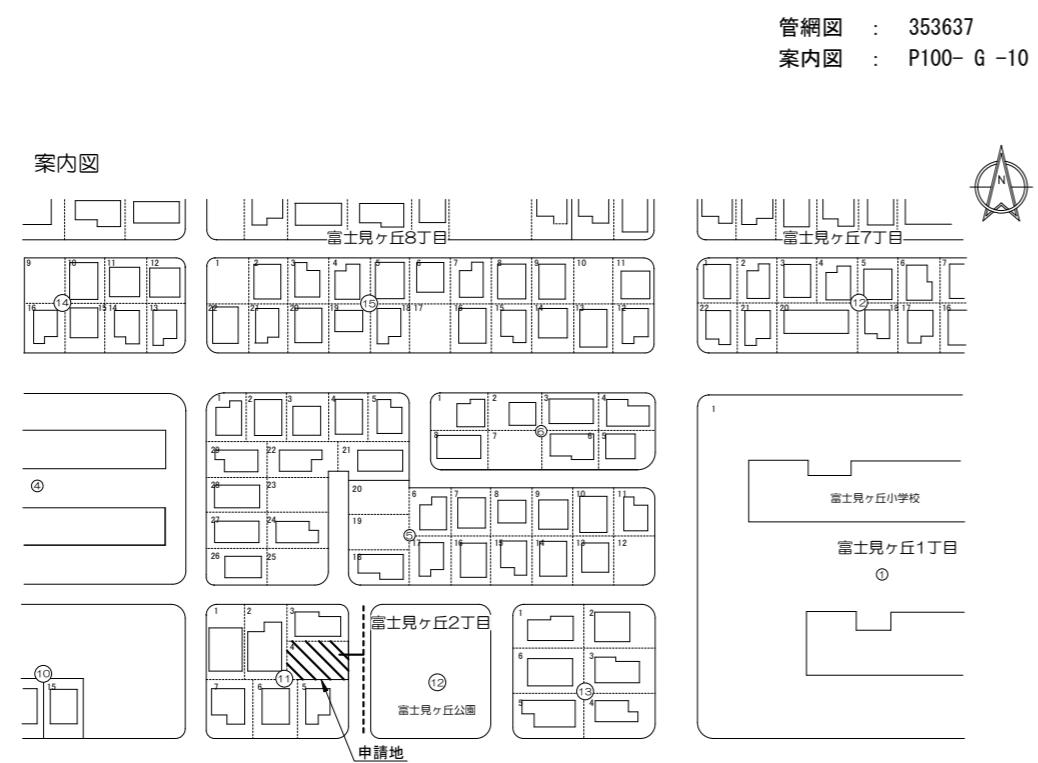


1F平面図

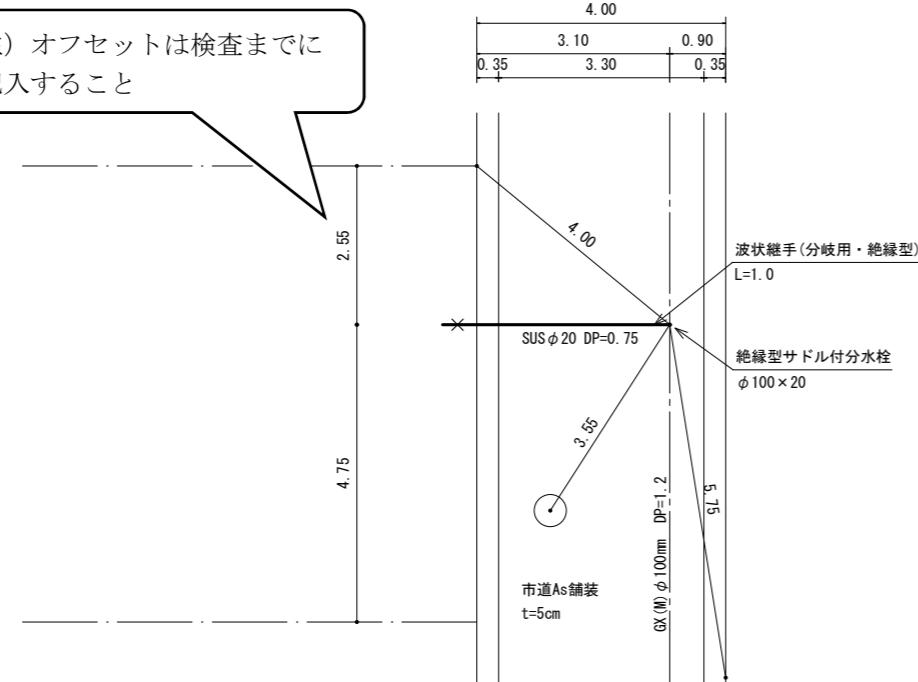
新

図4-2-2 位置図・取出し図

設計図様式1



注) オフセットは検査までに記入すること



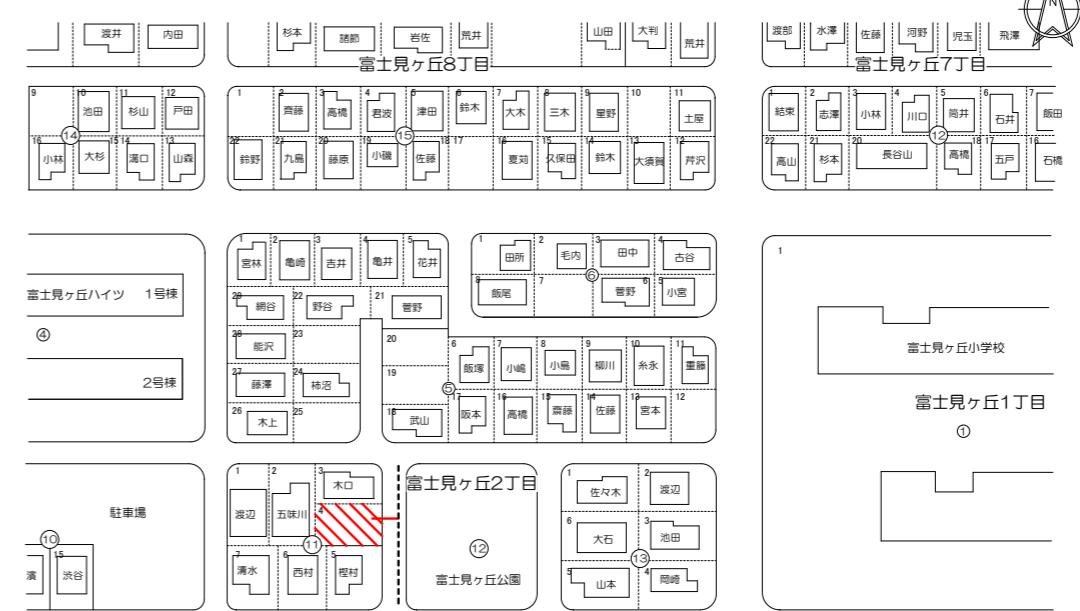
旧

図4-2-2 位置図・取出し図

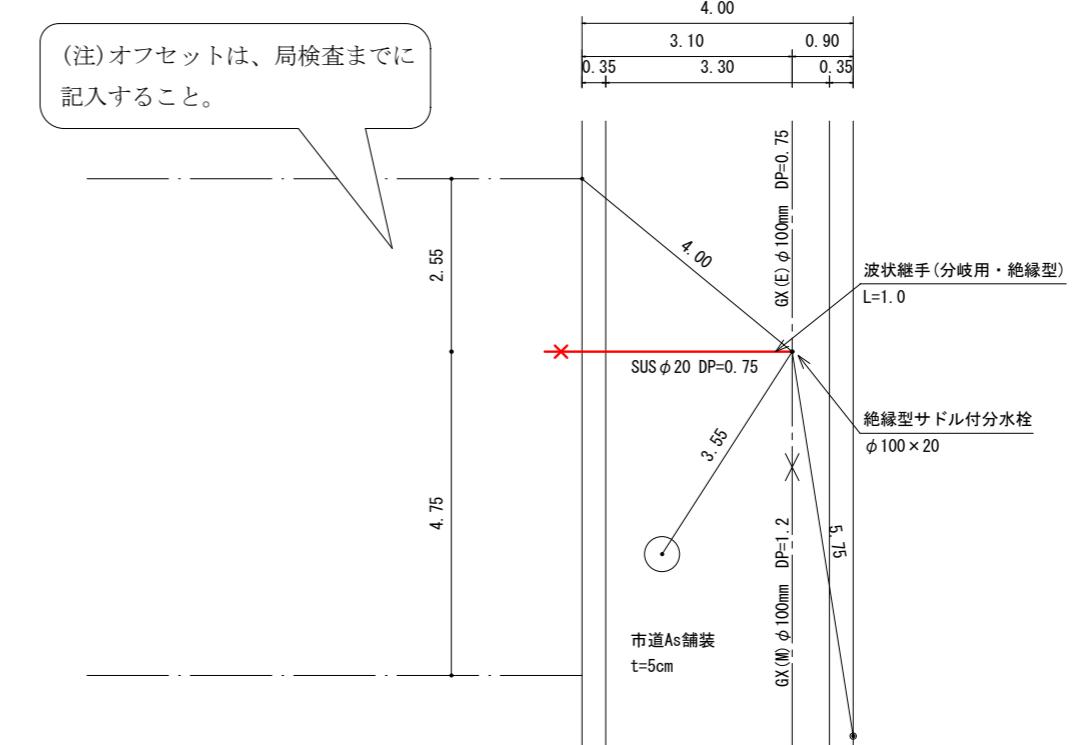
設計図様式1

管網図	353637	案内図	P100-G-10
-----	--------	-----	-----------

案内図



(注) オフセットは、局検査までに記入すること。



新

<図面作成例2 新工事>

図4-2-3 申請時

メーター位置変更のない場合

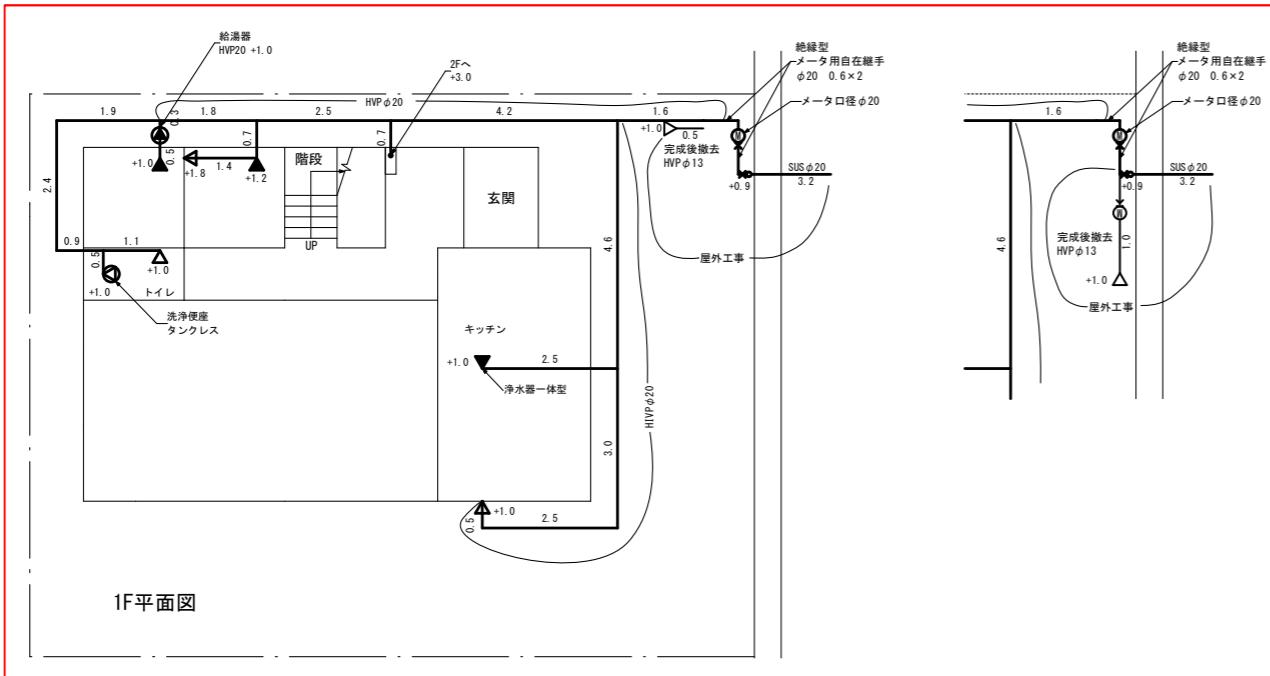
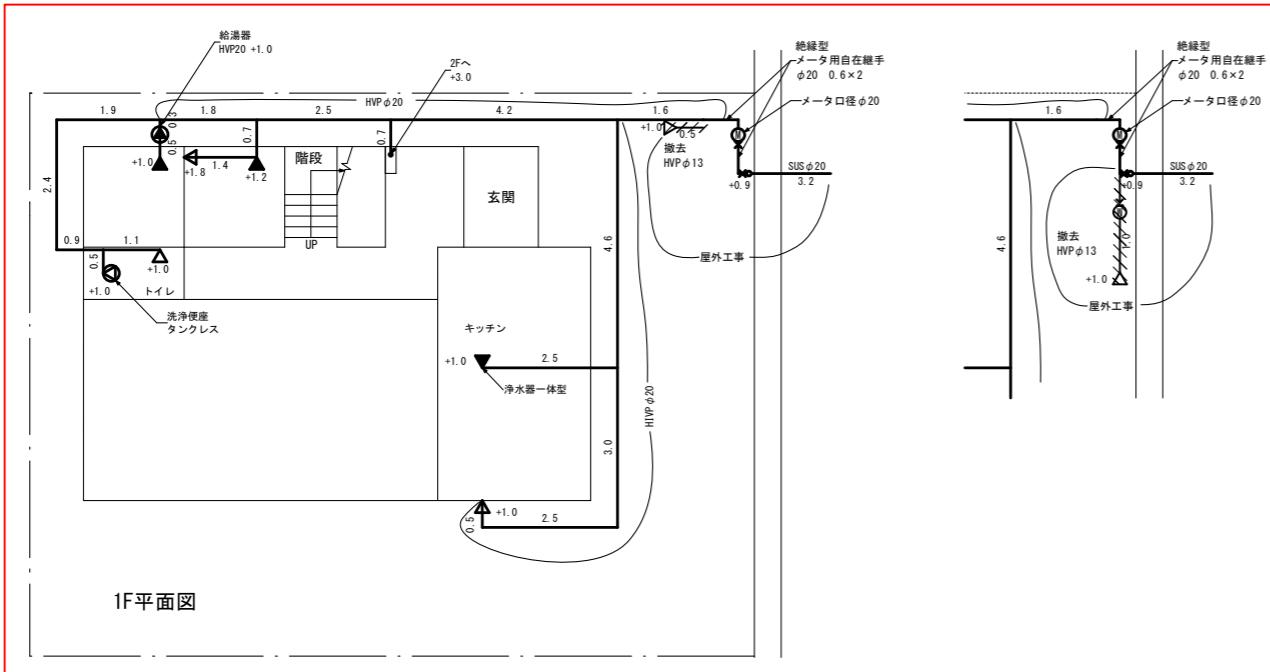


図4-2-4 竣工時

メーター位置変更のない場合



旧

<図面作成例2 新工事>

図4-2-3 申請時

メーター位置変更のない場合

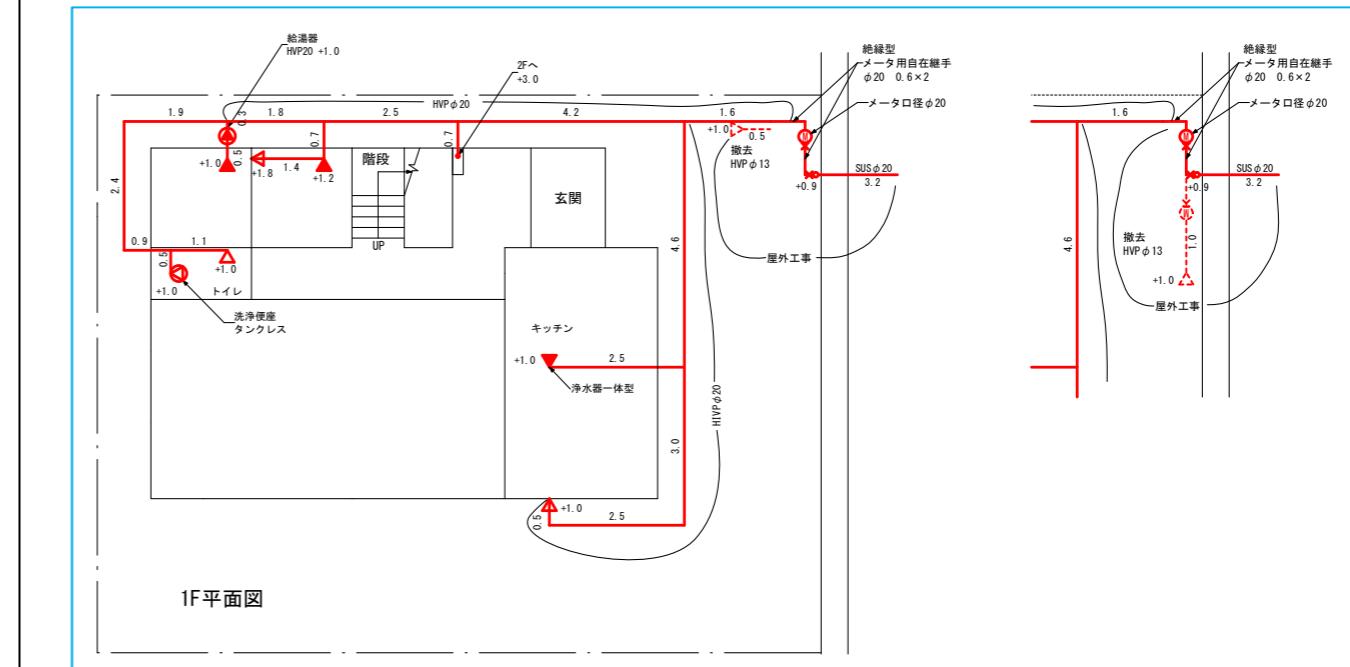
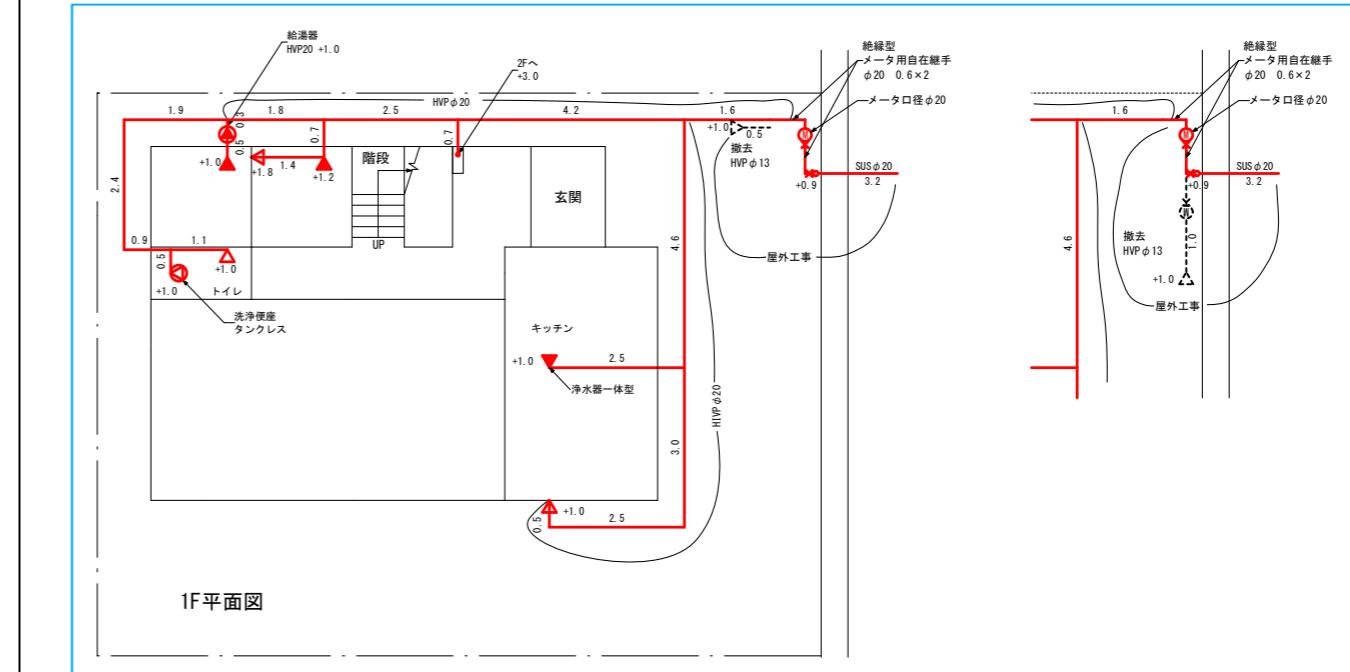


図4-2-4 竣工時

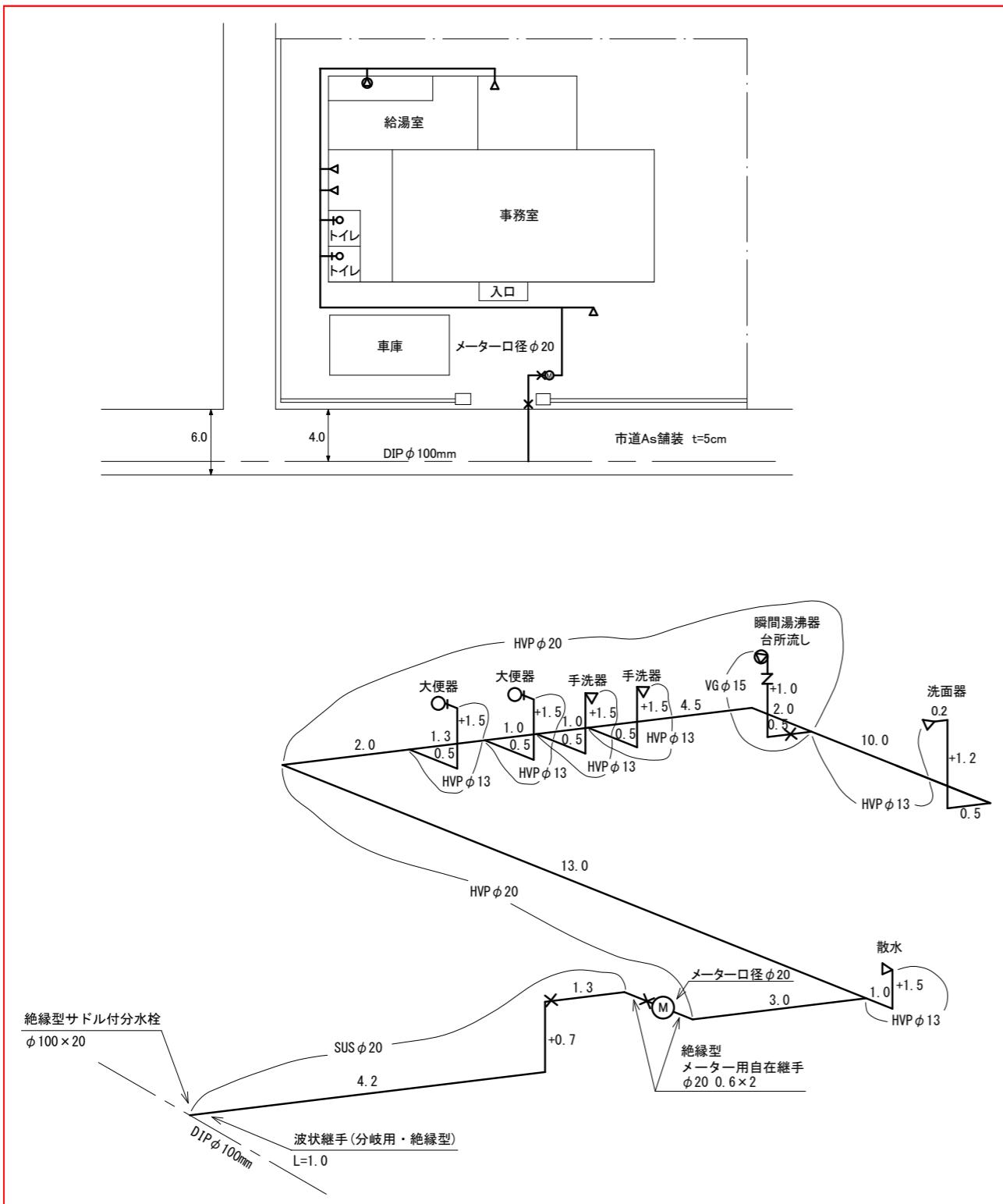
メーター位置変更のない場合



新

<図面作成例3 専用住宅以外の新設工事>

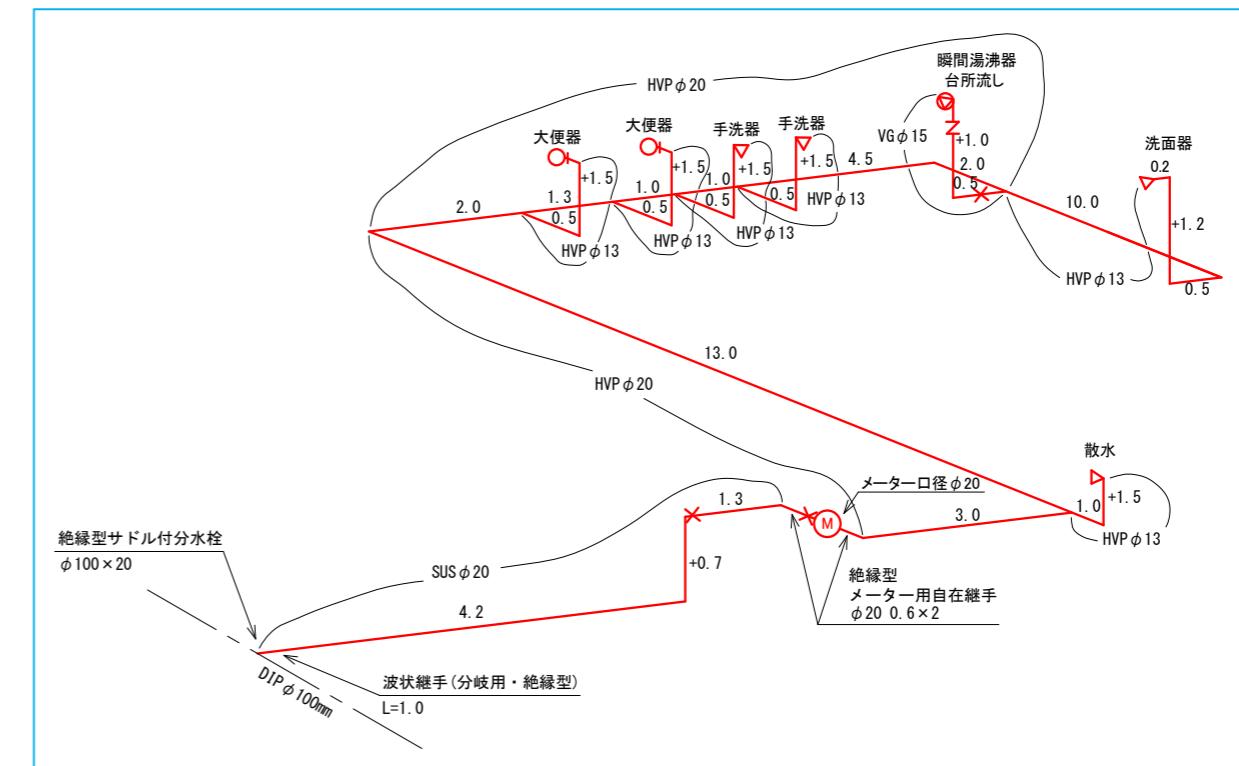
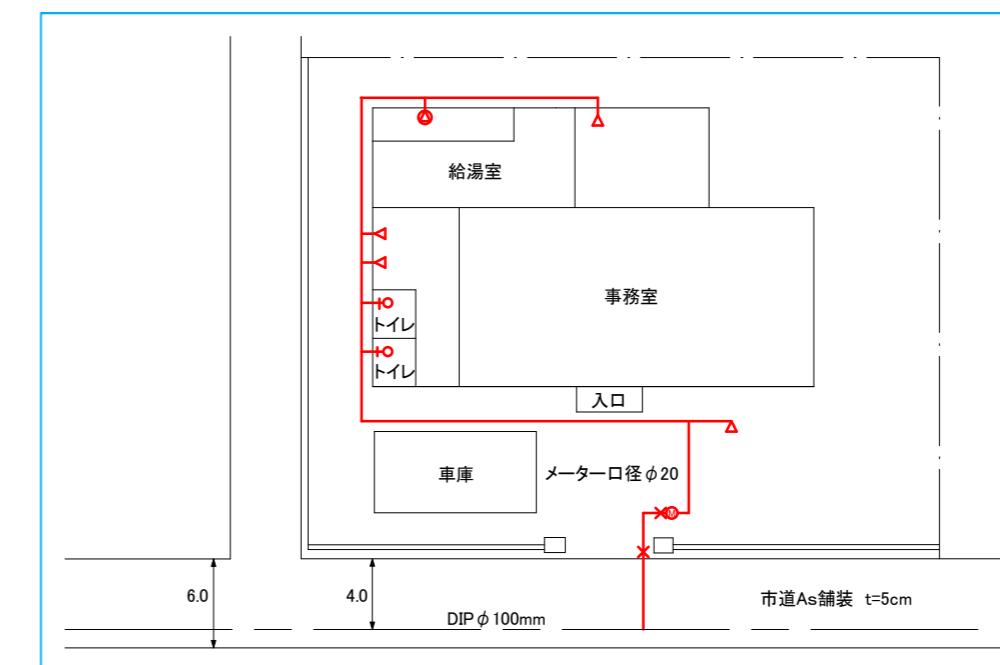
図4-2-5 平面図・立体図



旧

<図面作成例3 専用住宅以外の新設工事>

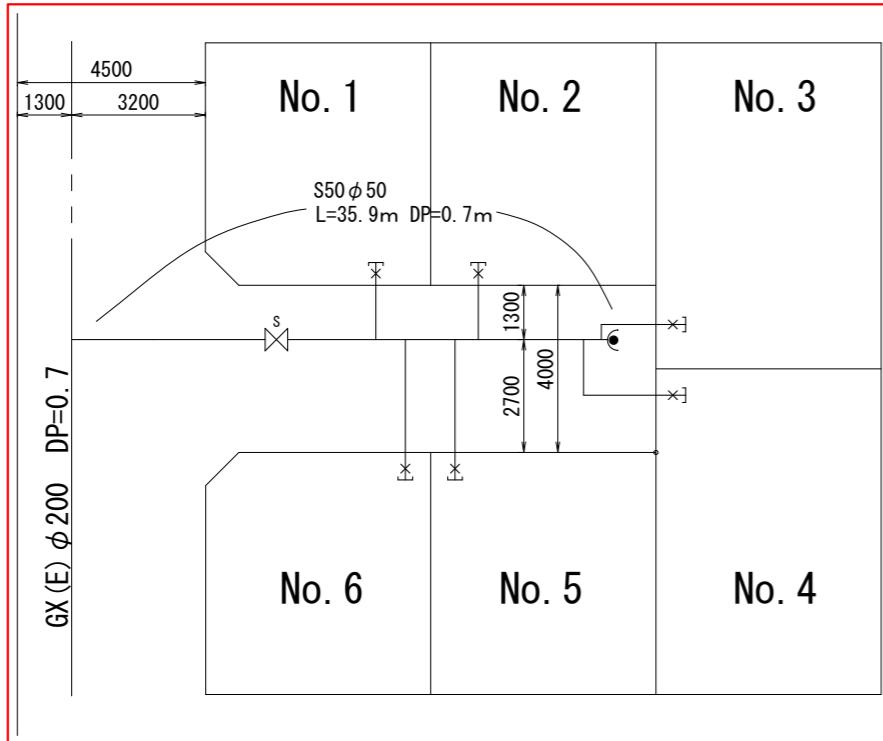
図4-2-5 平面図・立体図



新

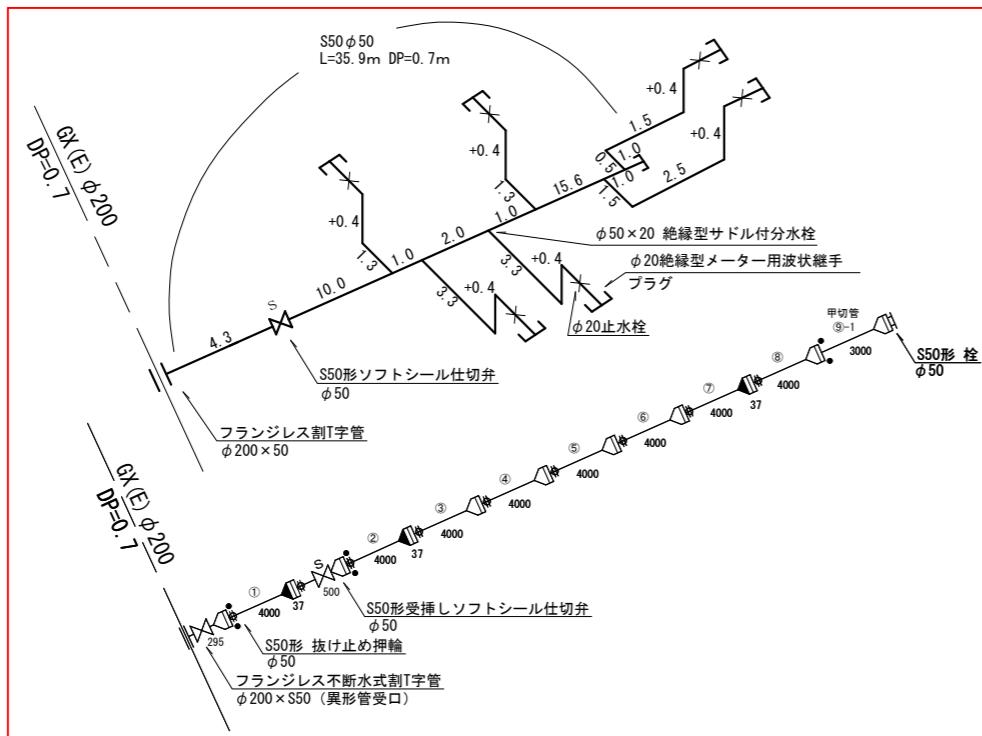
<図面作成例4 一部施工>

図4-2-6 平面図・立体図・配管図



※ 管種口径の表示ないものは、SUSφ20とする。

※ 自己認証品と記入のないものは、規格品又は第三者認証品である。

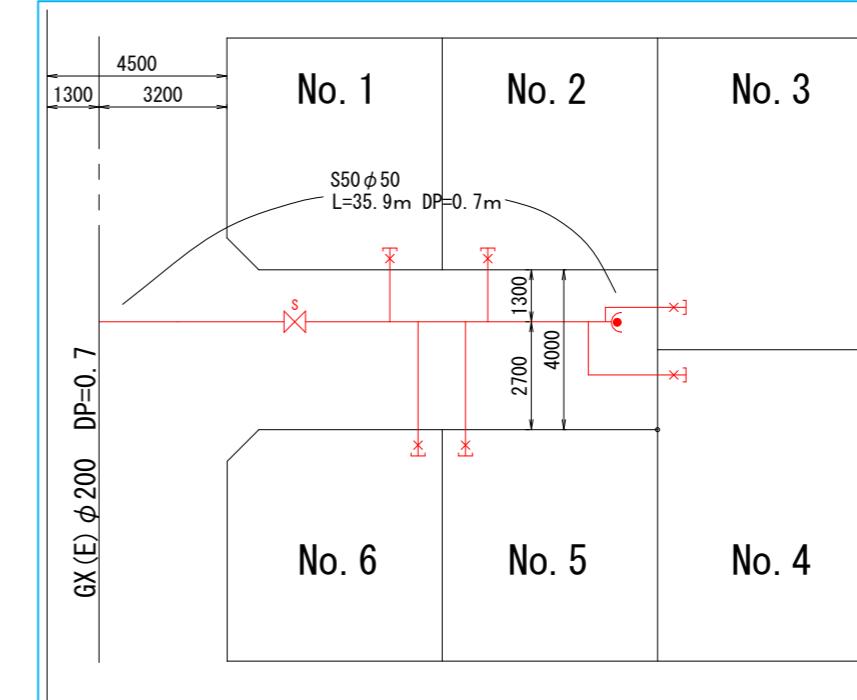


※一部施工の場合、立体図は省略することができる。

旧

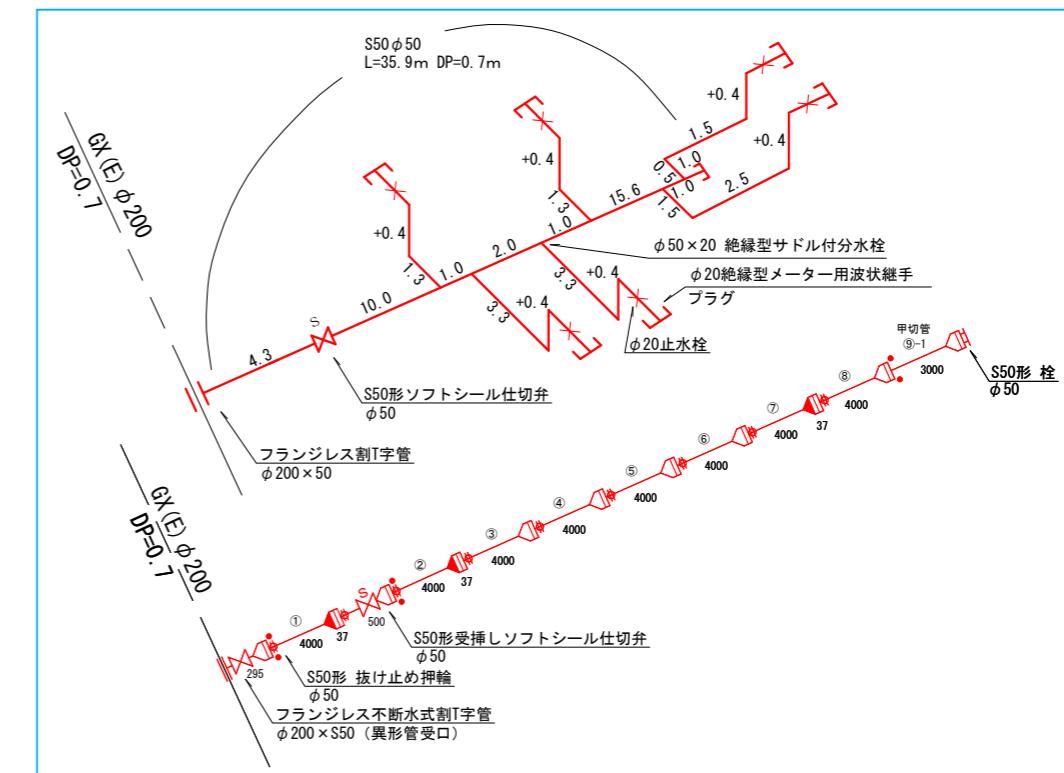
<図面作成例4 一部施工>

図4-2-6 平面図・立体図・配管図



※ 管種口径の表示ないものは、SUSφ20とする。

※ 自己認証品と記入のないものは、規格品又は第三者認証品である。

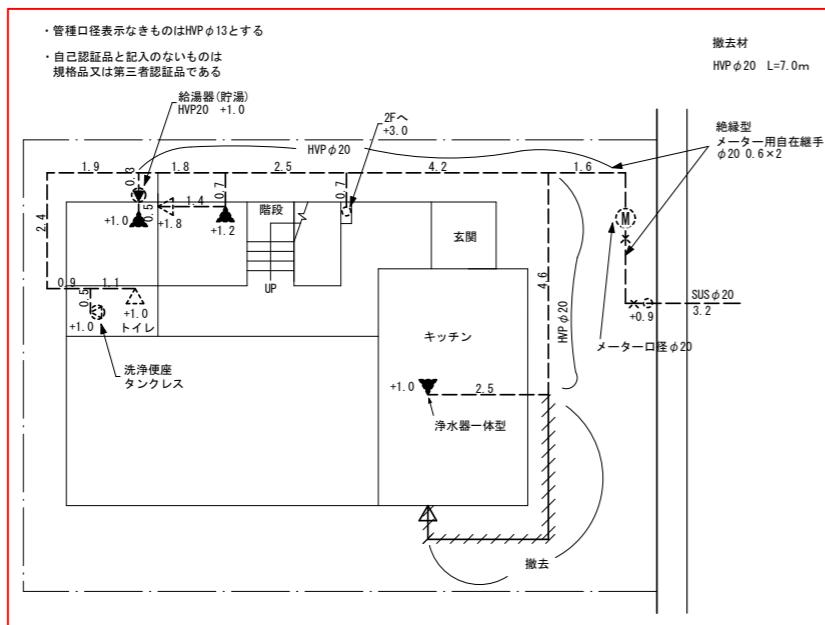


※一部施工の場合、立体図は省略することができる。

新	旧
<p><図面作成例5 支管分岐承諾をもらう場合></p> <p>図4-2-7 平面図</p>	<p><図面作成例5 支管分岐承諾をもらう場合></p> <p>図4-2-7 平面図</p>
<p><図面作成例6 改造工事及び撤去工事における撤去管></p> <p>図4-2-8 撤去管の記載方法</p>	<p><図面作成例6 改造工事及び撤去工事における撤去管></p> <p>図4-2-8 撤去管の記載方法</p>
<p>注1) 水道メーターより上流側の撤去管は、撤去の有無が判読できるように、管種、口径、延長等を図示すること。また、申請地の区画も図示すること。</p> <p>注2) 撤去工事で公道分を管理者が施行する場合、「<u>管理者</u>施行」と記入すること。</p>	<p>注1) 水道メーターより上流側の撤去管は、撤去の有無が判読できるように、管種、口径、延長等を図示すること。また、申請地の区画も図示すること。</p> <p>注2) 撤去工事で公道分を管理者が施行する場合、「<u>局</u>施行」と記入し、<u>公道分の撤去管を黒色の実線で図示</u>すること。</p>

新

図4-2-9 メータ下流側の給水装置を一部撤去する場合の記載例



注1) 水道メーターより下流側の給水装置を一部撤去する場合は、撤去管の管種、口径、延長及び寸法を省略することができる。

4・2・2 設計図の修正

承認を受けた設計図は、4・2・1「設計図の作成」に基づき、工事後の現場を忠実に書き表すこと。器具等の取付け位置、管種、管の延長等の訂正が生じた場合は、次によること。

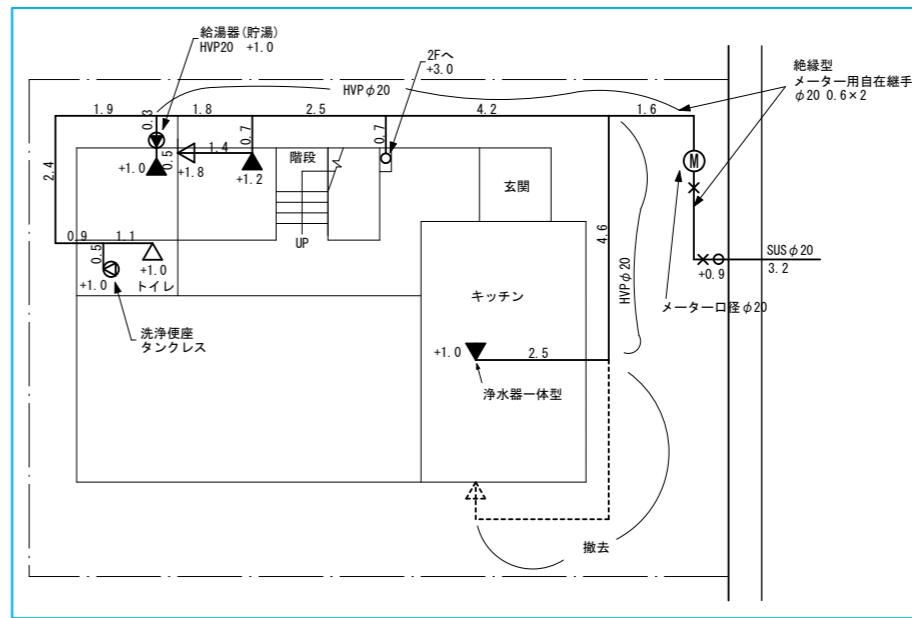
- 1 検査申込みまでに営業所の確認を受けること。
- 2 原則として、承認を受けた設計図内で訂正すること。
- 3 やむをえず承認を受けた設計図を全面的に訂正する場合は、下記事項に従い、新たな設計図様式に記載し、申請書に添付すること。
 - (1) 新たな設計図は貼り付けず、元の図面が判読できるようにとじこむこと。
 - (2) 元の図面には、用紙全体に斜線を加えること。
 - (3) 新たな設計図及び元の図面は、営業所の確認を受けること。
- 4 検査申込み時までに住居表示が確定した場合は、装置場所欄に追記すること。
なお、受水槽以下の図面修正にあたっては、3・8・5「設計図」を参照のこと。

第5章 給水装置工事の施工

5・1 給水管の分岐

旧

図4-2-9 メータ下流側の給水装置を一部撤去する場合の記載例



注1) 水道メーターより下流側の給水装置を一部撤去する場合は、撤去管の管種、口径、延長及び寸法を省略することができる。

4・2・2 設計図の修正

承認を受けた設計図は、4・2・1「設計図の作成」に基づき、工事後の現場を忠実に書き表すこと。器具等の取付け位置、管種、管の延長等の訂正が生じた場合は、次によること。

- 1 検査申込みまでに営業所の確認、又は押印を受けること。
- 2 原則として、承認を受けた設計図内で訂正すること。
- 3 やむをえず承認を受けた設計図を全面的に訂正する場合は、下記事項に従い、新たな設計図様式に記載し、申請書に添付すること。
 - (1) 新たな設計図は貼り付けず、元の図面が判読できるようにとじこむこと。
 - (2) 新たな設計図には、営業所の押印を受けること。
- 4 検査申込み時までに住居表示が確定した場合は、装置場所欄に追記すること。
なお、受水槽以下の図面修正にあたっては、3・8・5「設計図」を参照のこと。

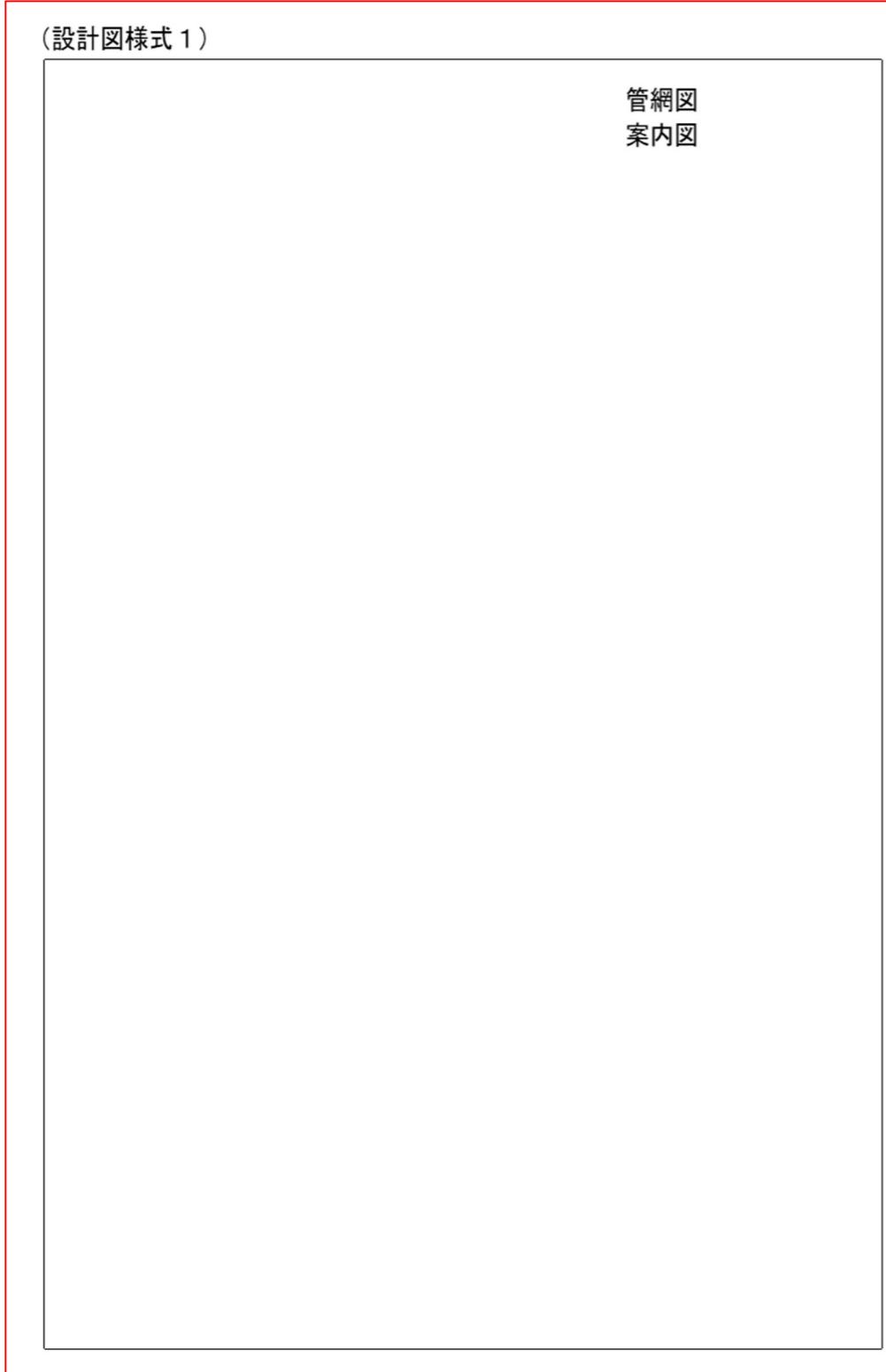
第5章 給水装置工事の施工

5・1 給水管の分岐

新					旧									
[解説] 表5-1-1 本管からの分岐器具					[解説] 表5-1-1 本管からの分岐器具									
本管管種	本管口径 (mm)	分岐口径 (mm)	分岐器具	分岐直後の継手	本管管種	本管口径 (mm)	分岐口径 (mm)	分岐器具	分岐直後の継手					
鉄管 塗覆装鋼管	75~350	20、25 50	絶縁型サドル付分水栓	絶縁波状継手 (ステンレス製袋ナット)	鉄管 塗覆装鋼管	75~350	20、25 50	絶縁型サドル付分水栓	絶縁波状継手 (ステンレス製袋ナット)					
		400	20、25 50	サドル付分水栓			400	サドル付分水栓	絶縁波状継手 (砲金製袋ナット)					
	75 以上	50 以上	不断水式割T字管	絶縁波状継手 (砲金製袋ナット)		75 以上	50 以上	不断水式割T字管	絶縁波状継手 (砲金製袋ナット)					
S 50 形 ダクタイル鉄管	50	20、25	絶縁型サドル付分水栓	絶縁波状継手 (ステンレス製袋ナット)	S 50 形 ダクタイル鉄管	50	20、25	絶縁型サドル付分水栓	絶縁波状継手 (ステンレス製袋ナット)					
		50	不断水式割T字管	絶縁波状継手 (砲金製袋ナット)			50	不断水式割T字管	絶縁波状継手 (砲金製袋ナット)					
ステンレス鋼鋼管	50 以下	50 以下	チーズ (ステンレス製)	各種ステンレス製継手	ステンレス鋼鋼管	50 以下	50 以下	チーズ (ステンレス製)	各種ステンレス製継手					
防食処理鋼管 ビニル管	50 以下	50 以下	チーズ (防食処理鋼管用) 絶縁型サドル付分水栓	各種絶縁継手		75 以上	20、25	キルステン製サドル付分水栓 (ステンレス製袋ナット)	絶縁波状継手 (ステンレス製袋ナット)					
ポリエチレン管	50 以下	50 以下	チーズ (防食処理鋼管用)	各種絶縁継手	防食処理鋼管 ビニル管	50 以下	50 以下	チーズ (防食処理鋼管用) 絶縁型サドル付分水栓	各種絶縁継手					
中略					中略									
※5 本管管種がステンレス鋼鋼管で本管口径 75mm 以上の管から分岐する場合は、管理者と協議すること。														
5・9・4 本復旧					5・9・4 本復旧									
1 本復旧工事の施工は、道路管理者等の定める許可条件及び指示事項を厳守すること。 2 本基準に定めのない事項については、「水道工事標準仕様書」に従うこと。 3 施工は、原則として申請者が行う。 4 仮復旧終了後又は道路管理者等の裁定後、14 日以内に本復旧を施工すること。 5 道路ラインは、原形どおり標示すること。 6 道路復旧舗装工事の施工者は、建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 3 条に規定する舗装工事業の許可を受けた者であること。	1 本復旧工事の施工は、道路管理者等の定める許可条件及び指示事項を厳守すること。 2 本基準に定めのない事項については、「水道工事標準仕様書」に従うこと。 3 施工は、原則として申請者が行う。 4 仮復旧終了後又は道路管理者等の裁定後、14 日以内に本復旧を施工すること。 また、「給水装置工事に伴う道路復旧舗装工事施行条件承諾書」（様式-9）を提出すること。 5 道路ラインは、原形どおり標示すること。 6 本復旧工事後は、「かし責任」を有するため、工事の施工にあたっては厳格を期すること。 7 道路復旧舗装工事の施工者は、建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 3 条に規定する舗装工事業の許可を受けた者であること。													
[解説]					[解説]									
1について；道路管理者等が許可条件内に定める期間内に不備を発見した時は、施工した業者が責任をもって補修等の対応をすること。					6について；かし担保責任とは、工事目的物の引き渡しを受けた後、かくれた「かし」を道路管理者等が発見した時は、施工した業者が責任を持って補修すること。									
6について；工事費 500 万円未満の工事の場合、建設業法上の規定はないが、適切な施工を行わせるために、舗装工事業の許可を受けた者が施行すること。					7について；工事費 500 万円未満の工事の場合、建設業法上の規定はないが、適切な施工を行わせるために、舗装工事業の許可を受けた者が施行すること。									

新旧対照表

○給水装置工事設計施行基準・解説（様式集）

新	旧
設計図様式集	設計図様式集
設計図様式1　日本産業規格　A4　縦  (設計図様式1) 管網図 案内図	設計図様式1　日本産業規格　A4　縦  (設計図様式1) 管網図 案内図 (方眼)

新	旧
様式集	<p>様式集</p> <p>「様式-1」</p> <p>年 月 日</p> <p>既設建物に関する維持管理届</p> <p>神奈川県企業庁 水道営業所長 殿</p> <p>住所 申込者 氏名 電話</p> <p>給水装置場所</p> <p>建物の名称</p> <p>1 神奈川県営上水道条例に規定する給水装置の管理義務を遵守します。 2 逆流防止装置は、1年に1回以上の点検を行いその記録を1年間保管し、水道営業所長から請求があったときは提示します。 3 遠隔指示式量水器の表示装置の維持管理については、当該量水器メーカーと保守委託契約を引き続き行います。 4 当該給水装置を維持管理するにあたり、次の者を管理責任者に定めます。 5 管理責任者に変更が生じたときは、直ちに水道営業所長に届け出ます。</p>

新					旧					
<p>「様式-1」(A4縦長型)</p> <p>県営水道給水関係事前協議書〔正・副〕</p>					<p>「様式-2」(A4縦長型)</p> <p>県営水道給水関係事前協議書〔正・副〕</p>					
			年 月 日					年 月 日		
<p>開発事業 促進工事 3階直結直圧式給水 直結増圧式給水 増圧猶予 一般</p>					<p>開発事業 促進工事 3階直結直圧式給水 直結増圧式給水 増圧猶予 一般</p>					
申込者	住 所				申込者	住 所				
	商号又は名称 代表者名又は氏名		電 話 番 号			商号又は名称 代表者名又は氏名		電 話 番 号		
協議者	住 所				協議者	住 所				
	商号又は名称 代表者名又は氏名		電 話 番 号			商号又は名称 代表者名又は氏名		電 話 番 号		
計 画 地 住 所					計 画 地 住 所					
計 画 の 概 要	開 発 目 的				計 画 の 概 要	開 発 目 的				
	開 発 面 積	m ²	用 途	専用住宅 共同住宅 事務所ビル		開 発 面 積	m ²	用 途	専用住宅 共同住宅 事務所ビル	
	敷 地 面 積	m ²	建 築 物 の 構 造			敷 地 面 積	m ²	建 築 物 の 構 造		
	建 築 面 積	m ²	建 物 の 戸 数	棟 戸		建 築 面 積	m ²	建 物 の 戸 数	棟 戸	
	延 床 面 積	m ²	最 高 位 水 桜	m		延 床 面 積	m ²	最 高 位 水 桜	m	
	着 手 予 定 時 期	年 月 日	完 成 予 定 時 期	年 月 日		着 手 予 定 時 期	年 月 日	完 成 予 定 時 期	年 月 日	
	検 針 方 法	直 読 ・ 遠 隔	新 規 配 管 ・ 既 設 管 使 用			検 針 方 法	直 読 ・ 遠 隔	新 規 配 管 ・ 既 設 管 使 用		
	使 用 見 込 水 量	計 画 1 日 最 大 (m ³ / 日)				使 用 見 込 水 量	計 画 1 日 最 大 (m ³ / 日)			
		計 画 時 間 最 大 (m ³ / 時) (瞬時最大流量1/分)					計 画 時 間 最 大 (m ³ / 時) (瞬時最大流量1/分)			
	企 業 局 協 議 確 認 欄	<p>別添「回答書」に記した理由により給水工事の申込みをお受けできませんので、再度、給水方法について検討して下さい。</p> <p>別添「回答書」に記した条件により、給水可能です。</p>				企 業 局 協 議 確 認 欄	<p>別添「回答書」に記した理由により給水工事の申込みをお受けできませんので、再度、給水方法について検討して下さい。</p> <p>別添「回答書」に記した条件により、給水可能です。</p>			
	年 月 日					年 月 日				
	水道営業所長					水道営業所長				

1 太枠の部分は、必要事項を記入して下さい。

2 必要書類を添付の上、[正] [副] 各1部を水道営業所に提出して下さい。

1 太枠の部分は、必要事項を記入して下さい。

2 必要書類を添付の上、[正] [副] 各1部を水道営業所に提出して下さい。

新			旧		
「様式-1の2」(A4縦長型)			「様式-2の2」(A4縦長型)		
県営水道給水関係事前協議書〔正・副〕					
(特別給水装置工事)					
		年 月 日			
申込者	住 所				
	商号又は名称 代表者名又は氏名		電 話 番 号		
協議者	住 所				
	商号又は名称 代表者名又は氏名		電 話 番 号		
計 画 地 住 所					
計 画 の 概 要	開 発 目 的 又 は 建 築 用 途				
	開 発 面 積 又 は 敷 地 面 積				m ²
	開 発 予 定 時 期 又 は 建 築 予 定 時 期	年 月～ 年 月			
	開 発 計 画 戸 数 及 び 人 口	棟 戸 人			
	建 築 物 の 構 造 面 積、 延 床 面 積				
	使 用 見 込 水 量	1 日 最 大			m ³
	給 水 開 始 予 定 時 期				年 月
局 の 意 見					
局の意見等	意 見				
	施設規模	計画給水量 (1日最大 m ³ 、 時間最大 m ³) 給水方法 (直結給水 ・ 配水池 ・ ポンプ所) 口 径 mm 延 長 m			
1 太枠の部分は、必要事項を記入して下さい。 2 必要書類を添付の上、[正] [副] 各1部を水道営業所に提出して下さい。					
局 の 意 見					
局の意見等	意 見				
	施設規模	計画給水量 (1日最大 m ³ 、 時間最大 m ³) 給水方法 (直結給水 ・ 配水池 ・ ポンプ所) 口 径 mm 延 長 m			
1 太枠の部分は、必要事項を記入して下さい。 2 必要書類を添付の上、[正] [副] 各1部を水道営業所に提出して下さい。					

新	旧																														
<p>誓約書の様式 「事前協議」の場合 「様式－2」 (A4縦長型)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 5%; text-align: left;">No</td> <td style="width: 45%; text-align: center;">誓 約 書</td> <td style="width: 50%; text-align: right;">年 月 日</td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center; padding: 10px;">神奈川県企業庁 水道営業所長 殿</td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center; padding: 10px;">申込者 住 所 氏 名</td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center; padding: 10px;">「県営水道給水関係事前協議書」の提出にあたり、下記事項を誓約します。</td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center; padding: 10px;">記 1 工事場所 2 公道分（団地内道路を含む）の給水装置は、工事完成後すみやかに貴所に寄附します。</td> </tr> </table>	No	誓 約 書	年 月 日	神奈川県企業庁 水道営業所長 殿			申込者 住 所 氏 名			「県営水道給水関係事前協議書」の提出にあたり、下記事項を誓約します。			記 1 工事場所 2 公道分（団地内道路を含む）の給水装置は、工事完成後すみやかに貴所に寄附します。			<p>誓約書の様式 「事前協議」の場合 「様式－3」 (A4縦長型)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 5%; text-align: left;">No</td> <td style="width: 45%; text-align: center;">誓 約 書</td> <td style="width: 50%; text-align: right;">年 月 日</td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center; padding: 10px;">神奈川県企業庁 水道営業所長 殿</td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center; padding: 10px;">申込者 住 所 氏 名</td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center; padding: 10px;">「県営水道給水関係事前協議書」の提出にあたり、下記事項を誓約します。</td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center; padding: 10px;">記 1 工事場所 2 公道分（団地内道路を含む）の給水装置は、工事完成後すみやかに貴所に寄附します。</td> </tr> </table>	No	誓 約 書	年 月 日	神奈川県企業庁 水道営業所長 殿			申込者 住 所 氏 名			「県営水道給水関係事前協議書」の提出にあたり、下記事項を誓約します。			記 1 工事場所 2 公道分（団地内道路を含む）の給水装置は、工事完成後すみやかに貴所に寄附します。		
No	誓 約 書	年 月 日																													
神奈川県企業庁 水道営業所長 殿																															
申込者 住 所 氏 名																															
「県営水道給水関係事前協議書」の提出にあたり、下記事項を誓約します。																															
記 1 工事場所 2 公道分（団地内道路を含む）の給水装置は、工事完成後すみやかに貴所に寄附します。																															
No	誓 約 書	年 月 日																													
神奈川県企業庁 水道営業所長 殿																															
申込者 住 所 氏 名																															
「県営水道給水関係事前協議書」の提出にあたり、下記事項を誓約します。																															
記 1 工事場所 2 公道分（団地内道路を含む）の給水装置は、工事完成後すみやかに貴所に寄附します。																															

新	旧																		
<p>「<u>様式一 3</u>」</p> <p>年　月　日</p> <p><u>直結（直圧・増圧）式給水条件承諾書（新設・切替）</u></p> <p>神奈川県企業庁 水道営業所長 殿</p> <table border="1"> <tr> <td>住　所</td> </tr> <tr> <td>申込者氏名 (所有者)　電話</td> </tr> </table> <p><u>直結（直圧・増圧）式</u>による給水方式について、長所及び短所を理解した上で、次の条件を承諾します。</p> <p>1 給水装置の維持管理については、当方にて管理責任者並びに維持管理業者を定め適正に行います。 <u>また、増圧給水設備を含む給水装置の維持管理については、1年以内ごとに1回の定期点検を行い、当方にて管理責任者並びに維持管理業者を定め適正に行います。</u></p> <table border="1"> <tr> <td>給水装置の設置場所</td> <td>建物所在地 名　称</td> </tr> <tr> <td>建物の管理責任者</td> <td>住　所 会社名 氏　名　　電話</td> </tr> <tr> <td>給水装置の維持管理業者</td> <td>住　所 会社名 氏　名　　電話</td> </tr> <tr> <td><u>直結増圧式給水装置の維持管理業者</u> <u>※該当する場合は記入</u></td> <td>住　所 会社名 氏　名　　電話</td> </tr> </table> <p>注1 「給水装置の維持管理業者」とは、当該建物の給水装置工事を施工したものをいう。（給水装置工事施行承認申請書における申請者）</p> <p>注2 「直結増圧式給水装置の維持管理業者」とは、当該建物の増圧給水設備を施工したものをいう。</p> <p>2 使用者に対しては、申込者において<u>当該</u>給水方式であることを説明し、上記管理責任者等を周知させるとともに、水道管の取り替え工事、漏水修理工事、事故等による断水や減水時の使用者への広報についても、建物の管理責任者により常時対応します。</p> <p>3 当該給水装置（<u>増圧給水設備含む</u>）設置に起因して、逆流または漏水が発生し、水道営業所長又は第三者に損害を与えた場合には責任を持って補償します。また、紛争等については全て当事者間で解決し、水道営業所長に一切迷惑をかけません。</p> <p>4 既設配管による給水設備を使用する場合、将来これに起因する問題についても当方において適正に対処します。</p> <p>5 給水装置の所有権に変更が生じた場合は、速やかに所有者変更届を提出するとともに、上記内容を継承します。また、建物の管理責任者、給水装置の維持管理業者に変更が生じた場合は、速やかに<u>当該</u>給水条件承諾書を再度提出します。</p> <p>6 上記項目の他、取扱上なお必要な事項については、神奈川県県営上水道条例及び同施行規程、給水装置工事設計施行基準・解説を遵守します。</p>	住　所	申込者氏名 (所有者)　電話	給水装置の設置場所	建物所在地 名　称	建物の管理責任者	住　所 会社名 氏　名　　電話	給水装置の維持管理業者	住　所 会社名 氏　名　　電話	<u>直結増圧式給水装置の維持管理業者</u> <u>※該当する場合は記入</u>	住　所 会社名 氏　名　　電話	<p>「<u>様式一 4</u>」</p> <p>年　月　日</p> <p><u>直結直圧式給水条件承諾書（新設・切替）</u></p> <p>神奈川県企業庁 水道営業所長 殿</p> <table border="1"> <tr> <td>住　所</td> </tr> <tr> <td>申込者氏名 (所有者)　電話</td> </tr> </table> <p><u>直結直圧式</u>による給水方式について、長所及び短所を理解した上で、次の条件を承諾します。</p> <p>1 給水装置の維持管理については、当方にて管理責任者並びに維持管理業者を定め適正に行います。</p> <table border="1"> <tr> <td>給水装置の設置場所</td> <td>建物所在地 名　称</td> </tr> <tr> <td>建物の管理責任者</td> <td>住　所 会社名 氏　名　　電話</td> </tr> <tr> <td>給水装置の維持管理業者</td> <td>住　所 会社名 氏　名　　電話</td> </tr> </table> <p>注1 「給水装置の維持管理業者」とは、当該建物の給水装置工事を施工したものをいう。（給水装置工事施行承認申請書における申請者）</p> <p>2 使用者に対しては、申込者において<u>直結直圧式</u>による給水方式であることを説明し、上記管理責任者等を周知させるとともに、水道管の取り替え工事、漏水修理工事、事故等による断水や減水時の使用者への広報についても、建物の管理責任者により常時対応します。</p> <p>3 当該給水装置に起因して、逆流または漏水が発生し、水道営業所長又は第三者に損害を与えた場合には責任を持って補償します。また、紛争等については全て当事者間で解決し、水道営業所長に一切迷惑をかけません。</p> <p>4 既設配管による給水設備を使用する場合、将来これに起因する問題についても当方において適正に対処します。</p> <p>5 給水装置の所有権に変更が生じた場合は、速やかに所有者変更届を提出するとともに、上記内容を継承します。また、建物の管理責任者、給水装置の維持管理業者に変更が生じた場合は、速やかに<u>直結直圧式</u>給水条件承諾書を再度提出します。</p> <p>6 上記項目の他、取扱上なお必要な事項については、神奈川県県営上水道条例及び同施行規程、給水装置工事設計施行基準・解説を遵守します。</p>	住　所	申込者氏名 (所有者)　電話	給水装置の設置場所	建物所在地 名　称	建物の管理責任者	住　所 会社名 氏　名　　電話	給水装置の維持管理業者	住　所 会社名 氏　名　　電話
住　所																			
申込者氏名 (所有者)　電話																			
給水装置の設置場所	建物所在地 名　称																		
建物の管理責任者	住　所 会社名 氏　名　　電話																		
給水装置の維持管理業者	住　所 会社名 氏　名　　電話																		
<u>直結増圧式給水装置の維持管理業者</u> <u>※該当する場合は記入</u>	住　所 会社名 氏　名　　電話																		
住　所																			
申込者氏名 (所有者)　電話																			
給水装置の設置場所	建物所在地 名　称																		
建物の管理責任者	住　所 会社名 氏　名　　電話																		
給水装置の維持管理業者	住　所 会社名 氏　名　　電話																		

新	旧											
(削除)	<p>「様式-4の2」</p> <p>直結増圧式給水条件承諾書（新設・切替）</p> <p>神奈川県企業庁 水道営業所長 殿</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td>住 所</td> </tr> <tr> <td>申込者 氏名</td> </tr> <tr> <td>(所有者) 電話</td> </tr> </table> <p>直結増圧式給水による給水方式について、長所及び短所を理解した上で、次の条件を承諾します。</p> <p>1 増圧給水設備を含む給水装置の維持管理については、1年以内ごとに1回の定期点検を行い、当方にて管理責任者並びに維持管理業者を定め適正に行います。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%;">給水装置の設置場所</td> <td style="width: 50%;">建物所在地 名 称</td> </tr> <tr> <td>建物の管理責任者</td> <td>住 所 会社名 氏 名 電話</td> </tr> <tr> <td>給水装置の維持管理業者</td> <td>住 所 会社名 氏 名 電話</td> </tr> <tr> <td>直結増圧式給水装置の維持管理業者</td> <td>住 所 会社名 氏 名 電話</td> </tr> </table> <p>注1 「給水装置の維持管理業者」とは、当該建物の給水装置工事を施行したものという。（給水装置工事施行承認申請書における申請者）</p> <p>注2 「直結増圧式給水装置の維持管理業者」とは、当該建物の増圧給水設備を施工したものという。</p> <p>2 使用者に対しては、申込者において直結増圧式による給水方式であることを説明し、上記管理責任者等を周知させるとともに、水道管の取り替え工事、漏水修理工事、事故等による断水や減水時の使用者への広報、バルブ操作その他必要な措置についても、建物の管理責任者により常時対応します。</p> <p>3 増圧給水設備の設置に起因して、逆流または漏水が発生し、水道営業所長又は第三者に損害を与えた場合には責任を持って補償します。また、紛争等については全て当事者間で解決し、水道営業所長に一切迷惑をかけません。</p> <p>4 既設配管による給水設備を使用する場合、将来これに起因する問題についても当方において適正に対処します。</p> <p>5 給水装置の所有権に変更が生じた場合は、速やかに所有者変更届を提出するとともに、上記内容を継承します。また、建物の管理責任者及び給水装置の維持管理業者に変更が生じた場合は、速やかに直結増圧式給水条件承諾書を再度提出します。</p> <p>6 上記項目の他、取扱上なお必要な事項については、神奈川県県営上水道条例及び同施行規程、給水装置工事設計施工基準・解説を遵守します。</p>	住 所	申込者 氏名	(所有者) 電話	給水装置の設置場所	建物所在地 名 称	建物の管理責任者	住 所 会社名 氏 名 電話	給水装置の維持管理業者	住 所 会社名 氏 名 電話	直結増圧式給水装置の維持管理業者	住 所 会社名 氏 名 電話
住 所												
申込者 氏名												
(所有者) 電話												
給水装置の設置場所	建物所在地 名 称											
建物の管理責任者	住 所 会社名 氏 名 電話											
給水装置の維持管理業者	住 所 会社名 氏 名 電話											
直結増圧式給水装置の維持管理業者	住 所 会社名 氏 名 電話											

新		旧			
「様式-3の2」		「様式-4の3」			
年 月 日		年 月 日			
増圧給水設備設置の猶予条件承諾書（新設・切替）					
神奈川県企業庁 水道営業所長 殿		神奈川県企業庁 水道営業所長 殿			
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding: 5px;">申込者住所 (所有者) 氏名 電話</td> </tr> </table>		申込者住所 (所有者) 氏名 電話	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding: 5px;">申込者住所 (所有者) 氏名 電話</td> </tr> </table>		申込者住所 (所有者) 氏名 電話
申込者住所 (所有者) 氏名 電話					
申込者住所 (所有者) 氏名 電話					
給水装置の設置場所	建物所在地 名 称				
建物の管理責任者	住 所 会社名 氏 名	電話			
給水装置の維持管理業者	住 所 会社名 氏 名	電話			
注1 「給水装置の維持管理業者」とは、当該建物の給水装置工事を施工したものとします。（給水装置工事施行承認申請書における申請者）					
増圧給水設備設置の猶予（以下、増圧猶予）による給水方式について、長所及び短所を理解した上で、次の条件を承諾します。					
1 当該建物の階数、計画水量、配水管の水圧その他の事情変更により給水上の支障が生じた場合又はおそれがある場合は、あらかじめ確保したスペースを利用して水道直結加圧形ポンプユニット（JWWA B 130 規格品又は規格同等以上品）及び減圧式逆流防止器又は複式逆止弁を設置します。なお、その際には、給水装置工事を申込みます。					
2 制限給水時、事故時、水道施設の工事等による、一時的な水圧低下に伴う上層階での断水や出水不良が生じた場合は、使用者及び申込者の責任で対処し共用給水栓を使用します。また、その際に損害が生じても水道営業所長に責任を問いません。					
3 逆流防止装置の機能を適正に保つため、申込者にて建物の管理責任者並びに給水装置の維持管理業者を定め適正に行います。					
4 使用者に対しては申込者において、増圧猶予による給水方式であることを説明し、建物の管理責任者及び給水装置の維持管理業者を周知させるとともに、水道管の取り替え工事、漏水修理工事、事故等による断水や減水時の使用者への広報、バルブ操作その他必要な措置についても、建物の管理責任者により常時対応します。					
5 増圧猶予に起因して、逆流または漏水が発生し、水道営業所長又は第三者に損害を与えた場合には責任を持って補償します。					
6 既設配管による給水設備を使用する場合、将来これに起因する問題についても当方において適正に対処します。					
7 給水装置の所有権に変更が生じた場合は、速やかに所有者変更届を提出するとともに、上記内容を継承します。また、申込者（所有者）、管理責任者、維持管理業者に変更が生じた場合も、速やかに増圧給水設備設置の猶予条件承諾書を再提出します。					
8 上記項目の他、取扱上なお必要な事項については、神奈川県県営上水道条例及び同施行規程、給水装置工事設計施工基準・解説を遵守します。					
9 上記の承諾事項を使用者等に熟知させ、増圧猶予に起因する紛争等については当事者間で解決し、水道営業所長に一切迷惑をかけません。					
注1 「給水装置の維持管理業者」とは、当該建物の給水装置工事を施工したものとします。（給水装置工事施行承認申請書における申請者）					
増圧給水設備設置の猶予（以下、増圧猶予）による給水方式について、長所及び短所を理解した上で、次の条件を承諾します。					
1 当該建物の階数、計画水量、配水管の水圧その他の事情変更により給水上の支障が生じた場合又はおそれがある場合は、あらかじめ確保したスペースを利用して水道直結加圧形ポンプユニット（JWWA B 130 規格品又は規格同等以上品）及び減圧式逆流防止器又は複式逆止弁を設置します。なお、その際には、給水装置工事を申込みます。					
2 制限給水時、事故時、水道施設の工事等による、一時的な水圧低下に伴う上層階での断水や出水不良が生じた場合は、使用者及び申込者の責任で対処し共用給水栓を使用します。また、その際に損害が生じても水道営業所長に責任を問いません。					
3 逆流防止装置の機能を適正に保つため、申込者にて建物の管理責任者並びに給水装置の維持管理業者を定め適正に行います。					
4 使用者に対しては申込者において、増圧猶予による給水方式であることを説明し、建物の管理責任者及び給水装置の維持管理業者を周知させるとともに、水道管の取り替え工事、漏水修理工事、事故等による断水や減水時の使用者への広報、バルブ操作その他必要な措置についても、建物の管理責任者により常時対応します。					
5 増圧猶予に起因して、逆流または漏水が発生し、水道営業所長又は第三者に損害を与えた場合には責任を持って補償します。					
6 既設配管による給水設備を使用する場合、将来これに起因する問題についても当方において適正に対処します。					
7 給水装置の所有権に変更が生じた場合は、速やかに所有者変更届を提出するとともに、上記内容を継承します。また、申込者（所有者）、管理責任者、維持管理業者に変更が生じた場合も、速やかに増圧給水設備設置の猶予条件承諾書を再提出します。					
8 上記項目の他、取扱上なお必要な事項については、神奈川県県営上水道条例及び同施行規程、給水装置工事設計施工基準・解説を遵守します。					
9 上記の承諾事項を使用者等に熟知させ、増圧猶予に起因する紛争等については当事者間で解決し、水道営業所長に一切迷惑をかけません。					

新		旧																	
<p>「<u>様式-3の3</u>」</p> <p style="text-align: center;">年　月　日</p> <p style="text-align: center;">水理計算確認書</p> <p>神奈川県企業庁 水道営業所長 殿</p>		<p>「<u>様式-4の4</u>」</p> <p style="text-align: center;">年　月　日</p> <p style="text-align: center;">水理計算確認書</p> <p>神奈川県企業庁 水道営業所長 殿</p>																	
給水装置の設置場所																			
申込者																			
建物の用途及び階数																			
給水方式	直結直圧式・直結増圧式・増圧給水設備設置の猶予																		
計画一日使用水量	m ³ /日																		
計画同時使用水量	ℓ/分																		
A	設計水圧 (事前協議番号 一 号)	MPa																	
B	給水装置の必要水圧 (高低差+総損失水頭+余裕水頭)	MPa																	
C	増圧給水設備の吐出圧 (揚程)	MPa																	
D	余裕水圧 $D = A - B + C$	MPa																	
注) 事前協議を行っている場合の設計水圧は、回答書によること。																			
<p>上記のとおり、水理計算により支障なく給水可能であることを確認しました。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%; vertical-align: top;">水理計算確認者</td> <td colspan="3">(給水装置工事主任技術者)</td> </tr> <tr> <td>免状交付番号 第 号</td> <td colspan="3"></td> </tr> <tr> <td>氏名</td> <td colspan="3"></td> </tr> <tr> <td>指定給水装置工事事業者</td> <td colspan="3"> 指定番号 第 号 事業者名 代表者 電話 </td> </tr> </table>				水理計算確認者	(給水装置工事主任技術者)			免状交付番号 第 号				氏名				指定給水装置工事事業者	指定番号 第 号 事業者名 代表者 電話		
水理計算確認者	(給水装置工事主任技術者)																		
免状交付番号 第 号																			
氏名																			
指定給水装置工事事業者	指定番号 第 号 事業者名 代表者 電話																		
<p>上記のとおり、水理計算により支障なく給水可能であることを確認しました。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%; vertical-align: top;">水理計算確認者</td> <td colspan="3">(給水装置工事主任技術者)</td> </tr> <tr> <td>免状交付番号 第 号</td> <td colspan="3"></td> </tr> <tr> <td>氏名</td> <td colspan="3"></td> </tr> <tr> <td>指定給水装置工事事業者</td> <td colspan="3"> 指定番号 第 号 事業者名 代表者 電話 </td> </tr> </table>				水理計算確認者	(給水装置工事主任技術者)			免状交付番号 第 号				氏名				指定給水装置工事事業者	指定番号 第 号 事業者名 代表者 電話		
水理計算確認者	(給水装置工事主任技術者)																		
免状交付番号 第 号																			
氏名																			
指定給水装置工事事業者	指定番号 第 号 事業者名 代表者 電話																		

新	旧																																						
<p>「<u>様式－3の4</u>」</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; text-align: center;"> <p>水 壓 調 査 依 賴 書</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>神奈川県企業庁 水道営業所長 殿</p> <p>依頼者：</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td style="width: 10%;">住 所</td><td style="width: 90%;"></td></tr> <tr><td>会 社 名</td><td></td></tr> <tr><td>担当者名</td><td></td></tr> <tr><td>連 絡 先</td><td></td></tr> </table> <p>給水方式を検討するにあたり、水圧の調査を依頼します。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <tr><td style="width: 10%;">調 査 場 所</td><td></td></tr> <tr><td>予 定 建 物</td><td>用途 :</td><td>階数 :</td></tr> <tr><td>予定給水方式</td><td colspan="2">直結直圧式・直結増圧式・増圧給水設備設置の猶予・受水槽式</td></tr> <tr><td>案 内 図</td><td colspan="2"></td></tr> </table> </div>	住 所		会 社 名		担当者名		連 絡 先		調 査 場 所		予 定 建 物	用途 :	階数 :	予定給水方式	直結直圧式・直結増圧式・増圧給水設備設置の猶予・受水槽式		案 内 図			<p>「<u>様式－4の5</u>」</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; text-align: center;"> <p>水 壓 調 査 依 賴 書</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>神奈川県企業庁 水道営業所長 殿</p> <p>依頼者：</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td style="width: 10%;">住 所</td><td style="width: 90%;"></td></tr> <tr><td>会 社 名</td><td></td></tr> <tr><td>担当者名</td><td></td></tr> <tr><td>連 絡 先</td><td></td></tr> </table> <p>給水方式を検討するにあたり、水圧の調査を依頼します。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <tr><td style="width: 10%;">調 査 場 所</td><td></td></tr> <tr><td>予 定 建 物</td><td>用途 :</td><td>階数 :</td></tr> <tr><td>予定給水方式</td><td colspan="2">直結直圧式・直結増圧式・増圧給水設備設置の猶予・受水槽式</td></tr> <tr><td>案 内 図</td><td colspan="2"></td></tr> </table> </div>	住 所		会 社 名		担当者名		連 絡 先		調 査 場 所		予 定 建 物	用途 :	階数 :	予定給水方式	直結直圧式・直結増圧式・増圧給水設備設置の猶予・受水槽式		案 内 図		
住 所																																							
会 社 名																																							
担当者名																																							
連 絡 先																																							
調 査 場 所																																							
予 定 建 物	用途 :	階数 :																																					
予定給水方式	直結直圧式・直結増圧式・増圧給水設備設置の猶予・受水槽式																																						
案 内 図																																							
住 所																																							
会 社 名																																							
担当者名																																							
連 絡 先																																							
調 査 場 所																																							
予 定 建 物	用途 :	階数 :																																					
予定給水方式	直結直圧式・直結増圧式・増圧給水設備設置の猶予・受水槽式																																						
案 内 図																																							
<p>※太枠内に必要事項を記入し、案内図を添付してください。</p> <p>-----以下水道営業所回答欄-----</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <tr><td style="width: 10%;">受付番号</td><td></td></tr> <tr><td>現地水圧</td><td style="text-align: right;">M P a</td></tr> <tr><td>調査方法</td><td><input type="checkbox"/>簡易 <input type="checkbox"/>測定</td></tr> <tr><td>測定日</td><td></td></tr> <tr><td>特記事項</td><td></td></tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center; padding-top: 10px;"> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td style="width: 10%;">回答日</td><td></td><td style="width: 10%;">回答者</td><td></td></tr> </table> </td></tr> </table>		受付番号		現地水圧	M P a	調査方法	<input type="checkbox"/> 簡易 <input type="checkbox"/> 測定	測定日		特記事項		<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td style="width: 10%;">回答日</td><td></td><td style="width: 10%;">回答者</td><td></td></tr> </table>		回答日		回答者																							
受付番号																																							
現地水圧	M P a																																						
調査方法	<input type="checkbox"/> 簡易 <input type="checkbox"/> 測定																																						
測定日																																							
特記事項																																							
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td style="width: 10%;">回答日</td><td></td><td style="width: 10%;">回答者</td><td></td></tr> </table>		回答日		回答者																																			
回答日		回答者																																					
<p>-----以下水道営業所回答欄-----</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <tr><td style="width: 10%;">受付番号</td><td></td></tr> <tr><td>現地水圧</td><td style="text-align: right;">M P a</td></tr> <tr><td>調査方法</td><td><input type="checkbox"/>簡易 <input type="checkbox"/>測定</td></tr> <tr><td>測定日</td><td></td></tr> <tr><td>特記事項</td><td></td></tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center; padding-top: 10px;"> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td style="width: 10%;">回答日</td><td></td><td style="width: 10%;">回答者</td><td></td></tr> </table> </td></tr> </table>		受付番号		現地水圧	M P a	調査方法	<input type="checkbox"/> 簡易 <input type="checkbox"/> 測定	測定日		特記事項		<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td style="width: 10%;">回答日</td><td></td><td style="width: 10%;">回答者</td><td></td></tr> </table>		回答日		回答者																							
受付番号																																							
現地水圧	M P a																																						
調査方法	<input type="checkbox"/> 簡易 <input type="checkbox"/> 測定																																						
測定日																																							
特記事項																																							
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td style="width: 10%;">回答日</td><td></td><td style="width: 10%;">回答者</td><td></td></tr> </table>		回答日		回答者																																			
回答日		回答者																																					

新	旧
誓約書の様式 「一部施工」の場合 「 様式－4 」(A4縦長型)	誓約書の様式 「一部施工」の場合 「 様式－5 」(A4縦長型)
<p style="text-align: center;">誓 約 書</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p>神奈川県企業庁 水道営業所長 殿</p> <p style="text-align: center;">申込者 住 所 氏 名</p> <p>給水装置の一部施工の申込にあたり、下記事項を誓約します。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1 工事場所及び取出箇所数 2 新土地所有者が決定するまで、当該給水装置の維持管理及びその経費は申込者において負担します。 3 土地所有権が移転したときは、給水装置の所有権も新土地所有者のものとします。 4 当該給水装置に漏水が発生した場合は、すみやかに水道営業所に届け出てその指示に従います。 5 公道分（団地内道路を含む）の給水装置は貴所に寄附します。 6 私道である場合は、占用料は無料とし、貴所が必要であると認める場合は、原形復旧を条件に掘削を認めます。</p> <p style="text-align: center;">以上</p>	<p style="text-align: center;">誓 約 書</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p>神奈川県企業庁 水道営業所長 殿</p> <p style="text-align: center;">申込者 住 所 氏 名</p> <p>給水装置の一部施工の申込にあたり、下記事項を誓約します。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1 工事場所及び取出箇所数 2 新土地所有者が決定するまで、当該給水装置の維持管理及びその経費は申込者において負担します。 3 土地所有権が移転したときは、給水装置の所有権も新土地所有者のものとします。 4 当該給水装置に漏水が発生した場合は、すみやかに水道営業所に届け出てその指示に従います。 5 公道分（団地内道路を含む）の給水装置は貴所に寄附します。 6 私道である場合は、占用料は無料とし、貴所が必要であると認める場合は、原形復旧を条件に掘削を認めます。</p> <p style="text-align: center;">以上</p>

新	旧
「様式－5」(A4縦長型)	「様式－6」(A4縦長型)
同 意 書	同 意 書
年 月 日	年 月 日
神奈川県企業庁 水道営業所長 殿	神奈川県企業庁 水道営業所長 殿
1 申込者 (支管分岐依頼者) 住所 氏名	1 申込者 (支管分岐依頼者) 住所 氏名
2 給水装置場所	2 給水装置場所
3 装置内容 支管分岐口径 支管分岐箇所数	3 装置内容 支管分岐口径 支管分岐箇所数
<p>このたび下記の者から支管分岐の同意を得たことを届け出ます。 なお、支管分岐により水量・水圧に支障が生じても一切貴所に異議の申し立てをしないことの同意を得ています。</p> <p>記</p> <p>水栓番号 給水装置所有者住所 氏名</p> <p>給水装置使用者住所 氏名</p>	
<p>このたび下記の者から支管分岐の同意を得たことを届け出ます。 なお、支管分岐により水量・水圧に支障が生じても一切貴所に異議の申し立てをしないことの同意を得ています。</p> <p>記</p> <p>水栓番号 給水装置所有者住所 氏名</p> <p>給水装置使用者住所 氏名</p>	

新	旧
「様式－6」(A4縦長型)	「様式－7」(A4縦長型)
給水装置工事申込取消届	給水装置工事申込取消届
<p>申込み区分 新設、改造、撤去 整理番号 工事場所 水栓番号 第 号</p> <p>年 月 日に申し込んだ上記の給水装置工事を都合により取り消したいので 届け出ます。</p> <p>年 月 日</p> <p>神奈川県企業庁 水道営業所長 殿</p> <p>申込者 住所 氏名</p> <p>指定給水装置 工事事業者 住所 氏名</p>	<p>申込み区分 新設、改造、撤去 整理番号 工事場所 水栓番号 第 号</p> <p>年 月 日に申し込んだ上記の給水装置工事を都合により取り消したいので 届け出ます。</p> <p>年 月 日</p> <p>神奈川県企業庁 水道営業所長 殿</p> <p>申込者 住所 氏名</p> <p>指定給水装置 工事事業者 住所 氏名</p>

新				旧																																																																																																																																															
「様式－7」(A4縦長型)				「様式－8」(A4縦長型)																																																																																																																																															
<p>神奈川県企業庁 水道営業所長 殿</p> <p>年 月 日</p> <p><u>月分給水装置修理報告書</u></p>				<p>神奈川県企業庁 水道営業所長 殿</p> <p>年 月 日</p> <p><u>月分給水装置修理報告書</u></p>																																																																																																																																															
<p>No. _____ (指定給水装置工事事業者名)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>受付月日</th> <th>施行年月日</th> <th>水栓番号</th> <th>依頼者氏名 (使用者)</th> <th>修理 内容</th> <th>摘要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>年 月 日</td><td>年 月 日</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>その他</td><td>年 月 日</td><td>年 月 日</td><td></td><td></td><td></td></tr> </tbody> </table>				受付月日	施行年月日	水栓番号	依頼者氏名 (使用者)	修理 内容	摘要	年 月 日	年 月 日					年 月 日	年 月 日					年 月 日	年 月 日					年 月 日	年 月 日					年 月 日	年 月 日					年 月 日	年 月 日					年 月 日	年 月 日					年 月 日	年 月 日					年 月 日	年 月 日					年 月 日	年 月 日					年 月 日	年 月 日					年 月 日	年 月 日					年 月 日	年 月 日					年 月 日	年 月 日					年 月 日	年 月 日					年 月 日	年 月 日					年 月 日	年 月 日					年 月 日	年 月 日					年 月 日	年 月 日					年 月 日	年 月 日					年 月 日	年 月 日					年 月 日	年 月 日					その他	年 月 日	年 月 日			
受付月日	施行年月日	水栓番号	依頼者氏名 (使用者)	修理 内容	摘要																																																																																																																																														
年 月 日	年 月 日																																																																																																																																																		
年 月 日	年 月 日																																																																																																																																																		
年 月 日	年 月 日																																																																																																																																																		
年 月 日	年 月 日																																																																																																																																																		
年 月 日	年 月 日																																																																																																																																																		
年 月 日	年 月 日																																																																																																																																																		
年 月 日	年 月 日																																																																																																																																																		
年 月 日	年 月 日																																																																																																																																																		
年 月 日	年 月 日																																																																																																																																																		
年 月 日	年 月 日																																																																																																																																																		
年 月 日	年 月 日																																																																																																																																																		
年 月 日	年 月 日																																																																																																																																																		
年 月 日	年 月 日																																																																																																																																																		
年 月 日	年 月 日																																																																																																																																																		
年 月 日	年 月 日																																																																																																																																																		
年 月 日	年 月 日																																																																																																																																																		
年 月 日	年 月 日																																																																																																																																																		
年 月 日	年 月 日																																																																																																																																																		
年 月 日	年 月 日																																																																																																																																																		
年 月 日	年 月 日																																																																																																																																																		
年 月 日	年 月 日																																																																																																																																																		
年 月 日	年 月 日																																																																																																																																																		
その他	年 月 日	年 月 日																																																																																																																																																	
<p>(1) 桜類の取替、水道メーターの移設、管の取替及び切回の場合は、その内容を具体的に記入すること。</p> <p>(2) その他パッキンの取替等軽易な修理については、件数のみを記入すること。</p>				<p>(1) 桜類の取替、水道メーターの移設、管の取替及び切回の場合は、その内容を具体的に記入すること。</p> <p>(2) その他パッキンの取替等軽易な修理については、件数のみを記入すること。</p>																																																																																																																																															

新		旧																																																									
「様式－7の2」(A4縦長型)		「様式－8の2」(A4縦長型)																																																									
年 月 日		年 月 日																																																									
増圧給水設備（ポンプ）取替届出書																																																											
神奈川県企業庁 水道営業所長 殿																																																											
給水装置所有者	指定給水装置工事事業者 指定番号	給水装置所有者	指定給水装置工事事業者 指定番号																																																								
住所 氏名	所在地 称号又は 名称	住所 氏名	所在地 称号又は 名称																																																								
電話	電話 主任技術者	電話	電話 主任技術者																																																								
増圧給水設備（ポンプ）の取替えについて、以下のとおり届出ます。																																																											
1 給水装置場所 :																																																											
2 水栓番号 :																																																											
3 増圧給水設備仕様																																																											
<table border="1"> <tr> <td>メーカー名</td> <td colspan="3"></td> </tr> <tr> <td>型式</td> <td colspan="3"></td> </tr> <tr> <td>口径 (mm)</td> <td></td> <td>自動停止設定圧力 (MPa)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>揚程 (m)</td> <td></td> <td>自動復帰設定圧力 (MPa)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>出力 (kw)</td> <td></td> <td>逆流防止装置種別</td> <td></td> </tr> <tr> <td>吐出量 (l/min)</td> <td></td> <td>逆流防止装置設置位置</td> <td>吸込側・吐出側</td> </tr> <tr> <td>最大給水高さ (m)</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table>		メーカー名				型式				口径 (mm)		自動停止設定圧力 (MPa)		揚程 (m)		自動復帰設定圧力 (MPa)		出力 (kw)		逆流防止装置種別		吐出量 (l/min)		逆流防止装置設置位置	吸込側・吐出側	最大給水高さ (m)				<table border="1"> <tr> <td>メーカー名</td> <td colspan="3"></td> </tr> <tr> <td>型式</td> <td colspan="3"></td> </tr> <tr> <td>口径 (mm)</td> <td></td> <td>自動停止設定圧力 (MPa)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>揚程 (m)</td> <td></td> <td>自動復帰設定圧力 (MPa)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>出力 (kw)</td> <td></td> <td>逆流防止装置種別</td> <td></td> </tr> <tr> <td>吐出量 (l/min)</td> <td></td> <td>逆流防止装置設置位置</td> <td>吸込側・吐出側</td> </tr> <tr> <td>最大給水高さ (m)</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table>		メーカー名				型式				口径 (mm)		自動停止設定圧力 (MPa)		揚程 (m)		自動復帰設定圧力 (MPa)		出力 (kw)		逆流防止装置種別		吐出量 (l/min)		逆流防止装置設置位置	吸込側・吐出側	最大給水高さ (m)			
メーカー名																																																											
型式																																																											
口径 (mm)		自動停止設定圧力 (MPa)																																																									
揚程 (m)		自動復帰設定圧力 (MPa)																																																									
出力 (kw)		逆流防止装置種別																																																									
吐出量 (l/min)		逆流防止装置設置位置	吸込側・吐出側																																																								
最大給水高さ (m)																																																											
メーカー名																																																											
型式																																																											
口径 (mm)		自動停止設定圧力 (MPa)																																																									
揚程 (m)		自動復帰設定圧力 (MPa)																																																									
出力 (kw)		逆流防止装置種別																																																									
吐出量 (l/min)		逆流防止装置設置位置	吸込側・吐出側																																																								
最大給水高さ (m)																																																											
上記の増圧給水設備の取替にあたり、神奈川県営水道条例及び同施行規程、給水装置工事設計施行基準・解説を遵守します。																																																											
上記の増圧給水設備の取替にあたり、神奈川県営水道条例及び同施行規程、給水装置工事設計施行基準・解説を遵守します。																																																											

新	旧
(削除)	<p>「様式一9」</p> <p>給水装置工事に伴う道路復旧舗装工事施行条件承諾書</p> <p>年 月 日</p> <p>神奈川県企業庁 水道営業所長 殿</p> <p>商号又は名称 代表者氏名</p> <p>指定給水装置工事事業者 電話番号</p> <p>舗装工事業許可番号 商号又は名称 代表者氏名</p> <p>施工者名 電話番号</p> <p>舗装工事を施工するにあたり、次の施行条件を承諾し、遵守いたします。</p> <p>施行条件</p> <p>1 道路管理者の定める基準及び許可条件に従った施工をすること。 2 舗装工事は仮復旧終了後又は道路管理者の裁定後、14日以内に施工すること。 3 舗装工事施工中の事故等一切の責任を負うこと。 4 舗装工事の出来形及び品質に、水道営業所及び道路管理者が不備があると認めた場合、手直し等を行うこと。 5 完成検査終了後2か年間に生じた工事目的物のかしの補修、かしによって生じた一切の滅失及び毀損に対しての損害賠償責任を負うこと。</p>

新		旧													
<p>「様式-8」</p> <p>給水装置に係る情報の提供請求書</p> <p>年 月 日</p> <p>(請求先) 神奈川県企業庁 水道営業所長</p> <p>(請求者) 住所 _____ 氏名 (法人の場合は法人名及び代表者氏名) _____</p> <p>電話 _____</p> <p>次のとおり給水装置に係る情報の提供 (閲覧・写しの交付) を請求します。</p> <table border="1"> <tr> <td>1 情報の提供を請求する 場所 (わかる範囲で結構です。)</td> <td>所在地住所 : 建物名 : 水栓番号 : _____</td> </tr> <tr> <td>2 情報を利用する目的</td> <td>給水装置工事 給水工事の維持管理 道路掘削工事 宅地内掘削工事 その他 () _____</td> </tr> <tr> <td>3 請求する台帳等の種類</td> <td>給水台帳 管網図</td> </tr> </table>		1 情報の提供を請求する 場所 (わかる範囲で結構です。)	所在地住所 : 建物名 : 水栓番号 : _____	2 情報を利用する目的	給水装置工事 給水工事の維持管理 道路掘削工事 宅地内掘削工事 その他 () _____	3 請求する台帳等の種類	給水台帳 管網図	<p>「様式-10」</p> <p>給水装置に係る情報の提供請求書</p> <p>年 月 日</p> <p>(請求先) 神奈川県企業庁 水道営業所長</p> <p>(請求者) 住所 _____ 氏名 (法人の場合は法人名及び代表者氏名) _____</p> <p>電話 _____</p> <p>次のとおり給水装置に係る情報の提供 (閲覧・写しの交付) を請求します。</p> <table border="1"> <tr> <td>1 情報の提供を請求する 場所 (わかる範囲で結構です。)</td> <td>所在地住所 : 建物名 : 水栓番号 : _____</td> </tr> <tr> <td>2 情報を利用する目的</td> <td>給水装置工事 給水工事の維持管理 道路掘削工事 宅地内掘削工事 その他 () _____</td> </tr> <tr> <td>3 請求する台帳等の種類</td> <td>給水台帳 管網図</td> </tr> </table>		1 情報の提供を請求する 場所 (わかる範囲で結構です。)	所在地住所 : 建物名 : 水栓番号 : _____	2 情報を利用する目的	給水装置工事 給水工事の維持管理 道路掘削工事 宅地内掘削工事 その他 () _____	3 請求する台帳等の種類	給水台帳 管網図
1 情報の提供を請求する 場所 (わかる範囲で結構です。)	所在地住所 : 建物名 : 水栓番号 : _____														
2 情報を利用する目的	給水装置工事 給水工事の維持管理 道路掘削工事 宅地内掘削工事 その他 () _____														
3 請求する台帳等の種類	給水台帳 管網図														
1 情報の提供を請求する 場所 (わかる範囲で結構です。)	所在地住所 : 建物名 : 水栓番号 : _____														
2 情報を利用する目的	給水装置工事 給水工事の維持管理 道路掘削工事 宅地内掘削工事 その他 () _____														
3 請求する台帳等の種類	給水台帳 管網図														
<p>【所有者本人の同意欄】</p> <p>上記の情報提供に同意します。 年 月 日</p> <p>給水装置所有者 住所 _____ 氏名 _____</p> <p>電話番号 _____</p> <p>注意</p> <p>1 情報の提供の請求にあたっては、請求者が本人であることを確認できる書類（住民基本台帳カード、運転免許証、旅券、健康保険の被保険者証、国民年金手帳、給水装置工事主任技術者証その他法令により交付された書類）の提示が必要となります。</p> <p>2 提供を受けた個人情報の取扱いについては、次の事項を遵守してください。</p> <p>(1) 提供を受けた情報を申し込んだ利用目的以外には利用しないこと。</p> <p>(2) 提供を受けた情報を漏えいしないよう十分注意すること。</p> <p>(3) 保有する必要のなくなった情報は、確実に、かつ、速やかに廃棄するよう努めること。</p> <p>3 提供する情報は、水道施設の参考図ですので、工事の際は必ず詳細について竣工図や試掘により確認してください。</p> <p>4 該当する□にレ印をしてください。</p> <p>.....ここから下は水道営業所で記載します.....</p> <p>【水道営業所確認欄】</p> <table border="1"> <tr> <td><input type="checkbox"/> 本人確認 確認方法 <input type="checkbox"/> 住民基本台帳カード <input type="checkbox"/> 運転免許証 (番号) <input type="checkbox"/> 旅券 (番号) <input type="checkbox"/> 健康保険被保険者証 (番号) <input type="checkbox"/> 国民年金手帳 (番号) <input type="checkbox"/> 給水装置工事主任技術者証 (番号) <input type="checkbox"/> その他の書類 ()</td> </tr> <tr> <td>対応時間 時 分</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> 写しの交付 <input type="checkbox"/> 閲覧 担当者</td> </tr> </table>		<input type="checkbox"/> 本人確認 確認方法 <input type="checkbox"/> 住民基本台帳カード <input type="checkbox"/> 運転免許証 (番号) <input type="checkbox"/> 旅券 (番号) <input type="checkbox"/> 健康保険被保険者証 (番号) <input type="checkbox"/> 国民年金手帳 (番号) <input type="checkbox"/> 給水装置工事主任技術者証 (番号) <input type="checkbox"/> その他の書類 ()	対応時間 時 分	<input type="checkbox"/> 写しの交付 <input type="checkbox"/> 閲覧 担当者	<p>【所有者本人の同意欄】</p> <p>上記の情報提供に同意します。 年 月 日</p> <p>給水装置所有者 住所 _____ 氏名 _____</p> <p>電話番号 _____</p> <p>注意</p> <p>1 情報の提供の請求にあたっては、請求者が本人であることを確認できる書類（住民基本台帳カード、運転免許証、旅券、健康保険の被保険者証、国民年金手帳、給水装置工事主任技術者証その他法令により交付された書類）の提示が必要となります。</p> <p>2 提供を受けた個人情報の取扱いについては、次の事項を遵守してください。</p> <p>(1) 提供を受けた情報を申し込んだ利用目的以外には利用しないこと。</p> <p>(2) 提供を受けた情報を漏えいしないよう十分注意すること。</p> <p>(3) 保有する必要のなくなった情報は、確実に、かつ、速やかに廃棄するよう努めること。</p> <p>3 提供する情報は、水道施設の参考図ですので、工事の際は必ず詳細について竣工図や試掘により確認してください。</p> <p>4 該当する□にレ印をしてください。</p> <p>.....ここから下は水道営業所で記載します.....</p> <p>【水道営業所確認欄】</p> <table border="1"> <tr> <td><input type="checkbox"/> 本人確認 確認方法 <input type="checkbox"/> 住民基本台帳カード <input type="checkbox"/> 運転免許証 (番号) <input type="checkbox"/> 旅券 (番号) <input type="checkbox"/> 健康保険被保険者証 (番号) <input type="checkbox"/> 国民年金手帳 (番号) <input type="checkbox"/> 給水装置工事主任技術者証 (番号) <input type="checkbox"/> その他の書類 ()</td> </tr> <tr> <td>対応時間 時 分</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> 写しの交付 <input type="checkbox"/> 閲覧 担当者</td> </tr> </table>		<input type="checkbox"/> 本人確認 確認方法 <input type="checkbox"/> 住民基本台帳カード <input type="checkbox"/> 運転免許証 (番号) <input type="checkbox"/> 旅券 (番号) <input type="checkbox"/> 健康保険被保険者証 (番号) <input type="checkbox"/> 国民年金手帳 (番号) <input type="checkbox"/> 給水装置工事主任技術者証 (番号) <input type="checkbox"/> その他の書類 ()	対応時間 時 分	<input type="checkbox"/> 写しの交付 <input type="checkbox"/> 閲覧 担当者						
<input type="checkbox"/> 本人確認 確認方法 <input type="checkbox"/> 住民基本台帳カード <input type="checkbox"/> 運転免許証 (番号) <input type="checkbox"/> 旅券 (番号) <input type="checkbox"/> 健康保険被保険者証 (番号) <input type="checkbox"/> 国民年金手帳 (番号) <input type="checkbox"/> 給水装置工事主任技術者証 (番号) <input type="checkbox"/> その他の書類 ()															
対応時間 時 分															
<input type="checkbox"/> 写しの交付 <input type="checkbox"/> 閲覧 担当者															
<input type="checkbox"/> 本人確認 確認方法 <input type="checkbox"/> 住民基本台帳カード <input type="checkbox"/> 運転免許証 (番号) <input type="checkbox"/> 旅券 (番号) <input type="checkbox"/> 健康保険被保険者証 (番号) <input type="checkbox"/> 国民年金手帳 (番号) <input type="checkbox"/> 給水装置工事主任技術者証 (番号) <input type="checkbox"/> その他の書類 ()															
対応時間 時 分															
<input type="checkbox"/> 写しの交付 <input type="checkbox"/> 閲覧 担当者															

新 「様式—9」	旧 「様式—11」
確 約 書	確 約 書
年 月 日	年 月 日
神奈川県企業庁	神奈川県企業庁
水道営業所長 殿	水道営業所長 殿
申込者 住 所	申込者 住 所
氏 名	氏 名
責任者 住 所	責任者 住 所
氏 名	氏 名
震災時の飲料水を確保する目的で、受水槽からの非常用給水栓を設置するにあたり、次の内容について遵守することを確約します。	震災時の飲料水を確保する目的で、受水槽からの非常用給水栓を設置するにあたり、次の内容について遵守することを確約します。
1 非常用給水栓は、地震による災害で本管が断水した場合に使用します。 また、停電によりポンプ施設が停止して給水ができない場合、1人あたり1日3リットル程度の飲料水に限定して使用します。	1 非常用給水栓は、地震による災害で本管が断水した場合に使用します。 また、停電によりポンプ施設が停止して給水ができない場合、1人あたり1日3リットル程度の飲料水に限定して使用します。
2 非常用給水栓は、鍵付の給水栓とし、責任者を定め鍵を管理します。 なお、給水栓は口径φ20mm以下の1栓とします。	2 非常用給水栓は、鍵付の給水栓とし、責任者を定め鍵を管理します。 なお、給水栓は口径φ20mm以下の1栓とします。
3 住民の周知方法として、「震災時の使用に限定」のプレートを掲示します。	3 住民の周知方法として、「震災時の使用に限定」のプレートを掲示します。
4 事前に、非常用給水栓を設置する受水槽の構造図を水道営業所に提出します。	4 事前に、非常用給水栓を設置する受水槽の構造図を水道営業所に提出します。
5 申込者及び責任者を変更する場合は、速やかに水道営業所に確約書を再提出します。	5 申込者及び責任者を変更する場合は、速やかに水道営業所に確約書を再提出します。

新	旧
<p>「<u>様式一〇</u>」</p> <p>水道直結式スプリンクラー設備の設置に係る誓約書</p> <p style="text-align: center;">年　月　日</p> <p>(提出先) 神奈川県企業庁 水道営業所長 殿</p> <p style="text-align: center;">申込者 住 所 (所有者) 氏 名</p> <p>給水装置工事にて水道直結式スプリンクラー設備（以下、「スプリンクラー設備」という。）を設置するにあたり、以下の事項を誓約します。</p> <p>1 スプリンクラー設備の維持管理については当方にて適正に行い、災害その他正当な理由によって、一時的な断水や水圧低下等により、スプリンクラー設備の性能が十分発揮されない状況が生じても、水道営業所に対し一切責任を問いません。</p> <p>2 スプリンクラー設備の、火災時以外における作動及び火災時に非作動が生じても、当方にて対処し水道営業所に対し一切責任を問いません。</p> <p>3 スプリンクラー設備の設置にあたっては、消防設備士の指導の下に行っており、異常等が生じても水道営業所に対して苦情を申しません。</p> <p>4 逆流防止対策としてスプリンクラー設備配管系統の上流側に逆止弁を設置し、1年に1回以上の点検を行い管理いたします。</p> <p>5 スプリンクラー設備が設置された家屋、部屋を賃貸する場合など、使用する者が申込者と異なる場合については、各誓約事項を使用する者に周知徹底いたします。</p> <p>6 スプリンクラー設備の申込者（所有者）を変更するときは、各誓約事項を譲受人に熟知させます。</p> <p>7 スプリンクラー設備の作動による原因で水道メーターが故障等した場合は、水道営業所の指示に従い当方にて対処します。</p>	<p>「<u>様式一二</u>」</p> <p>水道直結式スプリンクラー設備の設置に係る誓約書</p> <p style="text-align: center;">年　月　日</p> <p>(提出先) 神奈川県企業庁 水道営業所長 殿</p> <p style="text-align: center;">申込者 住 所 (所有者) 氏 名</p> <p>給水装置工事にて水道直結式スプリンクラー設備（以下、「スプリンクラー設備」という。）を設置するにあたり、以下の事項を誓約します。</p> <p>1 スプリンクラー設備の維持管理については当方にて適正に行い、災害その他正当な理由によって、一時的な断水や水圧低下等により、スプリンクラー設備の性能が十分発揮されない状況が生じても、水道営業所に対し一切責任を問いません。</p> <p>2 スプリンクラー設備の、火災時以外における作動及び火災時に非作動が生じても、当方にて対処し水道営業所に対し一切責任を問いません。</p> <p>3 スプリンクラー設備の設置にあたっては、消防設備士の指導の下に行っており、異常等が生じても水道営業所に対して苦情を申しません。</p> <p>4 逆流防止対策としてスプリンクラー設備配管系統の上流側に逆止弁を設置し、1年に1回以上の点検を行い管理いたします。</p> <p>5 スプリンクラー設備が設置された家屋、部屋を賃貸する場合など、使用する者が申込者と異なる場合については、各誓約事項を使用する者に周知徹底いたします。</p> <p>6 スプリンクラー設備の申込者（所有者）を変更するときは、各誓約事項を譲受人に熟知させます。</p> <p>7 スプリンクラー設備の作動による原因で水道メーターが故障等した場合は、水道営業所の指示に従い当方にて対処します。</p>

新	旧																												
1・1 各水道営業所の所管区域	1・1 各水道営業所の所管区域																												
<table border="1"> <tr> <td>神奈川県ホームページ</td><td></td></tr> <tr> <td>県営水道の給水区域</td><td>https://www.pref.kanagawa.jp/docs/r4a/keneisuidousyoukai/kyusuikuiki.html</td></tr> </table>	神奈川県ホームページ		県営水道の給水区域	https://www.pref.kanagawa.jp/docs/r4a/keneisuidousyoukai/kyusuikuiki.html	<table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th><th>所在地</th><th>所管区域</th><th>電話番号</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>相模原水道営業所</td><td>相模原市中央区光が丘2丁目18番56号</td><td>相模原市(緑区(相原、相原1丁目、相原2丁目、相原3丁目、相原4丁目、相原5丁目、相原6丁目、大島、大山町、上九沢、下九沢、田名、西橋本1丁目、西橋本2丁目、西橋本3丁目、西橋本4丁目、西橋本5丁目、二本松1丁目、二本松2丁目、二本松3丁目、二本松4丁目、橋本1丁目、橋本2丁目、橋本3丁目、橋本4丁目、橋本5丁目、橋本6丁目、橋本7丁目、橋本8丁目、橋本台1丁目、橋本台2丁目、橋本台3丁目、橋本台4丁目、東橋本1丁目、東橋本2丁目、東橋本3丁目、東橋本4丁目及び元橋本町に限る。)及び中央区に限る。)</td><td>042(755)1132(代)</td></tr> <tr> <td>相模原南水道営業所</td><td>相模原市南区相模大野6丁目3番1号</td><td>相模原市(南区に限る。)</td><td>042(745)1111(代)</td></tr> <tr> <td>津久井水道営業所</td><td>相模原市緑区中野252番地の1</td><td>相模原市(緑区(相原、相原1丁目、相原2丁目、相原3丁目、相原4丁目、相原5丁目、相原6丁目、青根、大島、大山町、上九沢、澤井(1,746番から2,243番まで、2,507番から2,609番まで及び2,617番から2,631番までに限る。)、下九沢、田名、名倉(657番から772番まで、1,657番から2,161番まで及び2,743番から4,142番までに限る。)、西橋本1丁目、西橋本2丁目、西橋本3丁目、西橋本4丁目、西橋本5丁目、二本松1丁目、二本松2丁目、二本松3丁目、二本松4丁目、橋本1丁目、橋本2丁目、橋本3丁目、橋本4丁目、橋本5丁目、橋本6丁目、橋本7丁目、橋本8丁目、橋本台1丁目、橋本台2丁目、橋本台3丁目、橋本台4丁目、東橋本1丁目、東橋本2丁目、東橋本3丁目、東橋本4丁目、日連(1,116番から1,146番まで、1,202番から1,212番まで及び2,098番から2,770番までに限る。)、牧野(4,818番、4,819番、4,826番から4,830番まで、4,841番から4,843番まで、4,914番、4,922番から4,928番まで、5,517番から5,519番まで、5,528番から5,530番まで、5,533番から5,556番まで、5,563番から5,587番まで、5,593番から5,598番まで及び5,635番から5,637番までを除く。)、元橋本町及び吉野(1,691番から2,109番までに限る。)を除く。)に限る。)</td><td>042(784)4822(代)</td></tr> <tr> <td>鎌倉水道営業所</td><td>鎌倉市御成町12番地18号</td><td>鎌倉市、逗子市及び三浦郡葉山町(上山口(1,560番10、1,560番35から40まで、1,560番43から49まで、1,560番74、1,560番84、1,560番86、1,560番88、1,560番89、1,560番91、1,560番93、1,560番97、1,560番104、1,560番105、1,560番108、1,560番110、1,560番112、1,560番120、1,560番122、1,560番123、1,560番126、1,560番127、1,560番131、1,560番132、1,560番151、2,057番18、2,057番21、2,057番23、2,057番26、2,094番2、2,094番5、2,108番11、2,108番12、2,108番14から17まで、2,108番19から25まで及び2,108番41に限る。)及び下山口(1番1、1番6、1番10、1番12、1番14から17まで、1番21から31まで、1番35、1番37、7番4、7番7から10まで、7番13、20番3から6まで及び20番8に限る。)を除く。)</td><td>0467(22)6200(代)</td></tr> <tr> <td>藤沢水道営業所</td><td>藤沢市鵠沼石上2丁目6番2号</td><td>藤沢市</td><td>0466(27)1211(代)</td></tr> </tbody> </table>	名称	所在地	所管区域	電話番号	相模原水道営業所	相模原市中央区光が丘2丁目18番56号	相模原市(緑区(相原、相原1丁目、相原2丁目、相原3丁目、相原4丁目、相原5丁目、相原6丁目、大島、大山町、上九沢、下九沢、田名、西橋本1丁目、西橋本2丁目、西橋本3丁目、西橋本4丁目、西橋本5丁目、二本松1丁目、二本松2丁目、二本松3丁目、二本松4丁目、橋本1丁目、橋本2丁目、橋本3丁目、橋本4丁目、橋本5丁目、橋本6丁目、橋本7丁目、橋本8丁目、橋本台1丁目、橋本台2丁目、橋本台3丁目、橋本台4丁目、東橋本1丁目、東橋本2丁目、東橋本3丁目、東橋本4丁目及び元橋本町に限る。)及び中央区に限る。)	042(755)1132(代)	相模原南水道営業所	相模原市南区相模大野6丁目3番1号	相模原市(南区に限る。)	042(745)1111(代)	津久井水道営業所	相模原市緑区中野252番地の1	相模原市(緑区(相原、相原1丁目、相原2丁目、相原3丁目、相原4丁目、相原5丁目、相原6丁目、青根、大島、大山町、上九沢、澤井(1,746番から2,243番まで、2,507番から2,609番まで及び2,617番から2,631番までに限る。)、下九沢、田名、名倉(657番から772番まで、1,657番から2,161番まで及び2,743番から4,142番までに限る。)、西橋本1丁目、西橋本2丁目、西橋本3丁目、西橋本4丁目、西橋本5丁目、二本松1丁目、二本松2丁目、二本松3丁目、二本松4丁目、橋本1丁目、橋本2丁目、橋本3丁目、橋本4丁目、橋本5丁目、橋本6丁目、橋本7丁目、橋本8丁目、橋本台1丁目、橋本台2丁目、橋本台3丁目、橋本台4丁目、東橋本1丁目、東橋本2丁目、東橋本3丁目、東橋本4丁目、日連(1,116番から1,146番まで、1,202番から1,212番まで及び2,098番から2,770番までに限る。)、牧野(4,818番、4,819番、4,826番から4,830番まで、4,841番から4,843番まで、4,914番、4,922番から4,928番まで、5,517番から5,519番まで、5,528番から5,530番まで、5,533番から5,556番まで、5,563番から5,587番まで、5,593番から5,598番まで及び5,635番から5,637番までを除く。)、元橋本町及び吉野(1,691番から2,109番までに限る。)を除く。)に限る。)	042(784)4822(代)	鎌倉水道営業所	鎌倉市御成町12番地18号	鎌倉市、逗子市及び三浦郡葉山町(上山口(1,560番10、1,560番35から40まで、1,560番43から49まで、1,560番74、1,560番84、1,560番86、1,560番88、1,560番89、1,560番91、1,560番93、1,560番97、1,560番104、1,560番105、1,560番108、1,560番110、1,560番112、1,560番120、1,560番122、1,560番123、1,560番126、1,560番127、1,560番131、1,560番132、1,560番151、2,057番18、2,057番21、2,057番23、2,057番26、2,094番2、2,094番5、2,108番11、2,108番12、2,108番14から17まで、2,108番19から25まで及び2,108番41に限る。)及び下山口(1番1、1番6、1番10、1番12、1番14から17まで、1番21から31まで、1番35、1番37、7番4、7番7から10まで、7番13、20番3から6まで及び20番8に限る。)を除く。)	0467(22)6200(代)	藤沢水道営業所	藤沢市鵠沼石上2丁目6番2号	藤沢市	0466(27)1211(代)
神奈川県ホームページ																													
県営水道の給水区域	https://www.pref.kanagawa.jp/docs/r4a/keneisuidousyoukai/kyusuikuiki.html																												
名称	所在地	所管区域	電話番号																										
相模原水道営業所	相模原市中央区光が丘2丁目18番56号	相模原市(緑区(相原、相原1丁目、相原2丁目、相原3丁目、相原4丁目、相原5丁目、相原6丁目、大島、大山町、上九沢、下九沢、田名、西橋本1丁目、西橋本2丁目、西橋本3丁目、西橋本4丁目、西橋本5丁目、二本松1丁目、二本松2丁目、二本松3丁目、二本松4丁目、橋本1丁目、橋本2丁目、橋本3丁目、橋本4丁目、橋本5丁目、橋本6丁目、橋本7丁目、橋本8丁目、橋本台1丁目、橋本台2丁目、橋本台3丁目、橋本台4丁目、東橋本1丁目、東橋本2丁目、東橋本3丁目、東橋本4丁目及び元橋本町に限る。)及び中央区に限る。)	042(755)1132(代)																										
相模原南水道営業所	相模原市南区相模大野6丁目3番1号	相模原市(南区に限る。)	042(745)1111(代)																										
津久井水道営業所	相模原市緑区中野252番地の1	相模原市(緑区(相原、相原1丁目、相原2丁目、相原3丁目、相原4丁目、相原5丁目、相原6丁目、青根、大島、大山町、上九沢、澤井(1,746番から2,243番まで、2,507番から2,609番まで及び2,617番から2,631番までに限る。)、下九沢、田名、名倉(657番から772番まで、1,657番から2,161番まで及び2,743番から4,142番までに限る。)、西橋本1丁目、西橋本2丁目、西橋本3丁目、西橋本4丁目、西橋本5丁目、二本松1丁目、二本松2丁目、二本松3丁目、二本松4丁目、橋本1丁目、橋本2丁目、橋本3丁目、橋本4丁目、橋本5丁目、橋本6丁目、橋本7丁目、橋本8丁目、橋本台1丁目、橋本台2丁目、橋本台3丁目、橋本台4丁目、東橋本1丁目、東橋本2丁目、東橋本3丁目、東橋本4丁目、日連(1,116番から1,146番まで、1,202番から1,212番まで及び2,098番から2,770番までに限る。)、牧野(4,818番、4,819番、4,826番から4,830番まで、4,841番から4,843番まで、4,914番、4,922番から4,928番まで、5,517番から5,519番まで、5,528番から5,530番まで、5,533番から5,556番まで、5,563番から5,587番まで、5,593番から5,598番まで及び5,635番から5,637番までを除く。)、元橋本町及び吉野(1,691番から2,109番までに限る。)を除く。)に限る。)	042(784)4822(代)																										
鎌倉水道営業所	鎌倉市御成町12番地18号	鎌倉市、逗子市及び三浦郡葉山町(上山口(1,560番10、1,560番35から40まで、1,560番43から49まで、1,560番74、1,560番84、1,560番86、1,560番88、1,560番89、1,560番91、1,560番93、1,560番97、1,560番104、1,560番105、1,560番108、1,560番110、1,560番112、1,560番120、1,560番122、1,560番123、1,560番126、1,560番127、1,560番131、1,560番132、1,560番151、2,057番18、2,057番21、2,057番23、2,057番26、2,094番2、2,094番5、2,108番11、2,108番12、2,108番14から17まで、2,108番19から25まで及び2,108番41に限る。)及び下山口(1番1、1番6、1番10、1番12、1番14から17まで、1番21から31まで、1番35、1番37、7番4、7番7から10まで、7番13、20番3から6まで及び20番8に限る。)を除く。)	0467(22)6200(代)																										
藤沢水道営業所	藤沢市鵠沼石上2丁目6番2号	藤沢市	0466(27)1211(代)																										

新	旧		
	茅ヶ崎水道営業所 茅ヶ崎市本村 4 丁目 5 番 22 号	平塚市 (須賀 (字上彦右衛門新田及び下彦右衛門新田に限る。) 及び馬入 (字三谷前、三谷後、中島境及び大道下に限る。) に限る。)、茅ヶ崎市及び高座郡寒川町	0467(52)6151(代)
	平塚水道営業所 平塚市西八幡 1 丁目 3 番地 1 号	平塚市 (須賀 (字上彦右衛門新田及び下彦右衛門新田に限る。)、馬入 (字三谷前、三谷後、中島境及び大道下に限る。) 及び土屋 (字遠藤原に限る。) を除く。)、小田原市 (小船、中村原、沼代、上町、小竹、山西、前川 (1 番地から 245 番地まで及び 1,580 番地から 1,595 番地までを除く。)、羽根尾、東ヶ丘、川匂、国府津 4 丁目 (1 番地 1 号の一部に限る。) 及び国府津 5 丁目 (1 番から 6 番までを除く。)) 並びに中郡大磯町及び二宮町 足柄下郡箱根町 (仙石原、宮城野、強羅、木賀 (字木賀、新田及び川向に限る。) 及び元箱根 (字旧札場、三右エ門平、禅月山及び神宮山に限る。) に限る。) ※	0463(73)6122(代)
	厚木水道営業所 厚木市水引 2 丁目 3 番 1 号	厚木市、伊勢原市及び愛甲郡愛川町 (中津 (字吹上、桜台、下菅原、諫訪前、諫訪、諫訪東、上六倉、一ヶ井、上菅原、大塚前、下大塚、大塚、大塚下及び下六倉に限る。)、角田 (字箕輪下原に限る。) 及び春日台に限る。)	046(224)1111(代)
	海老名水道営業所 海老名市上郷 717 番地	海老名市及び綾瀬市	046(234)4111(代)
	大和水道営業所 大和市西鶴間 3 丁目 12 番 18 号	大和市	046(261)3256(代)

※平塚水道営業所が管轄する足柄下郡箱根町の給水装置工事について、申請書の受付及び設計審査等は箱根水道センターで行う

箱根水道センター：所在地 足柄下郡箱根町宮城野 626 番地の 11 電話番号 0460(82)4306(代)